

ねりまのかんきょう

令和元年度（2019年度）報告



環境学習



打ち水大作戦



四季の香ローズガーデン



花壇管理

令和2年（2020年）9月
練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、

みどりや水と共生する美しいまち

安全で健康に暮らせる生活環境のまち

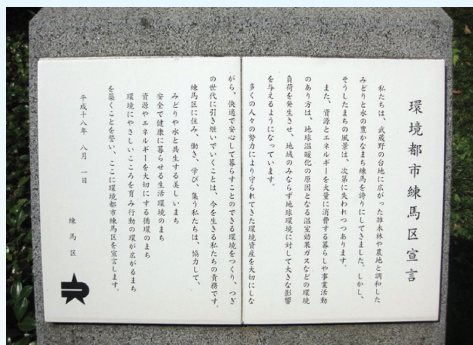
資源やエネルギーを大切に作る循環のまち

環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち

を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成 18 年 8 月 1 日

練 馬 区



「環境都市練馬区宣言」記念碑

宣言内容を広くかつ長期にわたって周知するため、現在、練馬庁舎、石神井庁舎、春日町リサイクルセンター、関町リサイクルセンター、豊玉リサイクルセンター、大泉リサイクルセンターの6ヶ所に「環境都市練馬区宣言」記念碑を設置しています。
(写真は練馬庁舎に設置している記念碑)

「ねりまのかんきょう 令和元年度報告」目次

環境都市練馬区宣言(全文)

目次

はじめに	1
1 発行目的	1
2 練馬区の概要	1
3 環境部の組織と主な分掌事務	2
4 環境部の主な取組	
1 環境に関する事業について	3
2 みどりに関する事業について	4
3 清掃とリサイクルに関する事業について	4
第1章 環境にやさしいまちをつくる	
第1項 環境基本条例と環境基本計画	6
1 練馬区環境基本条例	6
環境基本条例／練馬区環境審議会／環境都市練馬区宣言	
2 練馬区環境基本計画 2020(令和2年3月策定)	7
策定の背景、位置付け／計画期間／望ましい環境像と目標、施策／進捗管理	
3 練馬区環境基本計画 2011(後期計画)(平成29年3月策定)の取組結果	9
第2項 地球温暖化問題とは	10
1 地球温暖化＝二酸化炭素(温室効果ガス)で地球が熱くなる	10
2 地球温暖化は代表的な環境問題	10
3 地球温暖化の影響	10
第3項 地球温暖化防止に向けた動向	11
1 主な国際的な取組	11
COP3／京都議定書の発効／パリ協定の発効	
2 日本の取組	12
COP3後の対応／COP7後の対応／国連気候変動サミット後の対応／COP17 後の対応／COP19 後の対応／COP21 後の対応	
3 東京都の取組	13
4 オール東京 62 市区町村共同事業	13
第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応	14
1 練馬区の地球温暖化対策に関する計画(練馬区環境基本計画)	14
経緯／対象とする温室効果ガス／対象とする二酸化炭素(CO ₂)排出部門／区の温室効果ガス排出量／区の地球温暖化対策の目標	
2 練馬区のエネルギーに関する計画(練馬区エネルギービジョン)	16
経緯／目的・位置づけ／計画期間／取組の柱立て	
3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度	18
4 自立分散型エネルギー設備設置補助制度	19
第5項 環境教育啓発事業	20
1 環境教育啓発事業	20
エコライフチェック／環境作文コンクール／こどもエコクラブの活動支援／ねりまエコ・アドバイザーの活動支援／地域活動を担う人材の育成／環境月間行事／電気自動車、燃料電池自動車の活用／ねりまエコスタイルフェア／節電の取組／ねりま打ち水大作戦／練馬区民環境行動連絡会の活動支援／練馬区地球温暖化対策地域協議会	
第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進	23
1 練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)	23
2 練馬区環境管理実行計画	23
温室効果ガス排出量の削減／温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結／プラスチックごみの削減	

練馬区環境方針	24
第7項 まちづくりで環境に配慮する	25
1 環境影響評価(環境アセスメント)制度	25
環境アセスメントとは/環境アセスメントの対象事業/練馬区に関する環境アセスメント対象事業	
2 練馬区まちづくり条例による開発調整手続	28
手続きの対象/令和元年度の届出件数/手続きの流れ	
第8項 良好な地域環境をつくる	29
1 大気汚染	29
大気汚染の状況/光化学スモッグ/悪臭/ダイオキシン類/アスベスト	
2 放射線対策	41
区の対応基準/区内の状況の把握/局所的な汚染に対する対応	
3 騒音・振動	42
騒音・振動の状況/騒音の環境基準/発生源別の状況と対策/夜間騒音等実態調査/特定建設作業/自動車騒音対策	
4 工場・指定作業場等	52
工場の設置/指定作業場の設置/特定施設の設置/事業者等のその他の責務	
5 苦情・相談	57
苦情・相談の受付から処理までの手順/苦情受付実績	
第9項 まちの美化を進める	59
1 まちの美化を推進するために	59
環境清掃推進連絡会との協働/区内一斉清掃/町会・自治会等への支援/歩行喫煙等の防止/落書対策/空き家等対策の推進/あき地の管理の適正化	
2 カラス対策	63
3 アライグマ・ハクビシン対策	63
第2章 練馬のみどりを未来へつなぐ	
第1項 みどり豊かなまちづくりのために	64
1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例など	64
練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例/練馬区みどりの総合計画の策定/練馬区緑化委員会	
2 みどりのネットワークの形成	64
みどりのネットワーク形成の推進/特色ある公園等の整備/公共施設の樹木管理/民有樹林地の保全/みどりの美しい街並みづくり/緑化計画の事前協議/樹林等伐採の届出	
3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	68
個人のみどりを地域で守る仕組み/みどりを守り育てる人材や団体の育成/練馬みどりの葉っぱ基金/みどりの普及啓発施設	
第2項 河川・池の環境	71
1 水質調査	71
環境基準/調査内容および結果	
2 水生生物調査	76
第3章 循環型社会をつくる	
第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業	77
1 概要	77
2 区における計画体系と方針	77
練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画(平成29年度～令和8年度)	
3 循環型社会に向けた3Rの推進	78
4 練馬区循環型社会推進会議	78

5 統計から見たごみと資源 -----	79
ごみ量、資源量の推移／ごみの組成	
第2項 ごみの発生を抑制する -----	82
1 普及啓発事業 -----	82
ごみの減量、リサイクルについての情報発信／清掃事務所の様々な活動／リサイクルセンター	
2 食品ロスの削減に向けた取組 -----	83
3 生ごみの排出抑制 -----	83
学校等生ごみの資源化事業／生ごみ処理機などのあつせん・購入費助成	
4 不用品の活用(再使用) -----	84
リサイクル・マーケットの開催支援／大型生活用品リサイクル情報掲示板	
第3項 リサイクルを進める -----	86
1 資源のリサイクル(再生利用) -----	86
集団回収／事業系資源回収／集積所での資源回収／街区路線回収／拠点回収	
2 区立施設におけるリサイクルの推進 -----	88
3 練馬区資源循環センター -----	88
粗大ごみの収集事業／粗大ごみの再使用事業／粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業／集団回収の相談等窓口／資源回収拠点／バイオディーゼル燃料精製事業／資源循環推進事業の普及啓発等／容器包装プラスチックの回収事業／可燃ごみ不燃ごみ収集事業	
第4項 ごみの適正処理を進める -----	91
1 ごみの出し方と収集方法 -----	91
2 ごみの処理 -----	92
3 集積所の適正管理 -----	92
4 高齢者などへのサービス(戸別訪問収集) -----	92
5 見守りサービス -----	92
6 し尿の処理と浄化槽 -----	92
7 一般廃棄物処理業の許可 -----	93
8 犬猫などの死体処理 -----	93
9 有料ごみ処理券 -----	93
10 有料粗大ごみ処理券 -----	93
第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題 -----	96
1 ごみの減量に向けた取組 -----	96
2 ごみの分別の徹底と資源化 -----	96
3 環境負荷の低減 -----	96
廃棄物・リサイクル対策関連の法体系 -----	97
「ねりまのかんきょう」年表 -----	98

はじめに

1 発行目的

練馬区では、平成 18 年に練馬区環境基本条例を施行するとともに、環境保全の取組を区民・事業者・区が一体となって進めることを内外に明らかにするため、「環境都市練馬区宣言」を行いました。

「ねりまのかんきょう」は、練馬区環境基本条例第 16～18 条に基づき、環境の監視・測定の結果および環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するために毎年度作成しています。

本冊子が多くの区民の皆さまに活用され、環境への関心を深め、環境を守り向上させる一助となれば幸いです。

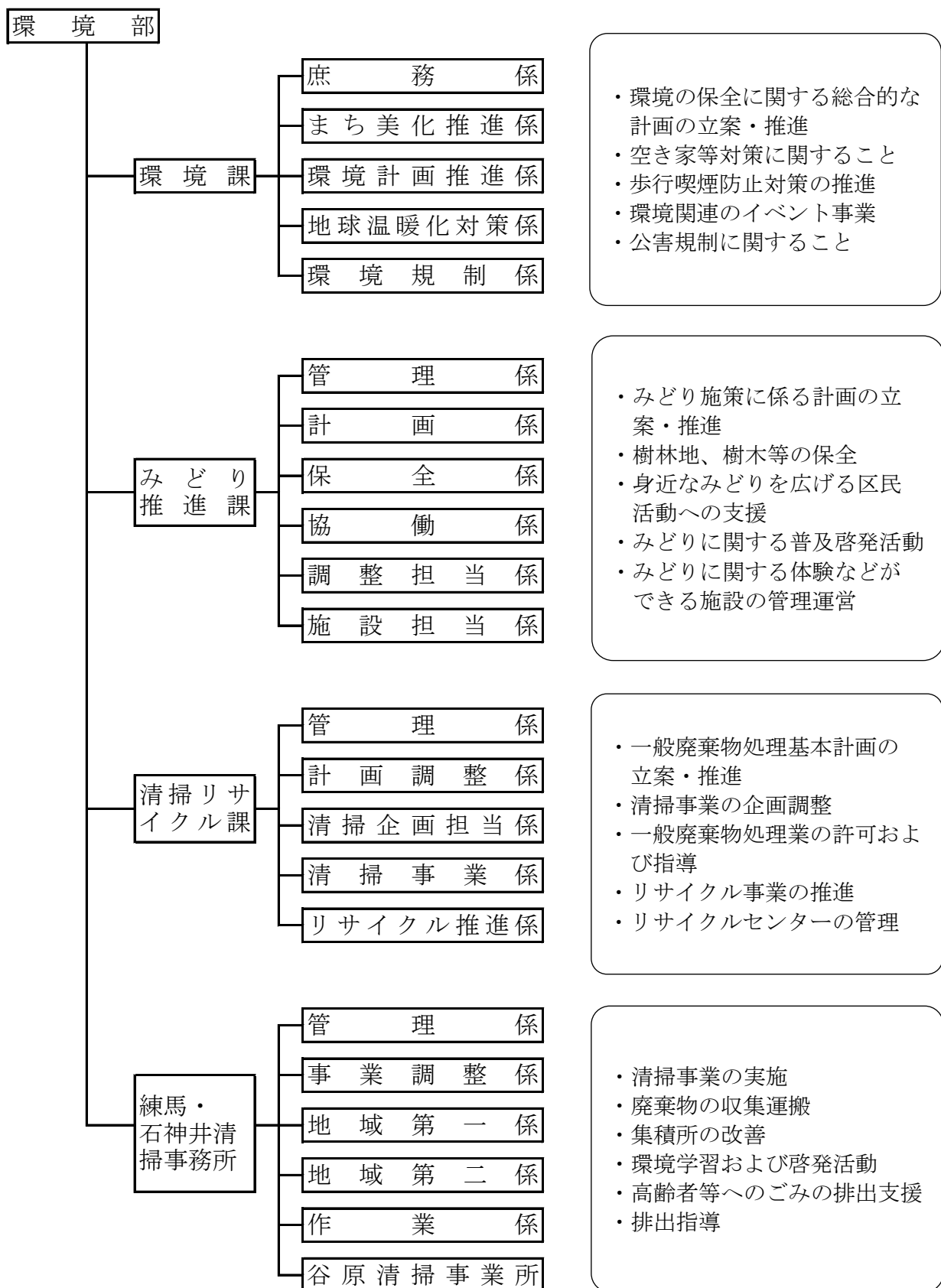
2 練馬区の概要



面積	48.08km ²
総人口	742,396 人 (R2.7.1) ※外国人住民 20,714 人を含む
世帯数	381,589 世帯 (R2.7.1) ※外国人住民世帯を含む
人口密度	15,440 人／km ² (R2.7.1)

3 環境部の組織と主な分掌事務

(令和2年4月1日現在)



4 環境部の主な取組

1 環境に関する事業について

(1) 練馬区環境基本計画の改定

「練馬区環境基本計画2011(後期計画)」の方向性を継承し、第2次ビジョンの環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に「練馬区環境基本計画2020」を策定しました。望ましい環境像を「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」とし、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野を計画範囲として施策を進めていきます。

(2) 事務事業における環境配慮活動の推進

地球温暖化を防止するため、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量、電気使用量を、令和元年度までに平成21年度比7%削減する目標を、平成28年3月に設定しました。令和元年度は、温室効果ガス8.5%、電気使用量13.3%の削減となり、目標を達成しました。

また、令和元年12月に「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、プラスチックごみ削減への取組を強化しています。

(3) 環境に配慮した電力の調達

電力会社の再生可能エネルギーの導入状況や、発電に伴い発生する温室効果ガス排出量などを考慮した上で、安定して電力を供給できる事業者を、平成24年度から入札等で決定しています。令和元年度は156施設に導入しました。

(4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等への支援

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した区民および小規模事業者、管理組合に対して設置費用の一部を補助しています。令和元年度は、8種類の設備を対象に補助を行いました。

(5) 空き家等対策の推進

空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」を対象とした「練馬区空き家等対策計画」を平成29年2月に策定するとともに、同年10月に「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、全面施行しました。条例制定に基づき、学識経験者等で構成する練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を設置するなど、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

(6) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、平成22年4月1日に「練馬区

歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。「マナーアップ指導員」が駅周辺を中心に巡回指導しているほか、道路に啓発用路面表示シートを貼付しています。また、電柱に巻看板を掲出しています。

2 みどりに関する事業について

(1) 練馬区みどりの総合計画の策定

みどりの状況や区民の意識変化をふまえ、区民とともにみどりに恵まれた環境を未来へつなぐために、みどりの総合計画を平成 31 年4月に策定しました。みどりのネットワークの形成を進めるとともにみどりを育むムーブメントの輪を広げていきます。

(2) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するため、所有者からの申請により、一定の基準を満たす樹木・樹林を「保護樹木・保護樹林」として指定しています。また、土地所有者の協力を得て、樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして「憩いの森・街かどの森」を区民に開放しています。特に希少な樹林地については、都市計画緑地としての決定を進めています。

(3) 民有地の緑化事業

普段の生活の中でみどりの豊かさを実感できるよう、「見えるみどり」を増やすことを目的に、民有地を対象としたみどりの街並みづくり助成金による、生け垣化、フェンス緑化および沿道緑化等の支援をしています。

また、みどりのカーテンを普及させるための事業も実施しています。

(4) 四季の香ローズガーデン拡張

四季の香公園の西欧庭園区域を、四季の香ローズガーデンと一体的になるようリニューアルし、バラとハーブを楽しめるガーデンとして拡張します。新たに「バラの色」と「ハーブの香り」をテーマにしたゾーンを整備し、バリアフリー化を図ります。令和元年度は、基本設計・実施設計を行いました。

3 清掃とリサイクルに関する事業について

清掃とリサイクル分野では、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣を定着させ、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざしています。

(1) ごみの発生を抑制する

ごみの減量や発生を抑制するための情報発信や啓発活動を実施しています。生ごみの減量化や不用品の再使用など様々な事業に取り組んでいます。

① 情報紙「ねりまの環」、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け

方と出し方」の発行

- ② 清掃事務所による啓発活動・ふれあい環境学習の実施
- ③ 食品ロスの削減とフードドライブ事業の実施
- ④ 家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器、ディスプレイ等購入費助成による生ごみの減量化
- ⑤ リサイクル・マーケットの開催支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の設置
- ⑥ リサイクルセンターでの再使用可能な木製家具や不用となった日用雑貨品等の展示・販売

(2) リサイクルを進める

資源のリサイクルを促進するため、集団回収、集積所回収、街区路線回収および拠点回収など多様なルートで資源を回収しています。区の事業活動に伴って発生する資源も回収しています。

- ① 資源回収を行う団体への資源回収業者紹介や報奨金・集荷場所案内板等の用品を支給する集団回収支援
- ② 集積所での資源回収(古紙、容器包装プラスチック)
- ③ 街区路線回収(びん・缶、ペットボトル)
- ④ 拠点回収(乾電池、古着・古布、廃食用油、小型家電など)
- ⑤ 区立施設から排出される資源の回収(古紙、びん・缶、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、生ごみ、廃食用油など)

(3) ごみの適正処理を進める

ごみの収集は、可燃ごみ(週2回)、不燃ごみ(月2回)、粗大ごみ(申込制)の3区分で行っています。集積所を適正管理するための排出指導や防鳥用ネットの貸し出しを行っています。排出困難世帯の戸別訪問収集も実施しています。粗大ごみや小規模事業者が排出するごみは、有料で収集しています。

- ① 資源・ごみの排出指導、青空集会の実施、集積所の廃止・分散などの相談
- ② 集積所を清潔に管理するための防鳥用ネット・立体型防鳥用ネット貸し出し
- ③ 排出困難世帯(高齢者のみ・障害者のみで集積所にごみを出せない世帯)の玄関先などでの戸別訪問収集
- ④ 有料粗大ごみ処理券、有料ごみ処理券の販売

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例

(1) 環境基本条例(平成18年6月練馬区条例第58号)

区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして、平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」(以下「環境基本条例」という。)を公布し、同年8月1日に施行しました。

ア 目的

環境の保全に係る基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、区の良い環境を実現し、地域環境と広域的な環境の保全に貢献する。

イ 基本理念

①良好な環境を次世代に引き継ぐ ②環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く ③事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める

ウ 環境基本計画

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定める。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮していく。

エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができる。

オ 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成し、結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者提供する。

(2) 練馬区環境審議会

環境基本条例第22条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成18年12月に設置しました。

区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は2年で、公募区民5名、区民団体推薦4名、事業者団体推薦4名、学識経験者2名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計18名の委員で構成しています。

令和元年度は4回開催し、「練馬区環境基本計画 2011(後期計画)の進捗状況評価結果」「環境基本計画の改定」について審議しました。

(3) 環境都市練馬区宣言(平成18年8月)(巻頭に記載)

環境基本条例の施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組み、より良い環境を次の世代に引き継ぐ決意を内外に明らかにしました。

2 練馬区環境基本計画 2020(令和2年3月策定)

(1) 策定の背景、位置付け

環境基本条例に基づき、区の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定しています。

「練馬区環境基本計画 2011(後期計画)」※の方向性を継承し、第2次ビジョンの環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に策定しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

※平成22年度に策定し、28年度に後期計画として改定。(計画期間 平成29年度～令和元年度)

(2) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの期間を対象とします。

(3) 望ましい環境像と目標、施策

「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を望ましい環境像として定め、環境面の施策を推進します。望ましい環境像の実現に向け、4分野それぞれに目標を設定します。

■みどり

目標 練馬のみどりを未来へつなぐ

方針1 みどりのネットワークの形成

- ① みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり
- ② 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりと良好な管理
- ③ みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備や河川改修、駅周辺・公共施設におけるみどりの空間づくり
- ④ 樹林地や樹木の保全と管理
- ⑤ 地域ぐるみでの緑化の推進とみどり豊かな開発の促進
- ⑥ 都市農地の保全

方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

- ① 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充
- ② 公園や憩いの森の区民管理の拡充
- ③ みどりを守り育てる人材や団体の育成、区民による取組の支援
- ④ みどりを育む基金を活用したみどりと積極的に関わる機会の拡充

■エネルギー

目標 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

方針1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① 避難拠点での電気自動車等の活用
- ② 避難拠点への太陽光発電設備の導入

方針2 効率的で低炭素なエネルギーの確保

- ① 再生可能エネルギーの利用促進
- ② 省エネルギーへの取組
- ③ 地域コジェネレーションの構築
- ④ 区民・事業者と連携した温室効果ガス排出量削減の取組
- ⑤ 防災・環境・まちづくりとの連携
- ⑥ 清掃工場の活用
- ⑦ 地域活動を担う人材の育成

■清掃・リサイクル

目標 みどりあふれる循環型都市をめざして

方針1 ごみの発生抑制・再使用の促進

- ① プラスチック使用の削減
- ② 食品ロスの削減
- ③ 生ごみの発生抑制・資源化
- ④ 再使用の促進

方針2 多様な資源循環の推進

- ① 区民・事業者が進める資源回収の促進
- ② 区が進める資源回収の推進

方針3 適正処理の推進

- ① 排出ルール徹底、事業者の自己処理責任の徹底
- ② 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

方針4 協働の取組の推進・環境学習の充実

- ① 3Rに取り組む区民・団体・事業者の活動支援
- ② 3Rに関する普及啓発や環境学習の充実

■地域環境

目標 快適な地域環境をつくる

方針1 良好な交通環境の整備

- ① 環境に配慮した都市計画道路の整備
- ② 西武新宿線の立体化
- ③ 大江戸線の延伸
- ④ みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進
- ⑤ 自転車利用環境の整備

方針2 良好な生活環境の保全

- ① 公害発生の防止や空き家対策など生活環境の保全
- ② 環境に配慮したまちづくりの推進
- ③ 環境にやさしい住まいづくりの促進

方針3 気候変動への対応

- ① 雨水流出抑制対策の推進
- ② 暑熱環境対策の推進

方針4 協働の取組の推進・環境学習の充実

- ① 環境保全活動を行う区民・団体との連携、支援
- ② 地域活動を担う人材の育成
- ③ 環境学習、環境教育の推進

(4) 進捗管理

毎年度点検・評価します。進捗状況の点検は、区の環境状況や環境保全施策の実施状況を示す環境指標を定めて行います。環境指標は、環境審議会において進捗状況を評価し、見直しの必要性や方向性等について検討します。

3 練馬区環境基本計画 2011(後期計画)(平成 29 年 3 月策定)の取組結果

練馬区環境基本計画 2011(後期計画)の対象期間は、平成 29 年度から令和元年度までとしていました。計画終了後、12 の環境指標について、成果の点検を実施したところ、以下の結果となりました。

環境指標の進捗状況に関する調査結果

A 順調に進捗している(進捗状況が概ね8割以上)	10 指標
B ほぼ順調に進捗している(進捗状況が概ね6割以上8割未満)	0 指標
C 進捗状況がかんばしくない(進捗状況が概ね 6 割未満)	1 指標
D その他(単年度の評価が困難等)	0 指標

基本施策	環境指標	令和元年度 目標値	令和元年度 実績	評価
みどり豊かなまちをつくる	区のみどり施策への満足度※ ¹	維持・向上	77.0%	A
	区全体の「みどり」に対する満足度※ ²	維持・向上	—	—
自立分散型エネルギーのまちをつくる	住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助件数(累計)	8,404 件	8,749 件 うち事業所用 79 件 管理組合 89 件	A
	区内のエネルギー消費量※ ³	20,824TJ	20,572TJ	A
循環型のまちをつくる	区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量	令和 8 年度までに 443 g 以下	478 g	A
	リサイクル率	令和 8 年度までに 25.2%以上	23.7%	A
快適な地域環境をつくる	管理不全な空家等およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数	60 棟	97 棟	A
	雨水流出抑制対策量(累計)	令和 3 年度までに 555,000 m ³	548,928 m ³	A
	区内の都市計画道路の完成率	6 割	50.9%	C
学びと行動の環を広げる	環境作文コンクールへの作文応募数	1,100 作品	987 作品	A
	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	111,890 世帯	126,172 世帯	A
	ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の実施数	1,150 件	932 件	A

※1 区民意識意向調査において毎年調査される項目。

※2 区民意識意向調査において概ね 5 年に一度調査される項目。

(前回調査平成 28 年度、次回調査予定令和 3 年度)

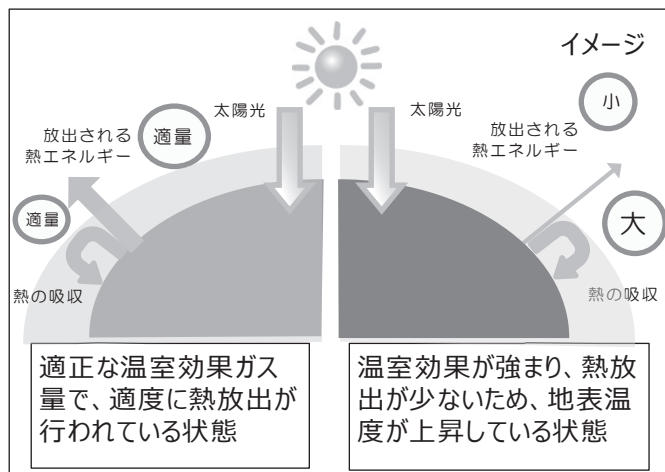
※3 区内のエネルギー消費量が確定するのは、概ね2年後になります。そのため、令和元年度実績欄に記載した数値は平成 29 年度のエネルギー消費量となります。

第2項 地球温暖化問題とは

1 地球温暖化＝二酸化炭素(温室効果ガス)で地球が熱くなる

地球の気温が一定程度の温度に保たれているのは、大気中に存在している二酸化炭素や水蒸気などの温室効果ガスが、地表面から放射される熱を吸収し、再び大気中に放射して温める役割(温室効果)を果たしているためです。温室効果ガスは生物が生存するために不可欠です。

しかし、産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加させました。このため、温室効果が強くなり、地表面の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」です。

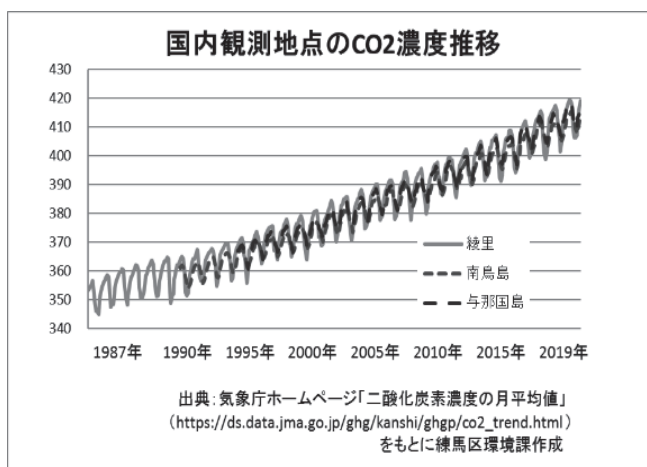


2 地球温暖化は代表的な環境問題

平成 26(2014)年 10 月に、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、地球温暖化に関する第 5 次評価報告書の統合報告書を採択・公表しました。

この報告書では温暖化の主な原因が人間の活動であった可能性が極めて高い(95%以上)とし、温暖化の世界的な影響を次のように推計しています。

- ① 2100 年には、平均気温が最大予測で 4.8℃ 上昇する。
- ② 2100 年には、海面水位が最大予測で 82cm 上昇する。



3 地球温暖化の影響

地球温暖化による“急激な”気温上昇は、さまざまな問題を引き起こすといわれています。例えば、つぎのような問題の発生が懸念されています。

- ① 極地の氷などが溶けて海面の上昇により、海岸線が後退し陸地が水没する。
- ② 高温地域での疾病が高緯度地方にも広がる。
- ③ 気候変動の幅が大きくなり、極端な天候の発生が多くなる。
- ④ 植生に変化が生じ、食料生産への影響が出る。
- ⑤ 生物種の絶滅が増える。

第3項 地球温暖化防止に向けた動向

1 主な国際的な取組

(1) COP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）

平成9（1997）年、京都で開催されたCOP3では、温室効果ガスの国別削減目標を含む京都議定書が合意されました。国別の削減目標は、各国の温室効果ガス排出量を、平成20（2008）年から平成24（2012）年の間に、基準（平成2（1990）年、一部平成7（1995）年）のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、EUのみ表記）

	日本	EU
1990（一部 1995）年排出量を基準とした、2008～2012年の間の排出量の削減率	6%	8%

平成13（2001）年、マラケシュで開催されたCOP7では、京都議定書の実行ルール（いわゆる京都メカニズム＝国際排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）が合意されました。

(2) 京都議定書の発効

平成16（2004）年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、発効要件（①55か国以上が批准、②排出抑制義務を負う先進国のうち平成2（1990）年温室効果ガス排出量の55％以上を占める国が批准）を満たしたため、平成17（2005）年2月16日、京都議定書が発効しました。議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

平成23（2011）年のドーハで開催されたCOP17では、京都議定書における第二約束期間（2013～2020）年の設定が合意されました。さらに将来を見据え、京都議定書に代わる新しい枠組みを令和2（2020）年から発効させ、実施していくことも合意されました。

(3) パリ協定の発効

平成27（2015）年12月、パリで開催されたCOP21では、産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑えるなどの共通認識のもと、途上国を含むすべての国が自主目標を設定し、達成に向けた政策をとらなくてはならないと定めた「パリ協定」が採択されました。平成28（2016）年11月にパリ協定は発効し、令和元（2019）年12月マドリッドで開催されたCOP25では、市場のメカニズムによる排出削減の実施や気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に対する支援方法などが議論されました。

2 日本の取組

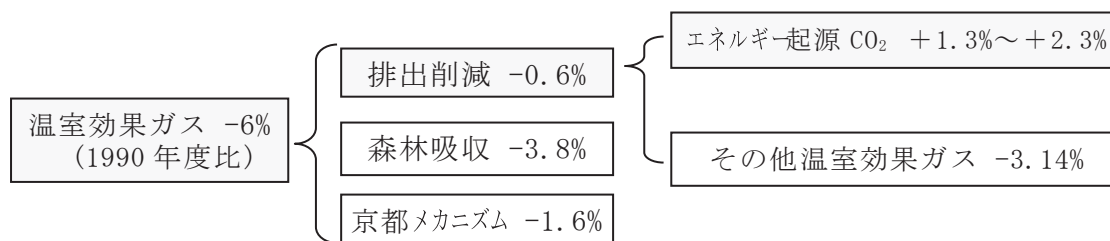
(1) COP 3（平成 9（1997）年12月開催）後の対応

国は、COP 3 の合意を受けて、平成10(1998)年に「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。同年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

(2) COP 7（平成13(2001)年10月開催）後の対応

国は、COP 7 の合意を受けて、同年に京都議定書を批准し、その義務を果たすための政策を推進することになりました。平成17(2005)年 2 月の京都議定書発効を受け、同年 4 月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれにおける対策を本格的に推進するための取組を定めました。平成20(2008)年 3 月、「京都議定書目標達成計画」を全部改定しました。

京都議定書目標達成計画(改定)における温室効果ガス削減の内訳



※ 京都メカニズムは、京都議定書における各国の数値目標を達成するための補助的手段として、排出量取引など市場原理を活用する仕組みです。

(3) 国連気候変動サミット（平成21(2009)年 9 月開催）後の対応

国は、温室効果ガス排出量を令和 2（2020）年までに平成 2（1990）年比で 25%削減することを表明しました。

(4) COP17（平成23(2011)年11月開催）後の対応

令和 2（2020）年からすべての国が参加する新しい枠組みが合意されました。二酸化炭素の最大排出国であるアメリカが京都議定書から離脱し、また、急激な経済成長により排出量が増加してきた新興国には削減義務が課せられていないため、国は、京都議定書の第二約束期間(2013～2020)年に参加しませんでした。その結果、令和 2（2020）年までの間は温室効果ガス排出量を自主的に削減することになりました。

なお、平成26(2014)年 4 月に発表された京都議定書の第一約束期間(2008～2012)年における日本の温室効果ガス排出量の確定値は、基準年度比 8.4%減となり、6 %削減目標を達成しています。

(5) COP19（平成25(2013)年11月開催）後の対応

国は、同年3月に決定した、「当面の地球温暖化対策に関する方針」において削減目標をゼロベースで見直すこととし、同COPにて、日本の新たな削減目標を2005年比で3.8%削減することを表明しました。

(6) COP21（平成27(2015)年11月開催）後の対応

国は、平成28(2016)年5月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量削減の中期目標を「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で26%削減」としました。同年11月にパリ協定を正式に批准したことで2030年度に向けた削減目標が国際公約となりました。

3 東京都の取組

平成20(2008)年3月に策定した「東京都環境基本計画」では、温室効果ガス排出量を令和2(2020)年までに平成12(2000)年比で25%削減する目標を掲げました。

平成26(2014)年12月に策定した「東京都長期ビジョン」では、エネルギー消費量を令和2(2020)年までに平成12(2000)年比で20%削減、令和12(2030)年までに30%削減、再生可能エネルギーによる電力利用割合を令和6(2024)年までに20%程度に拡大する目標を掲げました。

平成28(2016)年3月に策定した「東京都環境基本計画2016」では、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年までに平成12(2000)年比で30%削減する目標を新たに掲げました。

令和元(2019)年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、平均気温の上昇1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロを実現するためのビジョンと取組をまとめました。

4 オール東京62市区町村共同事業

平成17(2005)年の京都議定書の発効を契機に、東京23区の区長でつくる「特別区長会」では、地球温暖化防止に向けて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。これを受けて、平成19(2007)年にオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」がスタートしました。

各自治体の地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するため、市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の運営、気候変動への適応策に関する調査研究などを行っています。

第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応

1 練馬区の地球温暖化対策に関する計画(練馬区環境基本計画)

(1) 経緯

京都議定書の発効を受け、平成21年3月に新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

その後、平成29年3月に策定した練馬区環境基本計画2011(後期計画)から、地球温暖化対策に関する計画を包含し、温室効果ガス排出量の削減目標などを定めています。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数※
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼による使用、他人から供給された電気の使用等	1
メタン(CH ₄)	自動車の走行、生活排水の処理等	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行、生活排水の処理等	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出等	1,430 等
パーフルオロカーボン類(PFCs)	溶剤からの排出等 (区ではほとんど排出されていない)	7,390 等
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備からの排出等 (区ではほとんど排出されていない)	22,800
三ふっ化窒素(NF ₃)	ふっ化物製造時の漏出等 (区ではほとんど排出されていない)	17,200

※二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字。

(3) 対象とする二酸化炭素(CO₂)排出部門

温室効果ガス排出量のほとんどを占める二酸化炭素(CO₂)は、以下の排出部門を対象とします。

部門	内容
民生家庭部門	家庭における電気や燃料の消費
民生業務部門	事務所ビル、小売店舗、飲食店、学校、病院等における電気や燃料の消費
運輸部門	自動車(自家用、営業用)、鉄道における電気や燃料の消費
産業部門	製造業、建設業等における電気や燃料の消費
廃棄物部門	廃棄物(家庭系ごみ、事業系ごみ)の燃焼等による処理

(4) 区の温室効果ガス排出量

ア 温室効果ガス総排出量の推移

年度	基準年度 H25(2013) 実績値	H27(2015) 実績値	H28(2016) 実績値	H29(2017) 実績値
排出量 (千 t-CO ₂ eq)	2,273	2,027	1,972	2,032

イ 二酸化炭素（CO₂）の部門別排出量の構成（区と国）

部門	平成 29(2017)年度	
	練馬区	国全体
民生家庭部門	51.8%	16.7%
民生業務部門	23.3%	18.6%
運輸部門	16.3%	19.2%
産業部門	4.3%	37.2%
廃棄物部門	4.2%	—
エネルギー転換部門（製油所、発電所等）	—	8.3%

区内で排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。排出された二酸化炭素の構成は、民生家庭部門（一般家庭）と民生業務部門（事業活動）からで四分之三を占めており、製油所や発電所がなく、工場も少ないという練馬区の特性を表しています。

一方、国全体では、産業部門とエネルギー転換部門で半数近くを占めるという構成になっています。

(5) 区の地球温暖化対策の目標

上記(4)のイで示したとおり、区と国とでは構成が異なります。しかし、地球温暖化対策の重要性に鑑み、以下のとおり、国と同水準の削減目標を掲げています。

今後も区の特性を踏まえて、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入費用の一部補助などのさらなる活用を促し、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

目標

令和 12(2030)年度までに 26.0%削減する。

※基準年度は平成 25(2013)年度。

2 練馬区のエネルギーに関する計画(練馬区エネルギービジョン)

(1) 経緯

今まで国家的、広域的課題とされてきたエネルギー政策を、基礎的自治体である練馬区が行政計画として取り上げたのは、東日本大震災などを背景とする大きな時代の変化があったことによります。

従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給面での脆弱性と、全体としてのエネルギー効率の限界が明らかになるとともに、小型発電機やコジェネレーション等の分散型発電技術が飛躍的に発展しました。また、再生可能エネルギーの普及拡大や、水素エネルギーをはじめとする次世代エネルギー活用への期待も高まっていました。

区では、平成 26 年 9 月から有識者や事業者からなる「(仮称)練馬区エネルギービジョン検討会議」による検討を開始し、平成 28 年 3 月に練馬区エネルギービジョンを策定しました。

(2) 目的・位置づけ

ア 目的

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざす。

イ 政策の考え方

災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保という二つの観点から、エネルギー政策を展開する。

ウ 将来像

練馬区が目指す自立分散型エネルギー社会とは、エネルギーのベストミックスと省エネルギーを両輪として、地域全体のエネルギーセキュリティの確保と、効率的で低炭素なエネルギーの確保を実現した地域社会。

将来像について「生活」(区民生活や事業活動)、「社会」(区民等を後押しする社会の仕組み)、「空間」(住宅や街なみなど具体的な活動の場)の 3 つの観点から、それぞれのめざす姿を示している。

生活(区民生活や事業活動)
① 区民・事業者の間で、身近な省エネルギー対策が定着しています。
② エネルギー効率に優れた建物や製品等を優先的に選択する行動が定着しています。
③ 災害時のエネルギー確保への備え(設備、行動)が定着しています。
社会(区民等を後押しする社会の仕組み)
① 省エネ型の建物、製品およびサービスの選択を促すインセンティブ制度等が機能しています。
② 災害時には区内のエネルギー供給施設を皆で共有できる仕組みが整っています。
空間(住宅や街なみなど具体的な活動の場)
① 先導的な分散型エネルギー拠点が区内の数か所に実現しています。
② 家庭、事業所、区立施設では、各々の特性や目的に応じてエネルギーを組み合わせています。
③ みどり豊かで誰もが移動しやすい、低炭素で省エネルギー型のまちを形成しています。

エ 位置づけ

区の総合計画である「みどりの風吹くまちビジョン」のエネルギー分野における個別計画。

(3) 計画期間

国や東京都のエネルギー対策との整合や連携を図りながら進めるため、令和 10 年代初頭までの期間を対象とする。

なお、今後もエネルギー情勢の変化や技術革新の進展が予想されることから、取組の状況を踏まえながら、概ね5か年ごとに見直す。

「みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画との整合を図りながら推進する。

(4) 取組の柱立て

柱立ては、「災害時のエネルギーセキュリティの確保」「分散型エネルギーの普及拡大」「省エネルギー化の推進」「区民とともに進める取組」の4点とし、それぞれ重点的に取り組む事業を示した。

柱1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① 避難拠点への太陽光発電設備等の導入
- ② 避難拠点での電気自動車等の活用

柱2 分散型エネルギーの普及拡大

- ① 地域コジェネレーションシステムの早期整備
- ② 区民、事業者による分散型エネルギーシステムの導入支援

柱3 省エネルギー化の推進

- ① 省エネルギー機器・設備の導入支援
- ② 区立施設における省エネルギー化の推進

柱4 区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現をめざし、区民や事業者とともに取組の推進に努める

3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度※

太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムは、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設備の設置には多額の費用がかかります。

区では平成 18 年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の区内への普及を促進しています。平成 22 年度から小規模事業者への補助、平成 25 年度からは管理組合への補助も行っています。

※ 平成 26 年度までの制度名は、「地球温暖化対策設備設置補助制度」。



太陽光発電設備

令和元年度補助実績

設 備 種 類	補助対象者と補助金額※1	実 績	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備※2	(区民・事業者) 5 万円	99	4,932
	(管理組合) 20 万円	0	0
強制循環式太陽熱利用システム	(区民・事業者) 2.5 万円	1	25
	(管理組合) 20 万円	0	0
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	(区民・事業者) 2.5 万円	57	1,425
家庭用燃料電池システム (エネファーム) ※3	(区民・事業者) 5 万円	522	26,016
蓄電システム	(区民・事業者) 6 万円	165	9,900
	(管理組合) 20 万円	0	0
ビークル・トゥ・ホームシステム ※4	(区民・事業者) 2.5 万円	0	0
	(管理組合) 20 万円	0	0
改修窓(窓の断熱改修)	(区民・事業者) 4 万円	27	1,078
	(管理組合) 20 万円	0	0
直管形 LED 照明等	(事業者) 2 万円	0	0
	(管理組合) 20 万円	15	2,164
合 計※5		886	45,540

※1 補助金額は1件あたりの補助上限額。

※2 抽選により申請額を減額して交付した 1 件を含む。

※3 抽選により申請額を減額して交付した 2 件を含む。

※4 電気自動車等から電力を取り出し、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を有するシステム。

※5 合計は区民、事業者、管理組合の合計。



家庭用燃料電池システム(エネファーム)



自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

4 自立分散型エネルギー設備設置補助制度

平成 28 年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及を促進するとともに、災害が起きた時の避難拠点等において、必要とされる最小限のエネルギーを確保するため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、その一部を補助するものです。

なお、令和元年度の補助実績はありませんでした。

補助対象設備

設備種類	補助上限金額
太陽光発電設備	20 万円
蓄電システム	
ビークル・トゥ・ホームシステム	

第5項 環境教育啓発事業

1 環境教育啓発事業

(1) エコライフチェック

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動(エコライフ)に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較(チェック)することで、エコライフの効果(二酸化炭素排出量の削減)を確認する啓発事業です。

令和元年度は、区民 40,601 人および 19 事業所により 2.56t の二酸化炭素排出量にあたる削減に取り組みました。

このほか、区立学校敷地にある樹木が吸収するCO₂量とエコライフチェックの結果を連携させ、分かりやすく表示した樹木用プレート希望する学校に配付しました。



エコライフチェックレポート

(2) 環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和 49 年度から環境作文コンクールを実施しています。

令和元年度は、「暑がりの地球を助けます」、「もったいないを行動に!」、「見つけた!ねりまのちいさな生きもの」の3つのテーマに、987 作品(小学生部門 234 作品、中学生部門 753 作品)の応募がありました。入賞作品は、作品集としてまとめ、区立図書館、環境課窓口、区ホームページ等で公開しています。

(3) こどもエコクラブの活動支援

(公財)日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ(3歳から18歳を対象とする環境活動クラブ)の地方事務局として、子どもの環境保全活動や環境学習を支援しています。令和元年度は5クラブ 332 名が登録・活動しました。

(4) ねりまエコ・アドバイザーの活動支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や地域で行われる環境保全活動への助言・協力等を行うため、区が委嘱した区民(ボランティア)です。平成 21 年に、ねりまエコ・アドバイザー相互の情報交換、連携等を図るため、「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立されました。

区では、ねりまエコ・アドバイザー協議会と連携し、環境教育の一環として、小学校・学童クラブ等への講師派遣を行っています。

令和2年3月31日現在、41名のねりまエコ・アドバイザーが在籍しています。



環境学習の様子(学童クラブ)

(5) 地域活動を担う人材の育成

省エネや創エネ、省資源などエコライフに関わる知識や技術を学び、自ら主体的に地域活動を行う人材を育成するため、つながるカレッジねりま「エ

コ・アドバイザーコース」を開設します。令和元年度は2年度の開講に向け、受講生の募集を行いました。

(6) 環境月間行事

毎年、6月5日の「世界環境デー」に合わせ環境省が定める環境月間(6月)の周知を図るとともに、区役所および区立施設で関連事業を行っています。

令和元年度は、練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)主催の「スタート!エコライフ 2019」に出展しました。

また、図書館12館、リサイクルセンター4か所で関連図書の展示、体験イベント等の関連事業を行いました。



環境月間周知ポスター

(7) 電気自動車、燃料電池自動車の活用

地球温暖化対策に取り組む一環として、電気自動車および燃料電池自動車の導入を進めています。

区内を24時間365日巡回する安全・安心パトロールカー7台に電気自動車を導入しています。現在、電気自動車11台および燃料電池自動車2台を稼働しています。

これらの車両は、現場調査などの日常業務をはじめ、イベント時は車両の電力を活用した外部給電のデモンストレーション等で活躍しています。

令和元年度は23のイベントおよび避難拠点訓練等に参加しました。



練馬水素ステーションと燃料電池自動車



安全・安心パトロールカー(電気自動車)

(8) ねりまエコスタイルフェア

ねりまエコスタイルフェアは、省エネ・省資源につながる展示・体験などを通じて、広く区民に温室効果ガスの排出抑制や地球温暖化防止対策を啓発する目的で開催しています。

令和元年度は、練馬区と練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)との共催により、練馬まっつりの同時開催事業として「地球に人に優しく暮らす」というテーマのもと、10月20日(日)にとしまえんで開催しました。



ねりまエコスタイルフェアの様子

当日は、ねり☆エコの会員団体を中心に25団体が出展し、家庭での節電の取組紹介や省エネ・省資源につながる展示・発表、

トラックステージでの紙芝居や省エネ演劇、エコカー展示、会場内を巡る「ねり☆エコクイズラリー」など、暮らしの中でできるエコの啓発に取り組みました。

練馬まつり・健康フェスティバル・練馬産業見本市の来場者とあわせて約 35,300 人が来場されました。

(9) 節電の取組

令和元年度は、家庭での「無理のない賢い節電」を呼びかけるためのポスターを区内の公設掲示板等に掲示しました。

また、区立施設でも、利用者などの健康管理に配慮しながら節電に取り組みました。



冬期の節電ポスター

(10) ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む契機となることを目的としています。令和元年度は、7月23日から8月23日を「ねりま打ち水強化月間」と定め、各家庭での取り組みに加え、区立施設や町会・自治会など27団体が打ち水を実施しました。



商店街での打ち水イベント

(11) 練馬区民環境行動連絡会の活動支援

平成16年8月に策定された「練馬区民環境行動方針」に基づき、提案されたプロジェクトを実現するため、事業実施グループ間の連絡・調整等を図るための組織として「練馬区民環境行動連絡会」（以下「連絡会」といいます。）が平成17年4月に発足しました。区は連絡会と共催で、区民環境行動講演会の開催や広報紙の編集・発行など、連絡会の活動を支援しています。令和元年度は、区民環境行動講演会「自然観察の楽しみ方」を開催し、連絡会の広報紙「もっと！青い空」を2回発行しました。

(12) 練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）

区内の日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に必要な取組を協議し、企画・実施するため、平成22年5月に設立されました。

平成23年度に区民公募により、「ねり☆エコ」という愛称になりました。

練馬区をはじめ、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など29会員で構成されています。

令和元年度には「ねりまエコスタイルフェア」のほか、国が定める各種月間に合わせて、環境月間講演会「自分でできるCO₂の削減～私たちの生活と地球温暖化の関係」や環境月間行事「スタート！エコライフ2019」、地球温暖化防止月間講演会「地球温暖化のしくみと海の役割～私たちができること～」を開催しました。

また新規事業として、環境野外講座「地球と自然の大切さを学ぼう」の開催や、地球温暖化や省エネに関する知識をクイズ形式で学べる「ねり☆エコeラーニング」の開設など、新たな対象に向けた事業を行いました。

その他、事業者向け講習会の開催、小学3年生から中学2年生を対象に地球環境に関する絵を募集する「こどもエコ・コンクール」の実施、地球温暖化対策に寄与する民間イベントの後援、地域イベントへの協力などを通じて、節電・省エネ・省資源を働きかけ、温室効果ガスの排出抑制などを啓発しています。

第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進

1 練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)

区は、事務事業を執行する中で、率先して地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

平成13年度に環境マネジメントシステムの世界共通の規格であるISO14001を認証取得しました。平成23年度からは区独自の「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」に基づき、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するとともに、環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

2 練馬区環境管理実行計画

(1) 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事業者としての区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として平成23年に策定しました。

平成28年に令和元年度を終期とする第二次計画を策定しました。計画で設定した目標は、右表のとおり、いずれも達成しました。

※1 平成21年度排出係数

※2 指定管理者施設を含めた使用量を算出できる平成23年度を基準年とする

令和2年3月に第三次計画を策定しました。この計画では、令和12年度までに、平成25年度比26%の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

	令和元年度 実績	目標値 (平成21年度 比7%削減)	平成30年度 実績
温室効果ガス排出量 ※1(t-CO ₂ eq)	42,319	43,003	42,978
電気使用量(kWh)	70,378,085	75,451,501	72,398,844

	令和元年度 実績	平成21年度 実績	平成30年度 実績
都市ガス使用量(m ³)	4,769,640	4,754,282	4,683,264
LPG使用量(kg)	47,172	49,628	50,369
重油使用量(ℓ)	350,712	405,044	397,441
灯油使用量(ℓ)	2,766	4,071	3,467
地域冷暖房熱使用量 (GJ)	12,016	29,679	9,190
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値)(ℓ)	171,182	282,758	175,855
水道使用量(m ³)	1,442,770	1,634,837	1,583,840
用紙使用量 (A4換算値)(枚)※2	120,768,112	105,573,660	120,183,204
廃棄物排出量(t)	2,194	3,241	2,215

(2) 温室効果ガス等

の排出の削減に配慮した契約の締結

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」といいます。)第11条第4項の規定に基づく令和元年度における契約の締結実績の概要はつぎのとおりです。

環境配慮契約法および練馬区電力調達に係る環境配慮方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した競争入札等を行っています。令和元年度は、156の区立施設において契約を締結しました。

(3) プラスチックごみの削減

プラスチックごみが大量に自然界に流出し、生態系ひいては人体への影響が懸念されています。令和元年12月「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、事務事業におけるプラスチックごみの発生抑制に向けた取組を積極的に進めています。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、

ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にする文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくることが、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

※環境方針は、区が環境配慮活動を行っていくうえでの基本方針であり、この方針に基づき区が行動することを、区の内外に約束するものです。

第7項 まちづくりで環境に配慮する

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度

(1) 環境アセスメントとは

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や自治体などから意見を聴き、それを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境アセスメントは、昭和44年にアメリカで初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

日本においては、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立（平成11年6月施行）しました。

一方、東京都においては、昭和56年10月から「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施しています。平成14年7月には条例を改正し、全国に先がけて、まちづくりの計画段階でその環境影響を予測評価する「計画段階アセスメント」を導入し（平成15年1月施行）、従来の事業段階アセスメント制度と一体で運用しています。

(2) 環境アセスメントの対象事業

ア 環境影響評価法の対象事業（法アセス）

法アセスの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、発電所など13種類あります。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」と定め、環境影響評価の手続を必ず行うこととしています。この「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業を「第二種事業」とし、環境影響評価を行うかどうかを個別に判断します。

イ 東京都環境影響評価条例の対象事業（条例アセス）

条例アセスの対象となる事業は、道路の新設または改築、鉄道・軌道またはモノレールの建設または改良、高層建築物の新築など26種類あります。なお、法アセス対象となった事業は条例アセス対象から除外されますが、法アセスの第二種事業のうち許認可権者が対象外と判定したものは条例アセスの対象となります。

環境アセスメントの対象事業の例

環境影響評価法対象事業	東京都環境影響評価条例対象事業
「第一種事業」の例	「条例対象事業」の例
①高速自動車国道（新設：すべて、改築：車線数増加 1 km以上） ②一般国道（新設／改築（車線数増加等）4 車線以上、10 km以上） ③普通鉄道（建設／改良 10 km以上） ④土地区画整理事業（100 ㏊以上）	①高速自動車国道・自動車専用道路（新設：すべて、改築：1 km以上） ②その他の道路（新設／改築 4 車線以上、1 km以上） ※新設／改築 1 km未満でも対象事業の一部または延長として実施するものは対象。※改築は幅員増加を伴わない場合でも 4 車線以上になるものは対象。 ③鉄道（新設：すべて、改良（線増含む）：1 km以上） ④住宅団地の新設（住宅戸数 1,500 戸以上） ⑤高層建築物の新築（高さ 100m超、延べ面積 10 万㎡超）※特定の地域（都心、副都心、都市再生緊急整備地域等）の場合は高さ 180m超、延べ面積 15 万㎡超 ⑥土地区画整理事業（40 ㏊以上（樹林地等を 15 ㏊以上含む場合は 20 ㏊以上））
「第二種事業」（「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業）の例	
①一般国道（新設／改築（車線数増加等）4 車線以上、7.5～10 km未満） ②普通鉄道（建設／改良 7.5～10 km未満） ③土地区画整理事業（75～100 ㏊未満）	

環境アセスメントを行う項目

環境影響評価法			東京都環境影響評価条例	
環境影響評価の対象となる環境要素			環境影響評価における予測・評価項目	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質・騒音・振動・悪臭・その他	大気汚染	悪臭
	水環境	水質・底質・地下水・その他	騒音・振動	水質汚濁
	土壌環境・その他の環境	地形・地質・地盤・土壌・その他	土壌汚染	地盤
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物・動物・生態系		地形・地質	水循環
人と自然との豊かな触れ合い	景観・触れ合い活動の場		生物・生態系	日影
環境への負荷	廃棄物等・温室効果ガス等		電波障害	風環境
			景観	史跡・文化財
			自然との触れ合い活動の場	
			廃棄物	温室効果ガス
			その他知事が定める項目	

(3) 練馬区に関する環境アセスメント対象事業

ア 環境影響評価法による環境アセスメント手続

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）建設事業：平成 15 年度*

イ 東京都環境影響評価条例による環境アセスメント手続

(ア) 都市高速道路外郭環状線(放射7号線～埼玉県境間)建設事業:昭和 60 年度*

(イ) 東京都新都庁舎建設事業：昭和 61 年度

(ロ) 都市高速鉄道第 12 号線新宿・練馬間建設事業：昭和 63 年度*

(エ) 東京ガス新宿超高層ビル（仮称）建設事業：平成元年度

(オ) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区北町～板橋区若木間）建設事業：平成 2 年度*

(カ) 初台淀橋街区建設事業：平成 3 年度

(キ) 西武鉄道新宿線（西武新宿～上石神井間）複々線化事業：平成 4 年度（平成 7 年 4 月取下げ）*

(ク) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区南田中～高松間）建設事業：平成 5 年度*

(ケ) （仮称）日本橋室町二丁目ビル建設事業：平成 11 年度→平成 14 年度の条例改正により手続途中で対象外

(コ) 東京都市計画道路放射第 35 号線（練馬区早宮～北町間）建設事業：平成 11 年度*

(サ) （仮称）西新宿六丁目西第 6 地区市街地再開発事業：平成 12 年度→平成 14 年度の条例改正により手続途中で対象外

(シ) 西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業：平成 13 年度

(ス) （仮称）赤坂九丁目地区開発事業：平成 14 年度

(セ) 西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業：平成 15 年度*

(ソ) 練馬清掃工場建替事業：平成 19 年度*

(タ) 東京都市計画道路放射第 35・36 号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業：平成 20 年度*

(チ) 光が丘清掃工場建替事業：平成 25 年度*

(ツ) 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業：平成 30 年度*

ウ 埼玉県環境影響評価条例による環境アセスメント手続

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地地区画整理事業：平成 28 年度

※ ＊印の事業は、練馬区内に事業地が含まれるもの

2 練馬区まちづくり条例による開発調整手続

練馬区まちづくり条例では、自動車駐車場等に係る開発事業について、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な街並みの保全形成を図るために、条例に基づく手続を行うことを定めています。

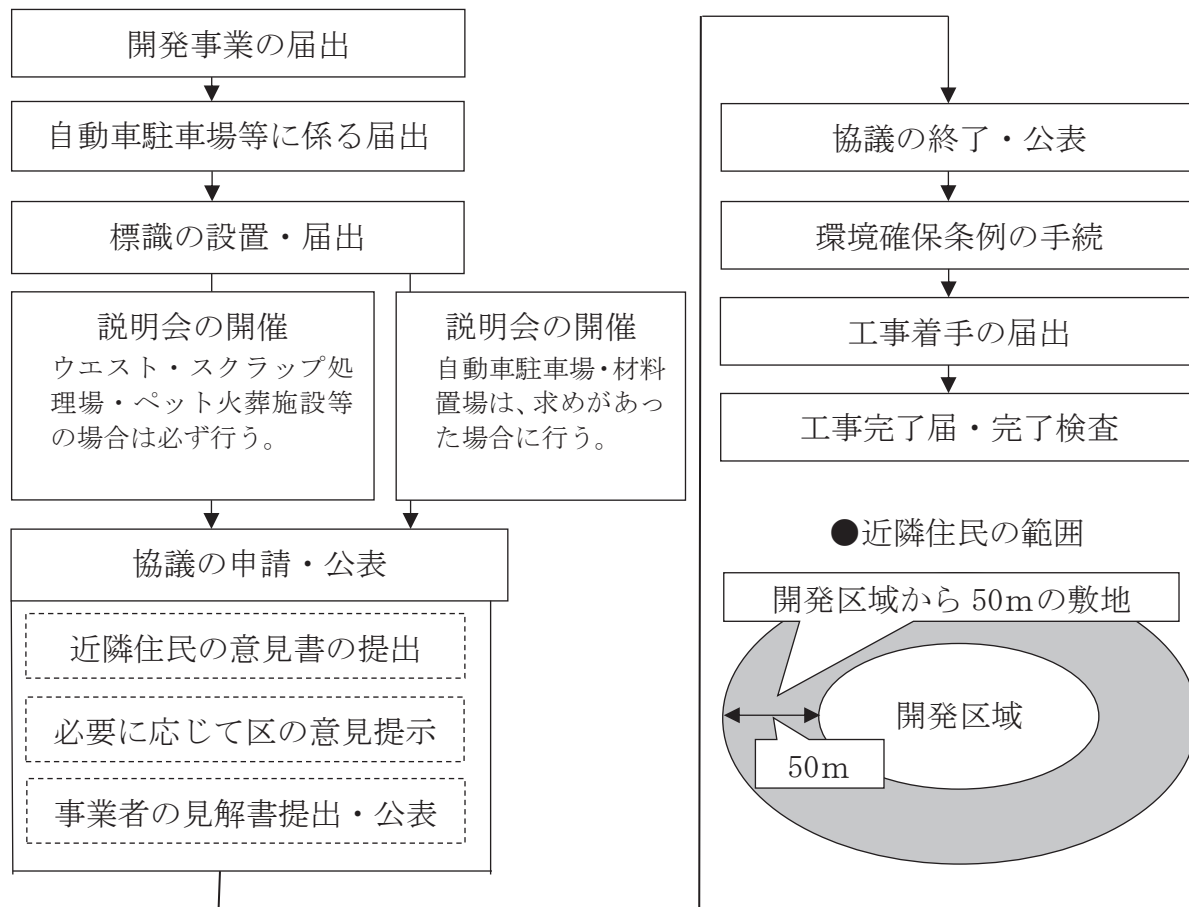
(1) 手続きの対象

- ア 床面積 300 ㎡以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積 3,000 ㎡以上かつ高さ 15m 以上の建築に該当する駐車場を除く）
- イ 開発区域面積 300 ㎡以上の自動車駐車場の設置（アを除く）
- ウ 開発区域面積 300 ㎡以上の材料置場の設置
- エ 開発区域面積 300 ㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- オ アまたはイの規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- カ ペット火葬施設等の設置

(2) 令和元年度の届出件数

令和元年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は計9件で、「(1) 手続きの対象」イに該当する届出が8件、カに該当する届出が1件でした。

(3) 手続きの流れ（概要）



第8項 良好な地域環境をつくる

経済の高度成長期における環境問題は、「公害の克服」が中心課題でした。当時は、ばい煙や自動車による大気汚染、工場や家庭からの排水による河川の汚濁、建設工事や事業所からの騒音・振動などが問題となっていました。その後、燃焼技術の向上や下水道の普及、工事方法の改良などが図られ、大きく改善されるようになりました。

また、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素等による地球温暖化、プラスチックの燃焼などで発生するダイオキシン類による汚染などの問題については、地球的規模で取組の強化が図られています。

1990年代以降は、ダイオキシン類、アスベストや土壌汚染が問題になりましたが、現在では法整備も進み、改善への取組が着実に進められています。

区では、大気汚染の常時監視を行うとともに、区立施設において空間放射線量の定期測定などを実施することで、より良好で快適な生活環境の保全に努めています。

1 大気汚染

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人の生活や事業活動などによって排出されるさまざまな物質が、大気中で化学変化を伴うものも含めて、人体に有害な物質として、大気を汚染することをいいます。

大気汚染の発生源には、工場・事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。大気汚染の原因となる物質には、窒素酸化物、いおう酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントおよびベンゼン等の揮発性有機化合物などがあります。

ア 環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準のことです。これは、環境基本法に定められており、環境基本法制定以前は、公害対策基本法で環境基準が定められていました。

大気汚染の環境基準については、昭和40年代に一酸化炭素や光化学オキシダントなどが、平成21年には微小粒子状物質（PM2.5）が定められています。

大気汚染に係る主な環境基準はつぎのとおりです。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法	発生原因	健康への影響	汚染防止対策
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する日の値(98%値)が 0.06ppm 以下であれば「達成」とする。※1	工場事業場及び自動車などの燃焼に伴い発生。	喉や肺を刺激し気管支炎や上気道炎などを起こす。	低 NOx 燃焼、排煙脱硫、自動車排ガス低減
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	年間の 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。ただし、1 日平均値が 2 日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。※1	工場などからのばいじんと粉じん、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集じん機(ばいじん)、防じんカバーの設置(粉じん)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。		不完全燃焼に伴い発生。主に自動車排出ガスによる。	血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素欠乏を起こす。	自動車排ガスの低減
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	1 年間の平均値を環境基準(15 μg/m ³)と比べて評価する。※2	工場などからのばいじんと粉じん、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集じん機(ばいじん)、防じんカバーの設置(粉じん)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。		窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により二次的に発生。	目、喉などを強く刺激。	施設構造の改良、処理装置設置など自動車排出ガス低減

※1 1 年間に 6,000 時間以上測定した測定室を評価の対象とする。

※2 1 時間値の欠測が 4 時間を超える測定日の 1 日平均値は用いないものとし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定室については評価の対象としない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

イ 大気汚染における自動車に係る国および東京都の対策

国および東京都では、自動車が主な発生源である二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る環境基準達成に向け取り組んできました。

国は、平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を定め、自動車からの排出削減に取り組んできました。東京都はこれに基づき平成16年3月に、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準を令和2年度までに達成することを目標とした「東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定しました。

また、自動車公害対策としてディーゼル車の粒子状物質の排出基準を定め、基準を満たさない車両の都内通行禁止などにより、粒子状物質の抑制に努めてきました。現在では、低公害車・低燃費車の普及促進を図るためのハイブリッドトラック導入補助金などを設け、粒子状物質排出量の更なる低減を推進し、二酸化窒素および粒子状物質といった自動車交通に起因する大気環境は改善傾向を示しています。

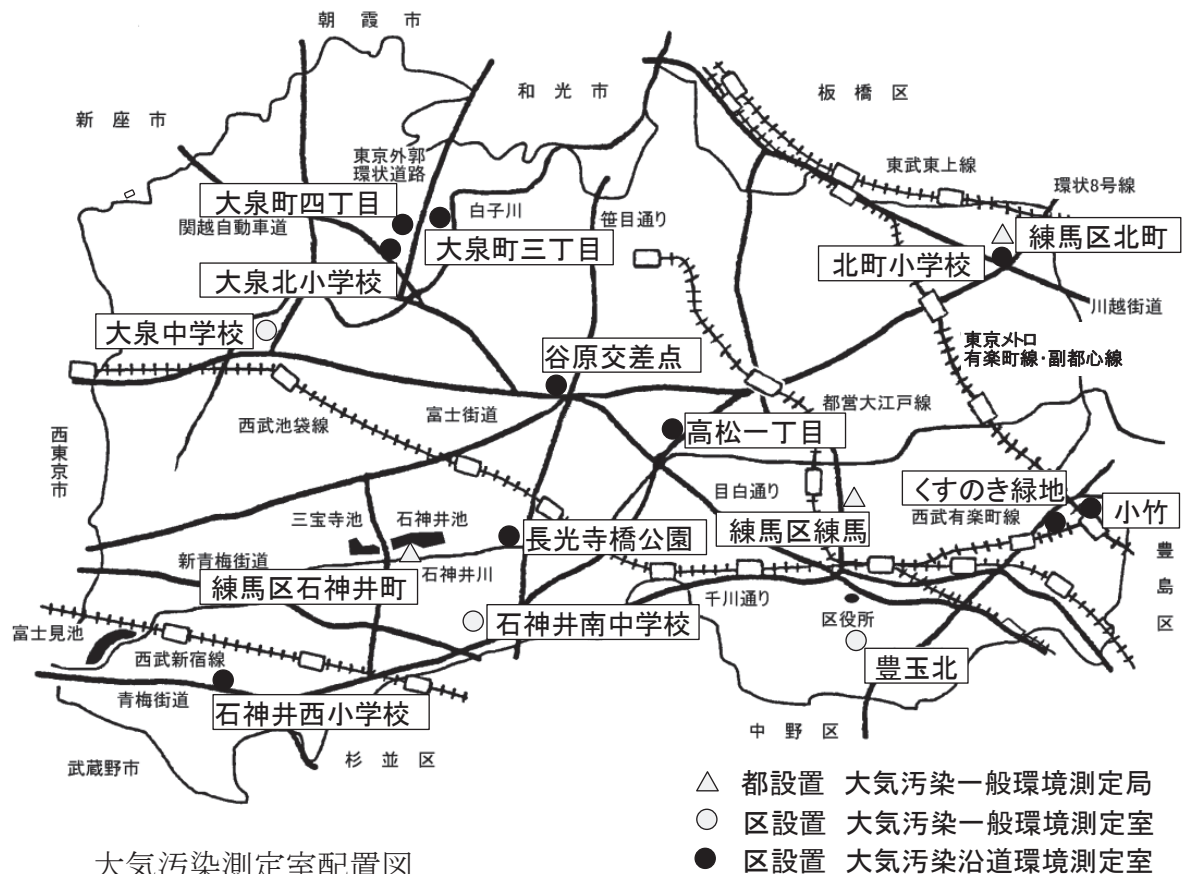
ウ 大気汚染常時測定の体制

区内の大気汚染の現状を把握するため、東京都環境局が区内の3か所で大気の常時測定を行っています。このほか、区では 13 か所(一般3か所、沿道 10 か所:大気汚染測定室配置図のとおり)で大気の常時測定をしています。

大気汚染測定室別測定項目

測定室		分類	測定項目	測定開始年
都 測 定 局	練馬区石神井町(都立石神井公園)	一般	Ox, NOx, WM4, CO, SPM, NMHC, PM2. 5	平成 21 年
	練馬区北町(北町小学校)	一般	Ox, NOx, WM4, SPM, PM2. 5, SR	昭和 47 年
	練馬区練馬(開進第二中学校)	一般	NOx, SPM, WM4, PM2. 5	平成元年
区 測 定 室	豊玉北	一般	Ox, NOx, WM4, SPM	昭和 47 年
	石神井南中学校	一般	Ox, NOx, WM2	昭和 47 年
	大泉中学校	一般	Ox, NOx	昭和 48 年
	北町小学校	沿道	NOx	昭和 58 年
	くすのき緑地	沿道	NOx	平成 20 年(移設)
	石神井西小学校	沿道	NOx	昭和 58 年
	長光寺橋公園	沿道	NOx, SPM	昭和 59 年
	谷原交差点	沿道	NOx, SPM	昭和 59 年
	大泉北小学校	沿道	NOx	昭和 59 年
	小竹	沿道	NOx, SPM, 騒音	昭和 60 年
	大泉町三丁目	沿道	NOx, WM2, 騒音	平成 6 年
	大泉町四丁目	沿道	NOx, WM2, 騒音	平成 6 年
	高松一丁目	沿道	NOx, SPM	平成 19 年

※「一般」とは大気汚染一般環境測定室
※「沿道」とは大気汚染沿道環境測定室
※WM4：気象計（風向・風速・温度・湿度） WM2：気象計（風向・風速） SR：日射量
NOx：窒素酸化物計 SPM：浮遊粒子状物質計 Ox：光化学オキシダント計
CO：一酸化炭素計 PM2. 5：微小粒子状物質計 NMHC：非メタン炭化水素計



エ 大気汚染常時測定の結果

令和元年度の区内の大気汚染物質ごとの状況は、つぎの表のとおりです。

光化学オキシダント（O_x）、浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

測定項目		光化学オキシダント（O _x ）※1			浮遊粒子状物質（SPM）		
測定室名	項目	昼間の1時間値の1日 平均値 (ppm)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準 達成状況	1時間値の 1日平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値※2 (mg/m ³)	環境基準 達成状況
27 年度	豊玉北	0.035	0.186	×	0.019	0.045	○
	石神井南中学校	0.032	0.180	×	－	－	－
	大泉中学校	0.031	0.184	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.020	0.048	○
	谷原交差点	－	－	－	0.022	0.055	○
	小竹	－	－	－	0.020	0.045	○
	高松一丁目	－	－	－	0.019	0.047	○
28 年度	豊玉北	0.033	0.136	×	0.017	0.044	○
	石神井南中学校	0.033	0.144	×	－	－	－
	大泉中学校	0.031	0.133	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.018	0.043	○
	谷原交差点	－	－	－	0.018	0.043	○
	小竹	－	－	－	0.020	0.039	○
	高松一丁目	－	－	－	0.017	0.043	○
29 年度	豊玉北	0.036	0.159	×	0.016	0.037	○
	石神井南中学校	0.034	0.161	×	－	－	－
	大泉中学校	0.031	0.151	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.018	0.044	○
	谷原交差点	－	－	－	0.018	0.039	○
	小竹	－	－	－	0.019	0.037	○
	高松一丁目	－	－	－	0.017	0.040	○
30 年度	豊玉北	0.032	0.160	×	0.020	0.049	○
	石神井南中学校	0.032	0.137	×	－	－	－
	大泉中学校	0.033	0.126	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.018	0.047	○
	谷原交差点	－	－	－	0.019	0.048	○
	小竹	－	－	－	0.021	0.043	○
	高松一丁目	－	－	－	0.016	0.044	○
元 年度	豊玉北	0.032	0.145	×	0.015	0.038	○
	石神井南中学校	0.034	0.158	×	－	－	－
	大泉中学校	0.031	0.145	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.015	0.042	○
	谷原交差点	－	－	－	0.017	0.043	○
	小竹	－	－	－	0.014	0.038	○
	高松一丁目	－	－	－	0.013	0.039	○

※1 光化学オキシダントにおける環境基準の評価は、昼間（5時～20時）の時間帯の測定値で行う。

1年間で昼間の1時間値が1回でも環境基準値を超えたかどうかで評価をする。（短期的評価）

※2 浮遊粒子状物質の「日平均値の2%除外値」については、大気汚染に係る環境基準の「長期的評価の方法」（30ページ）を参照のこと。

窒素酸化物 (NO_x) の測定結果

測定項目		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				
項目 測定室		1 時間値		1 日平均値	1 時間値		1 日平均値		環境基準達成状況
		1 日平均値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	1 日平均値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	日平均の 98% (ppm)	年度最高値 (ppm)	
27 年度	豊 玉 北	0.004	0.117	0.044	0.017	0.073	0.038	0.043	○
	石神井南中学校	0.005	0.143	0.052	0.016	0.072	0.036	0.041	○
	大 泉 中 学 校	0.005	0.140	0.057	0.017	0.091	0.040	0.043	○
	北 町 小 学 校	0.024	0.268	0.094	0.027	0.086	0.048	0.056	○
	くすのき緑地	0.032	0.268	0.120	0.027	0.080	0.048	0.052	○
	石神井西小学校	0.015	0.231	0.074	0.023	0.077	0.041	0.045	○
	長光寺橋公園	0.018	0.150	0.065	0.024	0.075	0.042	0.045	○
	谷 原 交 差 点	0.015	0.211	0.083	0.024	0.082	0.043	0.049	○
	大泉北小学校	0.007	0.177	0.065	0.018	0.080	0.038	0.044	○
	小 竹	0.009	0.220	0.073	0.020	0.080	0.043	0.047	○
	高 松 一 丁 目	0.009	0.239	0.077	0.019	0.075	0.040	0.047	○
28 年度	豊 玉 北	0.003	0.162	0.058	0.015	0.085	0.034	0.048	○
	石神井南中学校	0.005	0.188	0.083	0.016	0.079	0.035	0.049	○
	大 泉 中 学 校	0.005	0.177	0.073	0.016	0.078	0.036	0.051	○
	北 町 小 学 校	0.022	0.278	0.118	0.024	0.087	0.044	0.056	○
	くすのき緑地	0.028	0.282	0.130	0.026	0.087	0.045	0.056	○
	石神井西小学校	0.015	0.244	0.089	0.021	0.079	0.039	0.052	○
	長光寺橋公園	0.017	0.198	0.095	0.022	0.084	0.041	0.052	○
	谷 原 交 差 点	0.013	0.286	0.107	0.022	0.098	0.042	0.054	○
	大泉北小学校	0.007	0.217	0.082	0.017	0.084	0.037	0.050	○
	小 竹	0.008	0.240	0.108	0.019	0.080	0.037	0.053	○
	高 松 一 丁 目	0.009	0.242	0.092	0.018	0.085	0.039	0.050	○
29 年度	豊 玉 北	0.003	0.138	0.042	0.015	0.100	0.038	0.046	○
	石神井南中学校	0.005	0.199	0.057	0.016	0.081	0.037	0.044	○
	大 泉 中 学 校	0.006	0.223	0.060	0.016	0.092	0.037	0.047	○
	北 町 小 学 校	0.021	0.231	0.094	0.025	0.092	0.045	0.061	○
	くすのき緑地	0.025	0.291	0.105	0.025	0.106	0.048	0.055	○
	石神井西小学校	0.014	0.157	0.065	0.022	0.076	0.040	0.048	○
	長光寺橋公園	0.015	0.167	0.067	0.022	0.076	0.039	0.048	○
	谷 原 交 差 点	0.013	0.201	0.082	0.023	0.090	0.043	0.055	○
	大泉北小学校	0.006	0.174	0.056	0.017	0.078	0.035	0.045	○
	小 竹	0.008	0.194	0.079	0.019	0.096	0.042	0.051	○
	高 松 一 丁 目	0.009	0.198	0.073	0.018	0.082	0.039	0.050	○
30 年度	豊 玉 北	0.003	0.156	0.043	0.014	0.079	0.038	0.044	○
	石神井南中学校	0.003	0.142	0.048	0.014	0.072	0.037	0.042	○
	大 泉 中 学 校	0.004	0.165	0.056	0.014	0.098	0.038	0.045	○
	北 町 小 学 校	0.017	0.238	0.078	0.022	0.082	0.044	0.051	○
	くすのき緑地	0.021	0.268	0.113	0.023	0.082	0.047	0.052	○
	石神井西小学校	0.011	0.175	0.064	0.020	0.076	0.039	0.043	○
	長光寺橋公園	0.012	0.142	0.073	0.020	0.080	0.041	0.044	○
	谷 原 交 差 点	0.012	0.235	0.084	0.021	0.087	0.042	0.049	○
	大泉北小学校	0.005	0.189	0.057	0.015	0.076	0.038	0.043	○
	小 竹	0.007	0.224	0.068	0.017	0.077	0.039	0.046	○
	高 松 一 丁 目	0.007	0.218	0.056	0.016	0.079	0.039	0.043	○
元 年 度	豊 玉 北	0.003	0.079	0.023	0.013	0.075	0.030	0.039	○
	石神井南中学校	0.003	0.094	0.027	0.013	0.072	0.029	0.039	○
	大 泉 中 学 校	0.003	0.179	0.028	0.014	0.069	0.032	0.041	○
	北 町 小 学 校	0.015	0.209	0.055	0.020	0.078	0.036	0.043	○
	くすのき緑地	0.020	0.298	0.072	0.022	0.086	0.040	0.049	○
	石神井西小学校	0.009	0.120	0.034	0.018	0.067	0.032	0.041	○
	長光寺橋公園	0.010	0.104	0.040	0.019	0.070	0.034	0.045	○
	谷 原 交 差 点	0.009	0.133	0.045	0.019	0.070	0.035	0.045	○
	大泉北小学校	0.004	0.119	0.032	0.015	0.066	0.030	0.038	○
	小 竹	0.005	0.140	0.035	0.015	0.068	0.033	0.037	○
	高 松 一 丁 目	0.006	0.161	0.037	0.015	0.064	0.031	0.036	○
	大泉町三丁目	0.006	0.141	0.036	0.015	0.062	0.029	0.038	○
	大泉町四丁目	0.005	0.124	0.033	0.016	0.067	0.030	0.034	○

(2) 光化学スモッグ

自動車や工場から排出される窒素酸化物および揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けて化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。このとき気象条件によっては、光化学オキシダントが高濃度になり、白くモヤがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグが発生すると、目や喉の粘膜が刺激され、その結果、目がチカチカする、喉が痛む、頭痛がする、息苦しいなどの症状が出る場合があります。

昭和 45 年に杉並区の高等学校で発生した事例が日本で最初の光化学スモッグ被害です。その後、2 例目として大泉中学校（昭和 46 年）、3 例目として石神井南中学校（昭和 47 年）と、練馬区内での被害が続きました。

光化学スモッグ情報は、「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」に基づいて発令され（下表の「発令基準」のとおり）、東京都から各区市町村に提供されます。区では、光化学スモッグ注意報、警報、重大緊急報の発令があった場合、「練馬区光化学スモッグ緊急対策実施要綱」に基づき、防災無線放送塔を通じて区民に情報提供し、注意を喚起しています。また、学校情報が提供された場合は、防災ラジオにより学校等の施設に情報提供を行っています。

発令基準

段階	発令の基準	対応
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	区立施設等に対して防災ラジオにより情報を提供する。
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	防災ラジオに加え、防災無線放送塔から区内全域に音声でお知らせする。
警報 ^{※1}	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	
重大緊急報 ^{※2}	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	

※1 光化学スモッグ警報は、昭和 51 年以降、発令されていない。

※2 光化学スモッグ重大緊急報は、発令されたことがない。

光化学スモッグ注意報等の発令日数と被害者数

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
区内学校情報 ^{※1}	18	6	9	16	8
区内注意報 ^{※1}	11	2	5	4	5
区内被害者数 ^{※2}	0	0	0	0	0
都内学校情報 ^{※3}	25	15	17	22	16
都内注意報 ^{※3}	14	5	6	9	7
都内被害者数 ^{※4}	0	0	0	0	0

※1 区内学校情報、区内注意報は、区西部地域（新宿区、文京区、豊島区、中野区、杉並区、板橋区、北区、練馬区）で発令された日数。

※2 区内被害者数は、練馬区内の被害者数。

※3 都内学校情報、都内注意報は、東京都内いずれかで発令された日数。

※4 都内被害者数は、東京都内の被害者数。

(3) 悪臭

悪臭防止法は、事業活動に伴って発生する悪臭を規制する法律です。この法律は平成 13 年度まで特定悪臭物質の濃度による規制手法をとっていました。しかし、この手法は、精密分析機器を必要とすることや複合臭に対しての規制が十分ではないこと等の問題がありました。そのため、平成 14 年 7 月 1 日から、特定悪臭物質の濃度による規制に加えて、嗅覚測定法（悪臭を全体として感覚でとらえて臭気濃度を測定する方法）を用いた「臭気指数」による規制を適用できるように改正されています。

このほかに、東京都環境確保条例による悪臭規制がありますが、悪臭防止法の改正にあわせて平成 14 年 7 月 1 日から、「臭気濃度」による規制から「臭気指数」による規制に変更されています。

悪臭に関する苦情受付件数は、「発生源別・現象別用途地域別苦情受付件数（令和元年度）」（57 ページ）、「過去 10 年間の発生源別・現象別苦情受付件数」（58 ページ）を参照してください。

(4) ダイオキシン類

ア ダイオキシン類の性質等

平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を「ダイオキシン類」と定義し、多数の異性体のうち、PCDD では 7 種類、PCDF では 10 種類、Co-PCB では 12 種類が、毒性があるものとして規定されています。各々の異性体で毒性が異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンを基準にした量に換算し、その合計を毒性等量（TEQ）として評価します。

(ア) 性状

常温では無色無臭の固体で蒸発しにくく、脂溶性で水には非常に溶けにくい性質を持っています。また、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応せず、安定した状態を保つ性質を持っていますが、紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

(イ) 毒性

動物実験では、発がん性・肝臓肥大・催奇形性・生殖に及ぼす影響・免疫毒性等が報告されていますが、人への健康に対する明らかな影響は詳しくはわかりません。

(ウ) 主な発生源

ダイオキシン類の現在の主な発生源は、廃棄物の焼却です。その他に、各種産業によるものや、森林火災、火山活動等でも生じると言われています。

イ 法令による規制

国は、平成9年から平成12年にかけて、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正するとともに、「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定しました。これにより、一定規模以上の焼却炉をはじめ各種ダイオキシン類発生施設の設置の許可や届出、測定義務が定められるなど、環境基準や排出基準等規制の強化が図られました。

規制事項のうち、ダイオキシン類発生の主な要因である廃棄物の焼却に関するものは、つぎのとおりです。

(ア) 大気汚染防止法

火格子面積 2 m^2 以上または焼却能力 200 kg/時 以上の廃棄物焼却炉を設置するときは、「ばい煙発生施設」として知事へ届出が必要です。

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

火格子面積 2 m^2 以上または焼却能力 200 kg/時 以上の廃棄物焼却施設を設置するときは、知事の許可が必要です。また、平成14年12月から全ての焼却施設について構造基準が規定され、この基準を満たさない焼却施設による焼却行為および焼却施設を使用しない焼却行為は禁止されています。

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

火床面積 0.5 m^2 以上または焼却能力 50 kg/時 以上の廃棄物焼却炉（2以上の焼却炉が設置されている場合、それらの能力の合計とする）を設置するときは、「特定施設」として知事へ届出が必要です。

排出ガスの排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類	焼却能力	H12. 1. 16 以降 に新設する施設 の排出基準	H12. 1. 15 以前に設置して いる施設の排出基準	
			H14. 11. 30 まで	H14. 12. 1 から
廃棄物 焼却炉	4 t/時以上	0. 1	80	1
	2 t/時以上～ 4 t /時未満	1		5
	2 t /時未満	5		10

※ 1 ng (1 ナノグラム) は 10 億分の 1 g。

a 耐容一日摂取量 (TDI)

ヒトが生涯にわたって摂取し続けても、人体に有害な影響が現れないと判断される体重 1 kg 1 日当たりの摂取量で、4 pg-TEQ/kg体重/日と定められています。一時的にこの値を多少超過しても健康を損なわないように、最も感受性の高いと考えられる胎児期での暴露による影響を踏まえて設定されています。

b 環境基準

耐容一日摂取量 (TDI) を常に下回るために設定された一般環境中の濃度の基準です。

大気：0. 6pg-TEQ/m³以下 (年間平均値)

水質：1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)

土壌：1, 000pg-TEQ/g以下 (環境基準が達成されている場合であって、250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施すること。)

※ 1 pg (1 ピコグラム) は 1 兆分の 1 g

(エ) 東京都環境確保条例

東京都では、平成 13 年 4 月から東京都環境確保条例を施行し、つぎに掲げるとおり、一定規模未満の焼却炉による焼却および焼却炉を用いない廃棄物の焼却を原則禁止としています。

a 焼却炉の使用の制限

火床面積 0. 5 m²以上または焼却能力が 50kg/時以上の焼却炉を有する事業場を設置するときは、「指定作業場」として区長への届出が必要です。

なお、火床面積 0. 5 m²未満または焼却能力が 50kg/時未満の小規模の焼却炉による廃棄物の焼却は、原則として禁止されています。

b 屋外での焼却行為の制限

ドラム缶、一斗缶などによる焼却や空き地での廃棄物等の焼却など焼却炉を用いない焼却は原則禁止されています。ただし、伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為、学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為ならびに樹木や農作物の病虫害の防除など農業を営む上でやむをえない焼却行為については、例外としています。しかし、これらの場合でも、周辺の生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

ウ ダイオキシン類の環境調査

(ア) 区内における大気調査

区では、平成 11 年度から一般環境大気中のダイオキシン類調査を実施しています。東京都が実施する調査と合わせて、区内 4 地点（定点）で年 4 回実施しています。

調査結果は下表のとおりで、全ての地点で環境基準を達成しました。

大気中のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
豊玉小学校屋上（豊玉中 4-2-20）	0.023	0.018	0.020	0.020	0.020
練馬東中学校屋上（春日町 2-14-22）	0.026	0.023	0.023	0.023	0.019
大泉西中学校屋上（西大泉 3-19-27）	0.025	0.019	0.031	0.022	0.019
石神井町局（石神井町 5-24 地先）	0.018	0.016	0.019	0.017	0.014

※ 環境基準は 0.6pg-TEQ/m³以下。

※ 調査結果は年 4 回（5、8、11、2 月）の平均値。

※ 豊玉小学校は 30 年度から開始。それまでの情報公開室（豊玉北 6-8-2）が解体されたため。

※ 練馬東中学校改修工事のため、28 年度 8 月、30 年度 8 月、元年度 8 月は春日町児童館（春日町 2-28-3）に変更。

※ 大泉西中学校建替工事のため、30 年度から大泉学園町福祉園（大泉学園町 3-9-20）に変更。

※ 石神井局の調査は東京都が実施。

(イ) 区内における土壌調査

東京都では、毎年都内の抽出した地点において、土壌中に含有されるダイオキシン類の濃度調査を実施しています。練馬区内での調査結果については、下表のとおりで、環境基準を達成しています。

土壌中のダイオキシン類の調査結果（東京都実施）

(単位：pg-TEQ/g)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
調査地点	—	北町	石神井台	—	貫井
測定値	—	12	5.9	—	0.0026

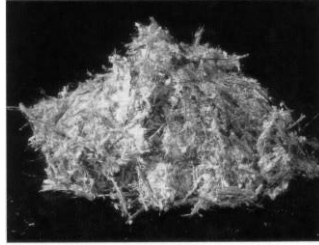
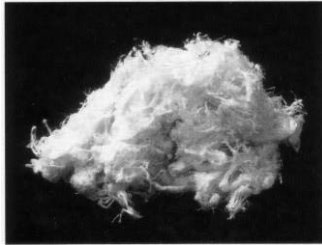
※ 環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下。

※ 表中の「—」は、練馬区内での測定が無かったことを表す。

(5) アスベスト

ア アスベストとは

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれる天然鉱物繊維で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。



クリソタイル（白石綿）

クロシドライト（青石綿）

アモサイト（茶石綿）

写真：社団法人日本石綿協会（現一般社団法人 JATI 協会）

アスベストは、糸や布として織ることができ（紡織性）、不燃・耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、絶縁性などに優れた性質を有しています。また、安価なため、昭和45年頃から平成2年頃にかけて大量に輸入され、多くは建材として建築物に使用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、微細で軽いため飛散しやすく、吸い込むことでアスベスト肺や肺がん、中皮腫などの原因になることが知られています。

今後、これらの建築物の老朽化による、改修・建替工事の増加が見込まれることから、区はアスベストの飛散防止に取り組んでいきます。

イ 法令による規制

法令により、アスベストの含有率が0.1%を超える製品等について、様々な規制が行われています。

(ア) 労働安全衛生法・労働安全衛生規則・石綿障害予防規則

アスベスト含有製品等の製造・使用等を禁止しています。また、アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う解体等工事について、労働基準監督署への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。

(イ) 大気汚染防止法

アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う解体等工事について、区長への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。また、アスベスト製品製造工場に対する規制も定めています。

(ウ) 建築基準法

建築物の増改築時および大規模な修繕・模様替え時において、吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウールの除去等を義務付けています。

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

アスベスト含有廃棄物について、適正な処理を義務付けています。

(オ) 東京都環境確保条例

アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う一定規模以上の解体等工事について、区長への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。

(カ) 練馬区アスベスト飛散防止条例

大気汚染防止法が対象としていない成形板を含むアスベスト含有建材の除去等を伴う解体等工事について、区長への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けています。

アスベスト除去等工事の届出件数

	建材種類	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
大気汚染防止法 (東京都環境確保条例を含む)	吹付け材 保温材等	25	16	52	96	79
練馬区アスベスト 飛散防止条例	成形板	269	320	302	372	328

ウ 民間建築物のアスベスト対策への支援

建築物の所有者等の負担軽減を図るとともに、アスベスト含有吹付け材の一掃により、安全で安心なまちづくりに寄与することを目指しています。

(ア) アスベスト調査費用の助成

区では平成 17 年 10 月から、区内の民間建築物に使用されている吹付け材について、アスベスト含有の有無等を確認するための調査費用の一部を助成しています。

(イ) アスベスト含有吹付け材除去工事費用の助成

区では平成 19 年 4 月から、区内の民間建築物の増改修などに伴うアスベスト含有吹付け材の除去工事費用の一部を助成しています。

アスベストの調査費用および除去工事費用の助成 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

建築物等の用途	調査費用の助成		除去工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅	調査費用の 2 分の 1	5 万円	工事費用の 3 分の 2	200 万円
分譲共同住宅、賃貸 共同住宅、事業所等		10 万円	工事費用の 2 分の 1	400 万円

※ 除去工事費用については、住宅修築資金融資あっせん（担当：都市整備部住宅課）や産業融資資金あっせん（担当：産業経済部経済課）を受けられる場合があります。

アスベストの調査費用および除去工事費用の助成件数

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
調査費用	1	0	0	3	1
除去工事費用	14	0	2	3	0

エ アスベストの環境調査

区では、平成 18 年度から一般環境大気中のアスベスト濃度を 4 地点（定点）で年 4 回調査しています。（平成 23 年度からは総繊維数濃度を測定。総繊維数濃度とは、アスベストに限らず測定空気内の繊維状物質の濃度を測定した数値。）

なお、アスベストの環境基準は現在のところ設定されていません。

一般環境大気中のアスベスト調査結果

単位：（本／L）

調査地点	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
豊玉小学校屋上（豊玉中 4-2-20）	0.36	0.073	0.18	0.29	0.24
練馬東中学校屋上（春日町 2-14-22）	0.47	0.070	0.21	0.26	0.27
大泉西中学校屋上（西大泉 3-19-27）	0.31	0.068	0.25	0.23	0.30
石神井小学校屋上（石神井台 1-1-25）	0.30	0.092	0.29	0.24	0.29

※ 調査結果は年 4 回（5、8、11、2 月）の平均値。

※ 豊玉小学校は 30 年度から開始。それまでの情報公開室（豊玉北 6-8-2）が解体されたため。

※ 練馬東中学校改修工事のため、28 年度 8 月、30 年度 8 月、元年度 8 月は春日町児童館（春日町 2-28-3）に変更。

※ 大泉西中学校建替工事のため、30 年度から大泉学園町福祉園（大泉学園町 3-9-20）に変更。

※ 石神井小学校建替工事のため、30 年度から石神井庁舎（石神井町 3-30-26）に変更。

※ 測定値は有効数字 2 桁とし、3 桁目以下は切り捨てとする。

2 放射線対策

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、区では以下の放射線対策を行っています。

(1) 区の対応基準

区では、国際基準で定める一般公衆の放射線量限度「年間 1 ミリシーベルト」をもとに、毎時 0.24^{*1} マイクロシーベルトを対応基準値と定め、対応基準値を超えた場合は低減措置を実施することとしています。

※ 1 当該地点に 8 時間、屋内に 16 時間いることを前提として算出した値。

(2) 区内の状況の把握

区では、平成 23 年 6 月から毎月 1 回、専門機関による空間放射線量の測定を行っています。測定は区内を半径 1.5km の円で 12 地区に区分し、各地区 1 か所の区立施設（計 12 か所）において継続的に実施しています。

測定結果は、下表のとおりです。

空間放射線量測定結果

(最低・最高測定値/年度)

	測定高さ	測定値 (マイクロシーベルト/毎時)
平成 27 年度	地上 50cm	0.029 ～ 0.082
	地上 5 cm	0.029 ～ 0.086
平成 28 年度	地上 50cm	0.028 ～ 0.075
	地上 5 cm	0.030 ～ 0.079
平成 29 年度	地上 50cm	0.026 ～ 0.074
	地上 5 cm	0.026 ～ 0.078
平成 30 年度	地上 50cm	0.027 ～ 0.080
	地上 5 cm	0.027 ～ 0.077
令和元年度	地上 50cm	0.023 ～ 0.071
	地上 5 cm	0.024 ～ 0.068

(3) 局所的な汚染に対する対応

平成 23 年当時、広範囲に降下した放射性物質が、地形や構造によって局所的に集まる事例（局所汚染）がみられました。そこで、区は、同年 12 月から局所汚染か所を対象に空間放射線量の測定を実施し、対応基準値を超えた地点について低減措置等の対応を行いました。その結果については、ホームページ等で公表しています。

3 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

ア 騒音とは

私たちは、日々多様な音の中で生活をしています。自然や人のさまざまな営みが音環境に反映されています。また、私たち自身がその行動によって、音をたてる側にもなります。これらの音の中で、一般に大きな音や不快な音など好ましくない音を騒音といいます。

しかし、その判断は難しく、音を聞いている人が置かれた周囲の状況や時間帯により、不快感は左右されます。また、同じ音であっても、音を聞く一人ひとりの感じ方には差があります。音楽や宣伝放送のように、聞きたい人、聞かせたい人にとっては必要な音であっても、聞きたくない人にとっては騒音と感ずる場合もあります。

イ 振動とは

振動とは、工場や作業場の機械の稼働、建設工事による大型建設機械の使用、車両の通行等により、建物や地面が揺れる現象をいいます。大きな振動は、物的被害や人体への不快感を与えます。

ウ 騒音・振動の大きさ

(ア) 騒音の単位（デシベル）

騒音（音）の大きさは「騒音（音圧）レベル」で表され、単位は dB（デシベル）です。また、騒音（音）の高低は 1 秒間の空気の振動数＝周波数で表わし、Hz（ヘルツ）が単位です。人間の可聴帯域は耳の良い人で 20Hz～20kHz といわれ、普通の人ではこれよりも少し狭い範囲になります。また、周波数の高低により、同じ音の大きさでも人によって異なった大きさとして聞こえることがあります。

人間の可聴帯域の中で最もよく聞こえる周波数は 4 kHz 付近です。

音の大きさのめやす

（単位：dB）

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
蛍光灯 木の葉の 触れ合う音	郊外の深夜 ささやき声	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅地	静かな事務室 エアコン室外機	普通の会話 チャイム	掃除機 騒がしい街頭	地下鉄の車内 ピアノの音	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

(イ) 振動の単位（デシベル）

振動の大きさは「振動レベル」で表され、単位は dB（デシベル）です。

振動の大きさのめやす

（単位：dB）

振動レベル	震度階級※	状 態
55 以下	震度 0	人は揺れを感じない。
55～65	震度 1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
65～75	震度 2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
75～85	震度 3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が目覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
85～95	震度 4	歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。ほとんどの人が驚く。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。電線が大きく揺れる。
95～105	震度 5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚にある本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがある。
	震度 5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しくなる。棚にある食器類などで落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。

※ 震度階級：気象庁震度階級関連解説表より。

(ウ) 数字の比較

騒音や振動の単位であるデシベルは、対数を用いてそのエネルギー比を表現しています。たとえば 3 dB の増加で約 2 倍、10dB の増加で 10 倍にエネルギーが増えることになります。これを騒音や振動の防止という観点からみると、10dB 下げるには、騒音や振動のエネルギーを 1/10 にしなければならないということです。

(2) 騒音の環境基準

騒音についての環境基準は、以下のとおりです。振動についての環境基準は、設定されていません。

騒音に係る環境基準

(単位：dB)

地域類型		地域区分	時間の区分	
			6～22 時	22～6 時
A	第一種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路(*)に面する地域	60 以下	55 以下
	第二種中高層住居専用地域 田園住居地域			
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路(*)に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路(*)に面する地域	65 以下	60 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。ただし、表で(*)を付した道路が「幹線交通を担う道路」の場合、これに近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準

(単位：dB)

昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
70 以下	65 以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表す。

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 車線以下の車線を有する道路 15m

2 車線を超える車線を有する道路 20m

（「評価範囲図」（48 ページ）を参照のこと。）

(3) 発生源別の状況と対策

ア 工場・作業場等

区内はその大半が住居系の地域となっており、大規模な工場は少なく、中小の工場や作業場が住居系の地域に多く混在しています。これら工場等の周囲に隣接して住宅などがある場合には、騒音・振動の問題が発生することがあります。

区では、騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の届出、東京都環境確保条例に基づく工場の認可申請や指定作業場の届出などを通じて、騒音・振動公害の未然防止を図っています。

イ 建設工事や土木工事

区内では、建物の建設や解体が数多く行われています。これらの工事では、大型建設機械の使用や工事現場と隣家との距離が近いことなどにより、騒音・振動について近隣とトラブルが起きることがあります。

建設工事や土木工事のうち、特定の建設機械（くい打機やさく岩機など）を使用する作業は、騒音規制法・振動規制法・東京都環境確保条例により、規制対象となっています。このため、区では事前届出などの際に、工事内容の確認と現場の防音・防振対策を行うよう指導をしています。

ウ 自動車

自動車走行による騒音・振動は、一般的に交通量が多いときや高速走行になるほどレベルが大きくなります。また、大型車になるほど騒音・振動のレベルが大きくなります。このため、区内の幹線交通を担う道路の沿道住民は、走行音や振動の影響を受けることがあります。

区では、自動車交通による影響を把握するため、道路騒音を大泉町三丁目、大泉町四丁目、小竹町二丁目の測定室で常時測定しています。

また、騒音規制法により定められた自動車騒音常時監視を毎年1回行い、測定結果（概要は50ページ参照）を環境省および東京都環境局へ報告しています。

エ 鉄道

区内には西武池袋線、西武豊島線、西武新宿線、東武東上線のように地上を走る鉄道と、西武有楽町線、東京メトロ有楽町線、東京メトロ副都心線、都営地下鉄大江戸線のように地下を走る鉄道があります。鉄道は、公共大量輸送機関として都市生活には欠かせないものです。一方、鉄道沿線の住民にとっては騒音・振動の影響を受けることがあります。

一般的な対策として、騒音については、遮音壁の設置、つなぎ目の少ないロングレールへの切り換えなどを行っています。振動については、振動を吸収するためのバラストマットの使用、建設構造体の重量増や基礎を岩盤で支持するなどの対策がとられています。

オ 航空機

(ア) 航空機騒音について

航空機から発生する騒音は非常に大きく、空港・飛行場周辺では被害を受けやすくなっています。

従前から、区の上空を定期飛行している航空機は、高度 10,000 フィート以上であり、大きな被害は発生していません。しかし、低空飛行するヘリコプターなどが飛来することで苦情となる場合があります。

(イ) 羽田空港機能強化について

国は、今後増大する羽田空港国際便の航空需要に対応するため、発着枠の増加が可能となる新飛行経路の運用を令和 2 年 3 月 29 日から開始しました。新飛行経路は、区の上空（3,000～4,500 フィート）を通過するため、国に対して、落下物、騒音対策を確実に実施し、今後も更なる対策の強化に努めること、引き続き丁寧な情報提供に努めることを求めています。

これまで、国は区内で説明会を開催するとともに、電話による専用問い合わせ窓口を設置しています。また、国は区役所に情報発信拠点を設置し、新飛行経路に関する周知を行いました。令和元年度までの実績は下表のとおりです。

周知方法	実施時期
オープンハウス型説明会	平成 27 年 8 月、平成 28 年 1 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 1 月、平成 31 年 1 月、令和元年 11 月、令和 2 年 1 月
教室型地域説明会	令和元年 5 月、6 月
情報発信拠点の設置	平成 30 年 2 月、平成 31 年 2 月、令和元年 6 月、9 月

※情報発信拠点の設置はそれぞれ 1 週間程度。

カ 近隣騒音

一般家庭の生活においては、さまざまな音が発生しており、区に苦情や相談が寄せられています。住宅の密集化や集合住宅化、生活形態の多様化などが原因として考えられます。

また、近年は近所付き合いが希薄になり、近隣間で騒音問題を円満に解決することが難しくなっています。

日常の生活行動や家庭に普及している家電、音響機器などから発生する、いわゆる生活騒音は、人が活動することに伴って発生するものです。そのため、これを法律や条例で規制することは日常生活に制限を加えることになり、一律的な規制になじみにくいものといえます。

住民、行政、住宅建設業者、機器や設備等の製造業者などの関係者がそれぞれの立場から努力を積み重ねることが大切です。

区では、現実には発生している近隣騒音問題の解決のため、騒音計の貸出や近隣騒音防止のための取組（パンフレット配布など）を行っています。

(4) 夜間騒音等実態調査

飲食店等の深夜営業に伴うカラオケ騒音など、夜間に発生する騒音は睡眠の妨げとなるなど、周辺の人々にとっては深刻な悩みとなります。区では、夜間の騒音等に関する苦情や相談について現状を把握し、問題の早期解決を図るため、実態調査を行っています。令和元年度は11回、延べ20か所の事業所等を調査しました。内訳は下表のとおりです。

夜間騒音等実態調査結果

	事業所等	調査項目（発生源）内訳			
		カラオケ・ 拡声器	給排気設 備・室外機	作業音	その他
延べ件数	20	5	3	3	12

※ 1か所で複数の項目（発生源）を調査する場合があるため、内訳の合計が事業所等の件数と必ずしも一致していない。

(5) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動が発生する作業として、くい打ち機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業を特定建設作業と定め、作業開始の7日前までに区長へ届け出るよう義務付けています。令和元年度の届出件数は下表のとおりです。

特定建設作業実施届出件数（作業別合計）

騒音規制法対象作業	件数
くい打ち・くい抜き機等使用作業	27
びょう打ち機使用作業	0
さく岩機使用作業	357
掘削作業（バックホウ等）	100
空気圧縮機使用作業	44
コンクリートプラント使用作業	2
合計	530

振動規制法対象作業	件数
くい打ち機使用作業	34
さく岩機使用作業	208
鋼球使用作業	1
舗装版破碎機使用作業	2
合計	245

※ 複数種別の作業がある場合は、作業ごとに計上した延べ数。

特定建設作業実施届出件数（工事別合計）

工事	騒音規制法 対象工事件数	振動規制法 対象工事件数
民間建物	266	186
公共建物	71	20
道路・河川	24	17
上下水道	4	3
電気・ガス	4	3
鉄道工事	1	0
合計	370	229

(6) 自動車騒音対策

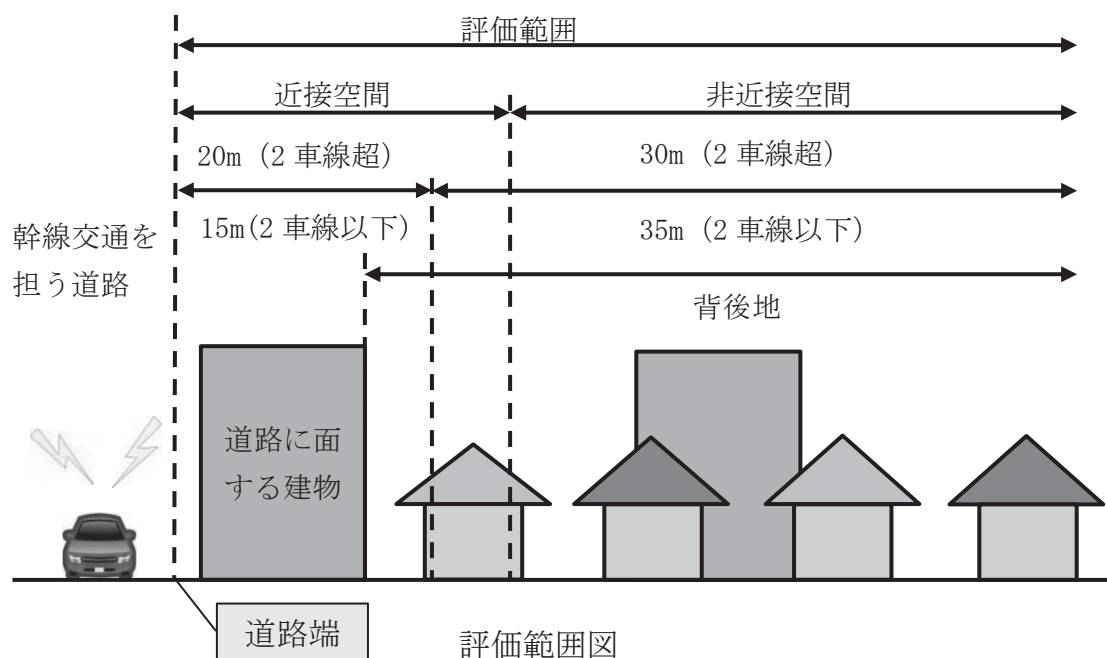
区では、騒音規制法第 18 条に基づき自動車騒音常時監視を行っています。自動車騒音常時監視は、平成 10 年の騒音規制法改正時に新設され、東京都が平成 12 年度から実施してきましたが、平成 15 年度に都から区へ事務が移譲されました。

ア 面的評価

自動車騒音常時監視の環境基準達成状況を評価するための方法として、現在用いられている方法が面的評価です。これは道路に面する地域の個別の住居等が受ける騒音レベルを環境基準と比較して、その達成度合いを戸数および割合で評価するものです。

イ 評価範囲

面的評価は「幹線交通を担う道路」すべてを対象とします。対象となる範囲は、対象道路と住居等との境界（道路端）から 50m までです。（基準等は「騒音に係る環境基準」の「幹線交通を担う道路」（44 ページ）参照、評価範囲は下図参照）



ウ 評価対象の音

評価対象の音は、対象道路から発せられる道路交通騒音に限定します。対象道路に接続する側道や対象道路と平行する裏道の道路交通騒音は含みません。その他、「建設作業騒音」、「鳥や虫の声」および「救急車、パトカーなどのサイレン音」も含みません。そのため、実測地点において対象外の音が発生した場合は、除外音として処理します。

エ 評価の方法

同一の道路であっても、場所によって騒音レベルは異なるため、道路交通騒

音の影響が概ね一定とみなせる区間ごとに評価を行います。道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間は、国土交通省の一般交通量調査の区間としています。対象道路の総延長は、およそ 90km でした。

評価は、交通条件（交通量・大型車混入率・車速）および騒音の実測値を用いた計算で行います。なお、騒音の実測を行っていない道路でも、道路騒音の状況が過去を含む他の測定値と同等と見なせる箇所は、推計することで評価しています。

調査は、対象道路を 5 年間で一巡するスケジュールで行います。令和元年度は騒音の実測を 9 か所で行いました。



オ 騒音測定結果

実測による測定結果（過年度含む）を次表に示します。

基準点騒音測定結果

調査 年度	路線名 (通称)	調査か所	昼間(6時～22時)			夜間(22時～6時)		
			環境 基準	測定 値	評価 ※	環境 基準	測定 値	評価 ※
平成 27 年度	一般国道 254 号	北町 8-28	70	67	○	65	66	×
	東京所沢線 (青梅街道)	関町南 4-6		72	×		71	×
	千代田練馬田無線 (目白通り)	豊玉北 2-4		71	×		70	×
	飯田橋石神井新座線	南大泉 5-35		55	○		52	○
	環状八号線	北町 1-13		67	○		64	○
	瀬田貫井線 (中杉通り)	中村南 3-19		67	○		64	○
	池袋谷原線	高松 4-1		62	○		55	○
	南田中町旭町線	春日町 3-19		64	○		60	○
	下石神井大泉線 (井草通り)	下石神井 5-18		67	○		64	○
平成 28 年度	一般国道 17 号	北町 3-13		58	○		55	○
	千代田練馬田無線	向山 1-16		61	○		56	○
	練馬川口線 (土支田通り)	大泉町 1-2		66	○		62	○
	環状七号線	豊玉中 2-27		73	×		71	×
	杉並田無線 (新青梅街道)	下石神井 5-13		67	○		64	○
	椎名町上石神井線 (千川通り)	中村北 1-10		66	○		65	○
	前沢保谷線	南大泉 2-5		63	○		60	○
平成 29 年度	飯田橋石神井新座線 (旧早稲田通り)	南田中 1-22		64	○		60	○
	飯田橋石神井新座線	下石神井 3-4		63	○		57	○
	環状七号線	小竹町 2-74		68	○		66	×
	関町吉祥寺線 (吉祥寺通り)	立野町 15		63	○		60	○
	東大泉田無線	東大泉 4-10		66	○		64	○
	杉並田無線 (新青梅街道)	石神井台 4-5		68	○		65	○
	椎名町上石神井線 (千川通り)	豊玉上 1-26		65	○		61	○
	椎名町上石神井線	富士見台 1-8		66	○		62	○
平成 30 年度	南田中町旭町線 (笹目通り)	高野台 1-16		67	○		67	×
	関越自動車道	大泉町 2-7		59	○		57	○
	千代田練馬田無線 (富士街道)	関町北 5-18		64	○		62	○
	練馬所沢線 (目白通り)	大泉町 6-13		68	○		64	○
	環状八号線	北町 6-6		71	×		70	×
	東京朝霞線	大泉町 1-40		65	○		61	○
	池袋谷原線 (要町通り)	小竹町 2-15		55	○		50	○
	南田中町旭町線 (笹目通り)	谷原 3-24		72	×		71	×
	南田中町旭町線	光が丘 3-9		59	○		54	○
	南田中町旭町線	土支田 1-1		64	○		59	○
令和 元 年度	東大泉田無線	南大泉 3-29		68	○		66	×
	東京外環自動車道	大泉町 3-2		61	○		56	○
	関越自動車道 (富士街道)	大泉学園町 3-23		63	○		58	○
	一般国道 254 号 (目白通り)	錦 1-39		67	○		66	×
	東京所沢線	関町南 1-4		67	○		64	○
	練馬所沢線 (要町通り)	東大泉 1-19		61	○		58	○
	練馬所沢線	西大泉 5-5		65	○		60	○
	環状八号線 (笹目通り)	南田中 4-4		70	○		66	×
	環状八号線	南田中 3-11		59	○		54	○
令和 元 年度	落合井草線	中村南 3-12		69	○		68	×

※評価の欄の○印は環境基準を満足していることを、×印は超過していることをそれぞれ示す。

カ 面的評価の結果

環境基準達成率は概ね横ばいで推移しています。近接空間の夜間環境基準達成率は80%台となっていますが、その他は概ね95%以上で推移しています。

近接空間における面的評価結果

	評価対象 住居等戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	達成率 (%)	戸数(戸)	達成率 (%)
平成 27 年度	41,756	39,456	94.5	34,670	83.0
平成 28 年度	44,296	41,929	94.7	36,453	82.3
平成 29 年度	41,801	40,635	97.2	36,394	87.1
平成 30 年度	44,324	42,913	96.8	38,106	86.0
令和元年度	44,416	42,930	96.7	38,434	86.5

非近接空間における面的評価結果

	評価対象 住居等戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	達成率 (%)	戸数(戸)	達成率 (%)
平成 27 年度	38,090	37,634	98.8	36,745	96.5
平成 28 年度	39,185	38,787	99.0	37,906	96.7
平成 29 年度	38,115	37,928	99.5	37,402	98.1
平成 30 年度	40,600	40,404	99.5	39,907	98.3
令和元年度	40,704	40,422	99.3	39,947	98.1

4 工場・指定作業場等

工場等の事業者には、公害を未然に防止するため、東京都環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、義務や規制事項が定められています。

(1) 工場の設置

ア 工場とは

東京都環境確保条例における工場は、以下のとおりです。

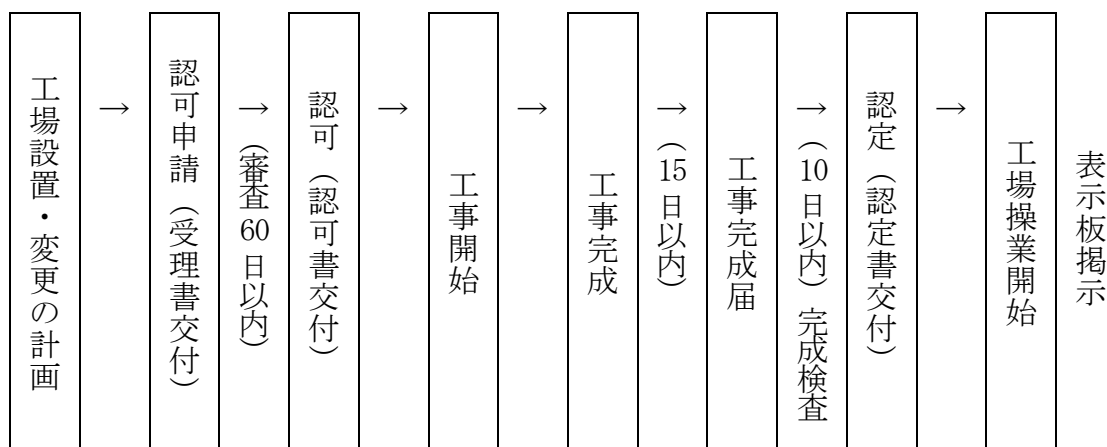
- (ア) 定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
- (イ) 定格出力の合計が 0.75kW 以上 2.2kW 未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜き等を常時行う工場
- (ロ) 塗料の吹付け、金属の鍛造、インクまたは絵の具の製造、紙またはパルプの製造、写真の現像等を常時行う工場

イ 工場認可制度と工場に対する規制

東京都環境確保条例では、これらの工場を設置または変更する場合には、設置者にあらかじめ区長の認可を受けるよう義務付けています。これらの認可制度は、工場が大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害発生源になりやすいため、事前に審査・指導を行い、公害を未然に防止することを目的とするものです。

また、工場設置者に対して、規制基準、燃料規制、設備構造基準の遵守義務および位置の制限などを課し、違反に対する改善命令、操業停止命令等を定めています。

工場設置・変更認可手続の流れ



認可工場業種別分類

(令和2年3月31日現在)

区分	業種	工場数	区分	業種	工場数
製造業	食料品製造業	43	建設業	職別工事業	1
	飲料・たばこ・飼料製造業	1	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	1
	繊維工業	9	運輸業郵便業	鉄道業	2
				道路旅客運送業	1
	木材・木製品製造業	9	卸売業小売業	飲食料品卸売業	1
	家具・装備品製造業	10		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14		機械器具卸売業	1
	印刷・同関連業	28		機械器具小売業	5
	化学工業	1		その他の小売業	1
	プラスチック製品製造業	11		医療福祉	医療業
	ゴム製品製造業	1	サービス業	学術・開発研究機関	1
	窯業・土石製品製造業	4		広告業	1
				技術サービス業	1
	鉄鋼業	1		持ち帰り・配達飲食サービス業	1
	非鉄金属製造業	6		洗濯・理容・美容・浴場業	13
	金属製品製造業	22		その他の生活関連サービス業	1
	はん用機械器具製造業	7		廃棄物処理業	3
	生産用機械器具製造業	10		自動車整備業	152
	業務用機械器具製造業	25		機械等修理業	6
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	公務	国家公務	1
	電気機械器具製造業	7		地方公務	1
	情報通信機械器具製造業	3	合計		430
	輸送用機械器具製造業	7	(総務省の日本標準産業分類 参考)		
	その他の製造業	11			

(2) 指定作業場の設置

ア 指定作業場とは

東京都環境確保条例では、工場以外の事業場で公害の発生のおそれのある自動車駐車場（収容台数 20 台以上）、ガソリンスタンド、洗濯施設やボイラーを有する事業場など 32 種類を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

イ 指定作業場の届出と規制

東京都環境確保条例では、これらの事業場を設置または変更する場合には、工事開始の30日前までに区長への届出を義務付けており、公害の未然防止を図っています。

指定作業場業種別分類

(令和2年3月31日現在)

種類	件数	種類	件数
レディミクストコンクリート製造場	1	豆腐又は煮豆製造場	15
自動車駐車場	616	洗濯施設を有する事業場	121
ガソリンスタンド・液化石油ガススタンド・天然ガススタンド	42	ボイラーを有する事業場	56
自動車洗車場	14	ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関を有する事業場	3
ウエスト・スクラップ処理場	2	焼却炉を有する事業場	1
廃棄物の積替え場所又は保管場所	12	揚水施設を有する事業場及び公衆浴場で揚水施設を有するもの	3
材料置場	15	病院	6
畜舎	1	試験研究機関等	7
めん類製造場	9	合計	924

※ 一つの事業場で複数の該当施設を有している場合は、主たる種類欄を計上した。

(3) 特定施設の設置

騒音規制法および振動規制法では、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設で政令で定めるものを特定施設とし、工事開始の30日前までに区長への届出を義務付けています。

騒音規制法による特定施設種類別分類

(令和2年3月31日現在)

種類		事業所数※	施設数
金属加工機械	圧延機械	2	7
	せん断機	2	2
	機械プレス	11	26
	切断機	3	3
空気圧縮機及び送風機		147	914
コンクリートプラント		1	1
穀物用製粉機		1	12
木材加工機械	帯のこ盤	1	2
	かんな盤	3	4
印刷機		21	86
合成樹脂用射出成型機		3	19
合計		195	1,076

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数。

振動規制法による特定施設種類別分類

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

種類		事業所数※	施設数
金属加工機械	液圧プレス	1	2
	機械プレス	19	75
	せん断機	1	2
圧縮機		35	135
印刷機(2.2kW 以上)		14	59
合成樹脂用射出成型機		2	17
合計		72	290

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数。

(4) 事業者等のその他の責務

ア 化学物質の適正管理

現代社会においては、生活の身近なところに多種多様な化学物質が使われています。しかし、化学物質の中には、人や生物に対し有害性を持つものが多くあり、扱い方が適切でないと、環境汚染や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、化学物質を取り扱う事業者は、その使用量や環境への排出量等を正確に把握し、適切に管理、使用する必要があります。

東京都では、事業者による化学物質の適正な管理を義務付ける規定を東京都環境確保条例に盛り込み、平成 13 年 10 月から施行しています。条例では、有害性が認められる 59 種類の化学物質を対象として、いずれかの物質を年間 100 kg 以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対し、前年度の使用量や環境への排出量を区長へ報告（「適正管理化学物質の使用量等報告書」を提出）することが義務付けられています。令和元年度は、区内の塗装工場、印刷工場、めっき工場、クリーニング店、ガソリンスタンド等 55 事業所から報告書が提出されました。

また、PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、対象とする業種のうち、対象化学物質（第一種指定化学物質 462 種類、うち特定第一種指定化学物質 15 種類）を年間で一定量以上取り扱い、または特定の施設を設置している事業者は、前年度における化学物質の環境への排出量等を東京都へ届け出ることになっています。

イ 土壌汚染に関する規制

有害な化学物質による土壌・地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、東京都環境確保条例では平成 13 年 10 月から土壌汚染に関する規制をしています。特定有害物質 26 種類のうち 1 種類でも使用履歴がある工場・指定作業場は、廃止等の際に土壌汚染状況を調査し結果等を区長へ届け出なければなりません。令和元年度は、土壌汚染状況調査報告書等、12 件の届出がありました。また、3,000 m²以上の土地の改変等を行う場合には、土地の履歴を調査し、土壌汚染の可能性がある場合には調査を行い、東京都へ結果を届け出る必要があります。

平成 15 年に土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法・下水道法における

有害物質使用特定施設の廃止の際は、土地の所有者は土壤汚染の状況を調査し、東京都へ結果を届け出る必要があります。また、土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染状態が基準に適合しない土地については、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定され、公表されます。区内には令和2年3月31日現在、要措置区域2か所、形質変更時要届出区域2か所が指定されています。

東京都環境確保条例で定める汚染土壤処理基準を超えた場合、または土壤汚染対策法で定める指定基準を超えた場合、汚染の除去や拡散防止措置等を行わなければならない。

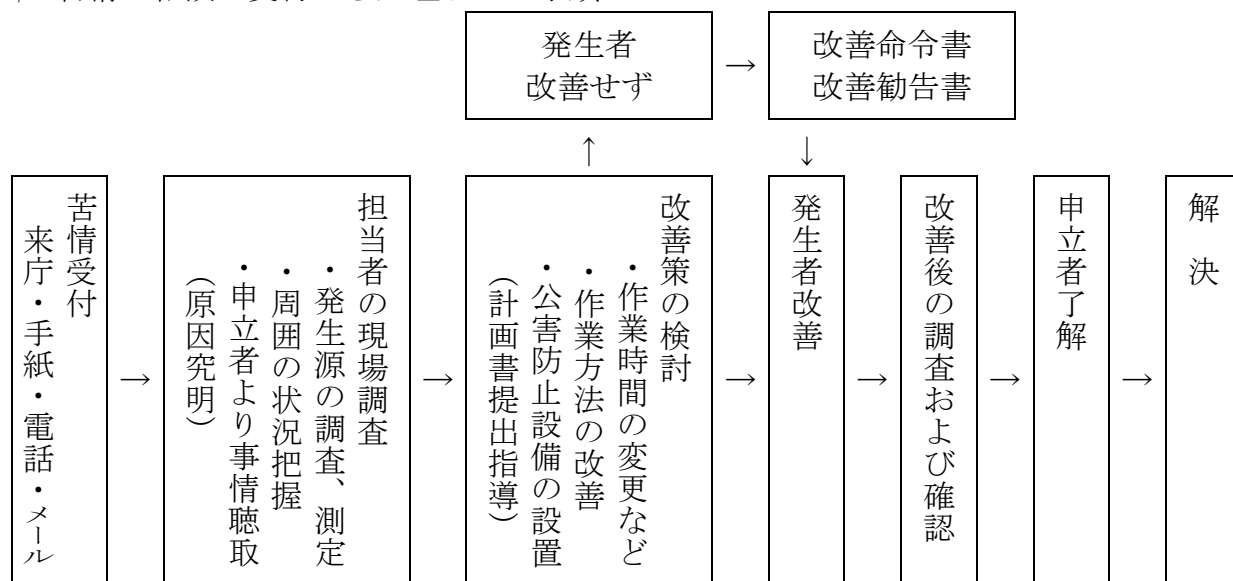
なお、区では不動産流通業者等に対して、土地の履歴についての情報提供を行っています。

工場・指定作業場等の情報提供件数

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
情報提供件数	1, 537	1, 785	1, 755	1, 817	1, 927

5 苦情・相談

(1) 苦情・相談の受付から処理までの手順



(2) 苦情受付実績

発生源別・現象別用途地域別苦情受付件数（令和元年度）

用途地域別 公害種別		低層	中高	住居	近商	商業	準工業	工業	その他	計	割合（％）
発生源別	工場	2	0	0	0	0	1	0	0	3	1.5
	指定作業場	4	1	2	0	0	1	0	0	8	4.0
	建設作業	64	19	16	8	6	2	0	0	115	57.5
	一般	33	7	13	16	4	1	0	0	74	37.0
	合計	103	27	31	24	10	5	0	0	200	100.0
	割合（％）	51.5	13.5	15.5	12.0	5.0	2.5	0.0	0.0	100.0	
現象別	ばい煙	8	0	1	0	1	0	0	0	10	3.8
	粉じん（石綿含む）	18	9	3	2	0	1	0	0	33	12.4
	有害ガス	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
	悪臭	18	1	7	5	2	1	0	0	34	12.8
	汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	騒音（カラオケ含む）	66	20	21	17	6	5	0	0	135	50.8
	振動	31	6	8	3	2	0	0	0	50	18.8
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他	2	0	0	0	1	0	0	0	3	1.1
	合計	144	36	40	27	12	7	0	0	266	100.1
	割合（％）	54.1	13.5	15.0	10.2	4.5	2.6	0.0	0.0	99.9	

※ 現象別件数は1つの苦情に対し2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件とする。

※ 各割合（％）の合計は、端数処理の関係で100.0にならない場合がある。

※ 用途地域別の名称は略称で表している。用途地域の名称はつぎのとおり。

低層：低層住居専用地域、中高：中高層住居専用地域、住居：住居地域、近商：近隣商業地域

商業：商業地域、準工業：準工業地域、工業：工業地域

過去 10 年間の発生源別・現象別苦情受付件数

	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
発 生 源 別	工場	3	12	9	7	7	4	4	3	6	3
	指定作業場	7	14	8	11	14	5	9	8	7	8
	建設作業	58	75	75	91	109	103	80	82	121	115
	一般	71	118	98	83	94	80	67	93	70	74
	合計	139	219	190	192	224	192	160	186	204	200
現 象 別	ばい煙	22	55	44	35	38	22	14	32	9	10
	粉じん (石綿含む)	10	28	14	21	18	31	19	16	28	33
	有害ガス	1	1	1	0	0	0	0	1	3	1
	悪臭	15	27	15	23	23	15	22	26	27	34
	汚水	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	騒音 (カラオケ含む)	79	100	105	108	107	120	92	103	119	135
	振動	34	28	28	51	35	43	40	49	54	50
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	7	4	2	1	3	0	6	7	16	3
	合計	168	243	209	239	224	232	193	234	256	266

※ 現象別件数は 1 つの苦情に対し 2 項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに 1 件とする。

第9項 まちの美化を進める

快適な生活環境を確保するため、清掃活動への支援や歩行喫煙防止対策のほか、昨今増加している空き家等の対策など、地域のまちの美化を推進する取組を行っています。

1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者への支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者にも、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区民、事業者、区のそれぞれが自身の役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指します。

(1) 環境清掃推進連絡会との協働

町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合し、平成15年7月に環境清掃推進連絡会が発足しました。

区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に取り組んでいます。

令和元年度は、区内一斉清掃事業、環境清掃関連施設見学会など、さまざまな普及・啓発事業を環境清掃推進連絡会と区との協働で実施しました。

(2) 区内一斉清掃

練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化と清掃・リサイクル活動を推進しています。

令和元年度は、5月26日と11月24日に区内一斉清掃を実施し、5月は179団体、11月は181団体が清掃活動を行いました。

(3) 町会・自治会等への支援

ア 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

令和元年度末現在、つぎの43地区を環境美化推進地区に指定しています。

いちょう通り東第一 団地管理組合	大泉学園緑町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	小竹町会	栄町町会	桜台一丁目町会
桜台自治会	桜台親和町会	桜台四丁目南町会	下石神井千川町会
石神井会	石神井小関町会	石神井町二丁目第三 アパートさんろく自 治会	関町北三丁目町会
都営上石神井団地自 治会	豊玉第一町会	仲一自治会	仲二町会
仲町五丁目町会	中村西町会	練馬一丁目原町睦会	練馬北町六丁目自治会
練馬区北園町会	練馬区向山町会	練馬区豊玉第三町会	練馬中央自治会
羽沢町会	橋戸町会	早宮一丁目自治会	早宮三・四丁目町会
東大泉井頭町会	東大泉中村町会	光が丘第一自治会	光が丘地区連合協議会
氷川台ひばりが丘睦 会	富士見台町会	平和台一丁目町会	南田中団地第一自治会
南田中団地第二自治 会	南田中団地第三自治 会	南田中団地第四自治 会	

イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供しています。令和元年度は138団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

(4) 歩行喫煙等の防止

ア 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンを行っています。

令和元年度は区内3駅周辺（7月 練馬春日町駅、10月 中村橋駅、3月 平和台駅）において啓発用ティッシュペーパーや携帯用吸い殻入れの配布を行い、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

イ マナーアップ指導員による巡回指導

平成 21 年 12 月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内の駅など 23 駅において、駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙・たばこのポイ捨てをしている者に対して注意・指導を行っています。

ウ 路面表示シートの貼付等

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。元年度末現在、貼付箇所は約 1,200 か所です。

また、区内 198 本の電柱に巻看板を掲出しています。



路面表示シート

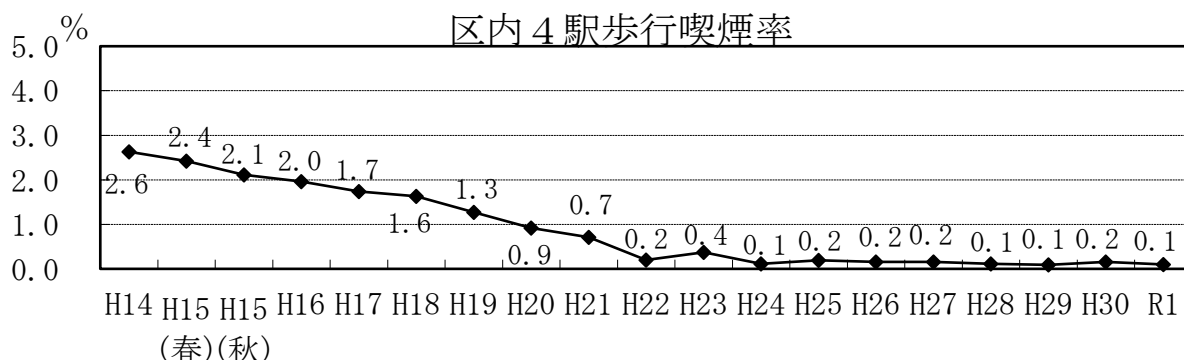
エ 喫煙所の設置

区は、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。令和元年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅の 4 駅 5 か所に喫煙所を設置しています。

また、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）」の改正や「東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年東京都条例第 75 号）」の制定を受け、屋外喫煙所における望まない受動喫煙防止対策についても検討を進めています。

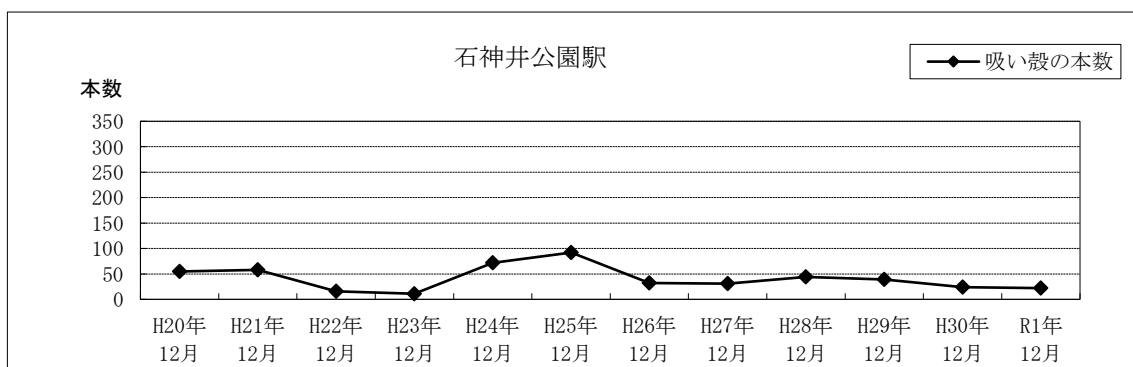
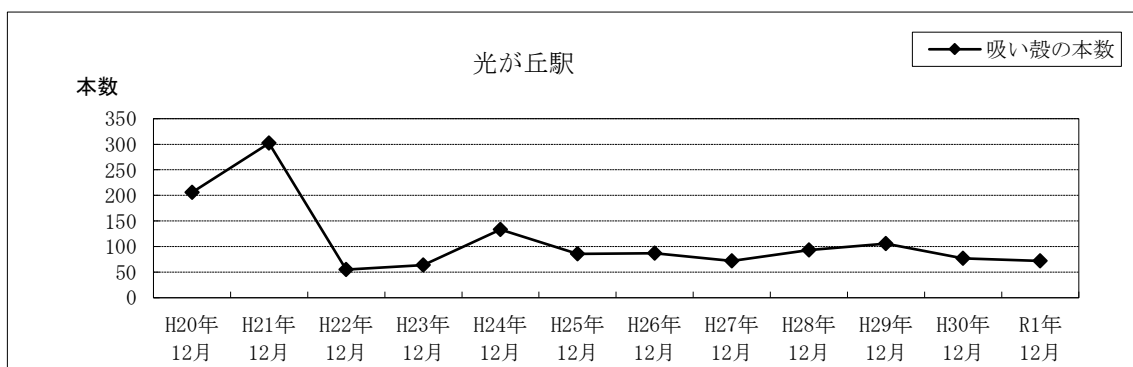
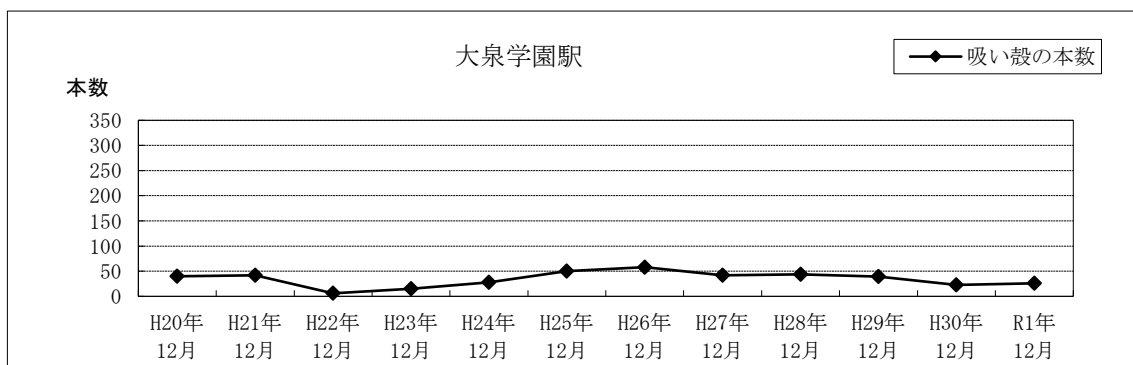
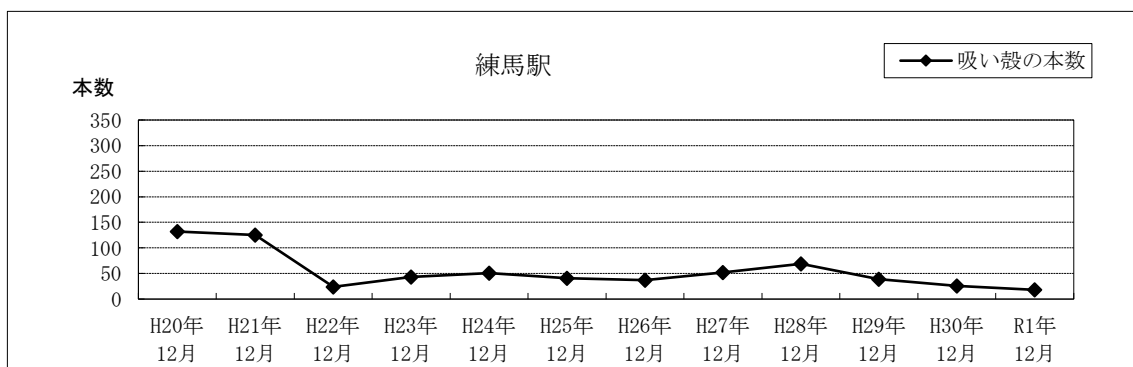
オ 歩行喫煙率調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しています（平成 14 年度から年 1 回・平成 15 年度は春・秋の 2 回）。



カ ポイ捨て実態調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺 3 か所で年 4 回、平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を調査しています。



(5) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。令和元年度は4件、4か所、8.05㎡消去しました。

(6) 空き家等対策の推進

平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」が全面施行されました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等により管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成 29 年 2 月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成 29 年条例第 28 号）」を制定し、平成 29 年 10 月に全面施行しました。

条例制定後は、学識経験者等で構成する練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聞きながら、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

さらに、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と活用希望団体等とをマッチングする事業や、空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

(7) あき地の管理の適正化

区は、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 45 年 10 月制定）」に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、自主管理を依頼しています。

2 カラス対策

区では、民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に基づき、その原因となる巣などの撤去を行っています。令和元年度の巣の撤去は 14 巣、落下ヒナの捕獲は 10 羽でした。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、区が貸し出している防鳥ネットを利用するなど、日常生活で実行できることについての周知を図っています。

3 アライグマ・ハクビシン対策

区では、平成 30 年度から東京都の策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置を行っています。

令和元年度は、125 件のわなを設置し、ハクビシン 27 頭を捕獲しました。

第2章 練馬のみどりを未来へつなぐ

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例など

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和 52 年には、「みどりを保護し回復する条例（昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号）」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化したため、新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成 19 年 12 月 17 日条例第 79 号）」を新たに制定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、平成 10 年に都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。平成 21 年には、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。平成 31 年 4 月に、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するため、新たに「練馬区みどりの総合計画」を策定しました。

この計画では、30 年後に練馬のみどりに満足している区民を 80%にするという目標を掲げ、目標達成に向けた 2 つの基本方針として、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることを定めています。

(3) 練馬区緑化委員会

条例に基づく附属機関として、みどりの保全と創出に関する重要な事項を調査審議します。

2 みどりのネットワークの形成

(1) みどりのネットワーク形成の推進

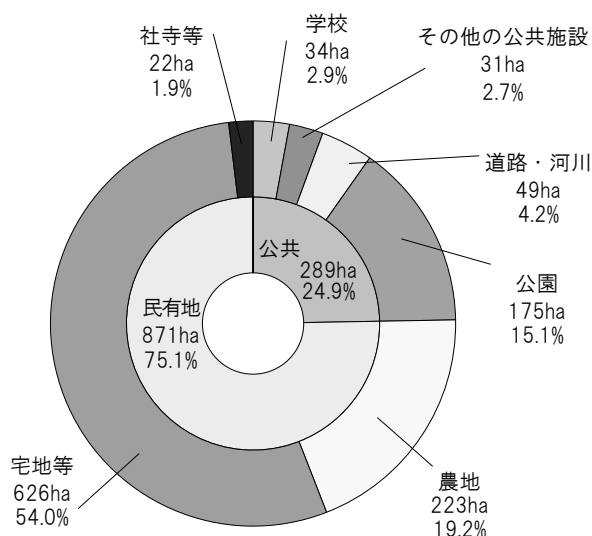
区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、23 区で最も高い 24.1%であり、大きな魅力となっていますが、減少傾向にあります。

「練馬区みどりの総合計画」では、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めることとしています。

【緑被率の推移】

年度	緑被率
平成 18 年	26.1%
平成 23 年	25.4%
平成 28 年	24.1%

【緑被等の内訳（平成 28 年）】



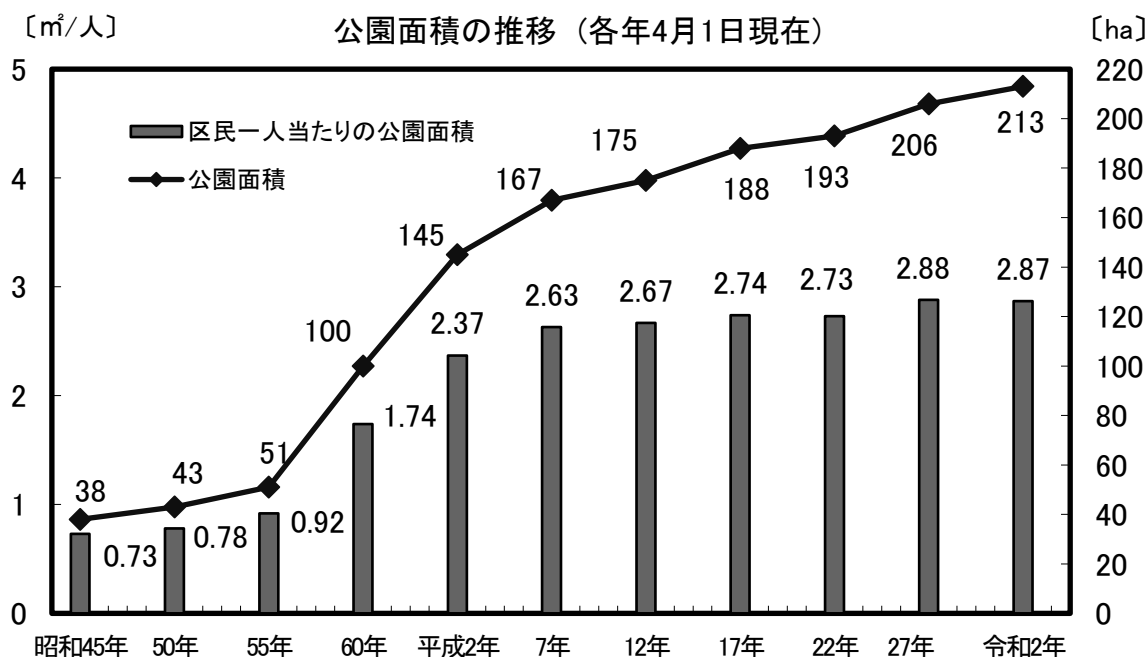
(2) 特色ある公園等の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園です。

令和 2 年 4 月に新たに開設した「上石神井こもれび公園」は、近隣小学校の子どもたちと行ったワークショップでの提案などを反映するとともに、東京藝術大学の協力を得て整備しました。

「豊玉中いっちょうめ公園」は、地域の皆さまと日本大学芸術学部との協働により、多くの利用者の声を取り入れた公園として、令和 2 年 4 月にリニューアルオープンし、地域の方による清掃などの自主管理も開始しました。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人が訪れるような魅力的で特色のある公園の整備を進めていきます。



(3) 公共施設の樹木管理

区立施設の樹木の維持管理について、基本的な考え方を整理し、施設管理者とみどり推進課の役割分担を整理する「公共施設樹木管理要綱」を令和2年1月に制定しました。施設長による日常点検や、自然樹形に配慮したせん定に努めることなどを定めています。

(4) 民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は、民有地のみどりです。区は、民有地のみどりを保全する事業を実施しています。

ア 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち、特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者との交渉を進めています。令和元年度は1か所を都市計画緑地として決定しました。

イ 市民緑地

区は、市民緑地制度を活用して、300㎡以上の良好な樹林の保全を図っています。所有者は区と土地使用貸借契約を結び、公共の用途に無償で土地を貸すことによって、都市計画税・固定資産税が非課税となります。区は園路整備や清掃・せん定などの日常管理を行って、樹林を広く区民に開放しています。1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼んでいます。

【市民緑地の推移】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
憩いの森 1,000 m ² 以上	40 か所	40 か所	40 か所
	92,979 m ²	95,023 m ²	97,235 m ²
街かどの森 300 m ² 以上	6 か所	5 か所	5 か所
	3,578 m ²	2,753 m ²	2,753 m ²

ウ 保護樹木・保護樹林

区は、所有者の申請に基づき、一定の条件を満たす樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っています。

【保護樹木・保護樹林の推移】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
保護樹木	1,222 本	1,192 本	1,193 本
保護樹林	71 か所	72 か所	72 か所
	18.8ha	18.7ha	18.6ha

(5) みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりに対して支援する取組を進めています。

ア みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援しています。

【みどりの協定の推移】

(各年度末)

	協定地区数	協定に基づく支援
平成 29 年	18 団体	苗木の提供 1,732 本
平成 30 年	19 団体	苗木の提供 1,675 本
令和元年	20 団体	苗木の提供 1,988 本

イ 地域住民による花壇管理

公園や駅周辺の花壇など、公共の花壇を地域住民が管理することで、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、魅力的な花壇づくりを推進しています。

【花壇管理の状況】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公園等花壇	23 か所	22 か所	20 か所
駅周辺花壇	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体

ウ 緑化助成制度

道路に面して生け垣を新たに設置する場合や、沿道緑化等に要する経費の一部を助成しています。令和元年度の助成実績は、生け垣化 12 件 (130.8m)、フェンス緑化 12 件 (149.7 m²)、沿道緑化 6 件 (33 m²)、屋上緑化 1 件 (1.1 m²) でした。

(6) 緑化計画の事前協議

区内で一定規模以上の開発行為や建築行為を行うときは、緑化計画を作成し、区に事前協議をしなければなりません。令和元年度は問合せが 1,729 件、事前協議申請が 917 件ありました。

(7) 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは、30 日前までに区に届け出なければなりません。また、伐採後は代替の植栽に努めるものとしています。令和元年度は 51 件の届出がありました。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) 個人のみどりを地域で守る仕組み

区民と地域のみどりの関わりを深め、ともにみどりを守り育てるため、公園や憩いの森の区民管理の拡充、みどりを守り育てる人材や団体育成など、区民協働のムーブメントの輪を広げるための取組を進めています。

ア 公園や憩いの森等の区民管理

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森等の自主的管理活動を支援しています。

【公園や憩いの森の自主管理活動の推移】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公園の自主管理	27 か所 21 団体	27 か所 20 団体	30 か所 22 団体
憩いの森等の自主管理	2 か所 2 団体	2 か所 2 団体	3 か所 3 団体

イ 区民活動団体育成支援事業

区は、憩いの森等を地域住民自ら管理・保全する区民活動団体を育成しています。令和元年度は西本村憩いの森で育成支援を実施しました。活動団体は、清掃・除草の他に、野草の保全や樹木のせん定等も行いながら、森の特性に応じた管理を行うことを目指しています。

(2) みどりを守り育てる人材や団体の育成

令和元年度は緑化協力員 76 名が地域で緑化活動を行いました。令和 2 年度からは、みどりを守り育てる人材や団体の育成をより推進するため緑化協力員制度を見直し、「つながるカレッジねりま」にみどり分野を開講します。

(3) 練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成 16 年 10 月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置しました。基金は寄付金と区の積立金等からなっています。これまで、希少なカタクリの大群生地である清水山の森（大泉町一丁目）の保全整備事業に基金から 2 億円を活用しました。

令和元年 12 月に、より区民に練馬のみどりに親しんでもらうきっかけとなるよう、ローズガーデンプロジェクトなど、応援したいプロジェクトを選んで寄付ができる基金にリニューアルしました。

令和元年度末の現在高は、18 億 8,212 万円です。

(4) みどりの普及啓発施設

ア 花とみどりの相談所

昭和 62 年 4 月に緑化意識の普及啓発を目的として開所し、花とみどりに関する相談や園芸に関する講座・講習会を開催しています。令和元年度は 45 回の講座・講習会を開催し、720 人が参加しました。園芸相談は 3,368 人が利用しました。

イ 四季の香ローズガーデン

平成 28 年 5 月に開園した、6 種類のバラの香りを楽しめる国内でも珍しいバラ園です。令和元年度の来園者数は 70,839 人でした。

ウ 牧野記念庭園

昭和 33 年 12 月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園です。令和 2 年 3 月に都指定文化財（名勝及び史跡）の指定を受けました。令和元年度の来園者数は 22,444 人でした。

エ こどもの森緑地

平成 27 年 4 月に子どもたちがみどりを活用した冒険的な遊びや自然体験のできる施設として開園した緑地です。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしてくれます。令和元年度の来園者数は 34,451 人でした。

オ 中里郷土の森緑地

平成 29 年 3 月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地です。周辺の町会、商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催しています。令和元年度の来園者数は 12,313 人でした。

第2項 河川・池の環境

1 水質調査

区では、昭和 46 年から区内の河川等の水質を毎年定期的に調査しています。

(1) 環境基準

水質汚濁に関する環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」（以下「健康項目」といいます。）と、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目」といいます。）が設定されています。

健康項目はいずれも発癌性や急性・慢性毒性等があり、人だけでなくすべての生きものにとって有害であるため、常にこの基準値以下でなければなりません。生活環境項目は水の性質や見た目の清浄さを表し、利用目的等を考慮し、6 類型に分けて基準値が設定されています。

水質の改善によって平成 29 年 3 月から石神井川が B 類型に、白子川が C 類型にそれぞれ改定され、より厳しい基準の達成が求められることとなりました。

生活環境項目の環境基準値

項目 河川名	基準値				
	p H	B O D (※ 1)	S S (※ 2)	D O (※ 3)	大腸菌群数
石神井川	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
白子川	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—

※ 1 B O D（生物化学的酸素要求量）

微生物が水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量。魚の生息には 5 mg/L 以下が望ましいとされています。

※ 2 S S（浮遊物質）

水中に浮遊している水に溶けない物質の量。

※ 3 D O（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量。魚の生息には 5 mg/L 以上が望ましいとされています。

(2) 調査内容および結果

令和元年度は、石神井川、白子川、千川上水、石神井池等の 10 地点（図 1）で、6・9・11・2 月の 4 回調査しました。

石神井川、白子川ともに、下水道が完備し、大雨後の下水道越流水以外の生活排水が流入しなくなったことにより、平成 10 年頃まで水質の改善が進みました。以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

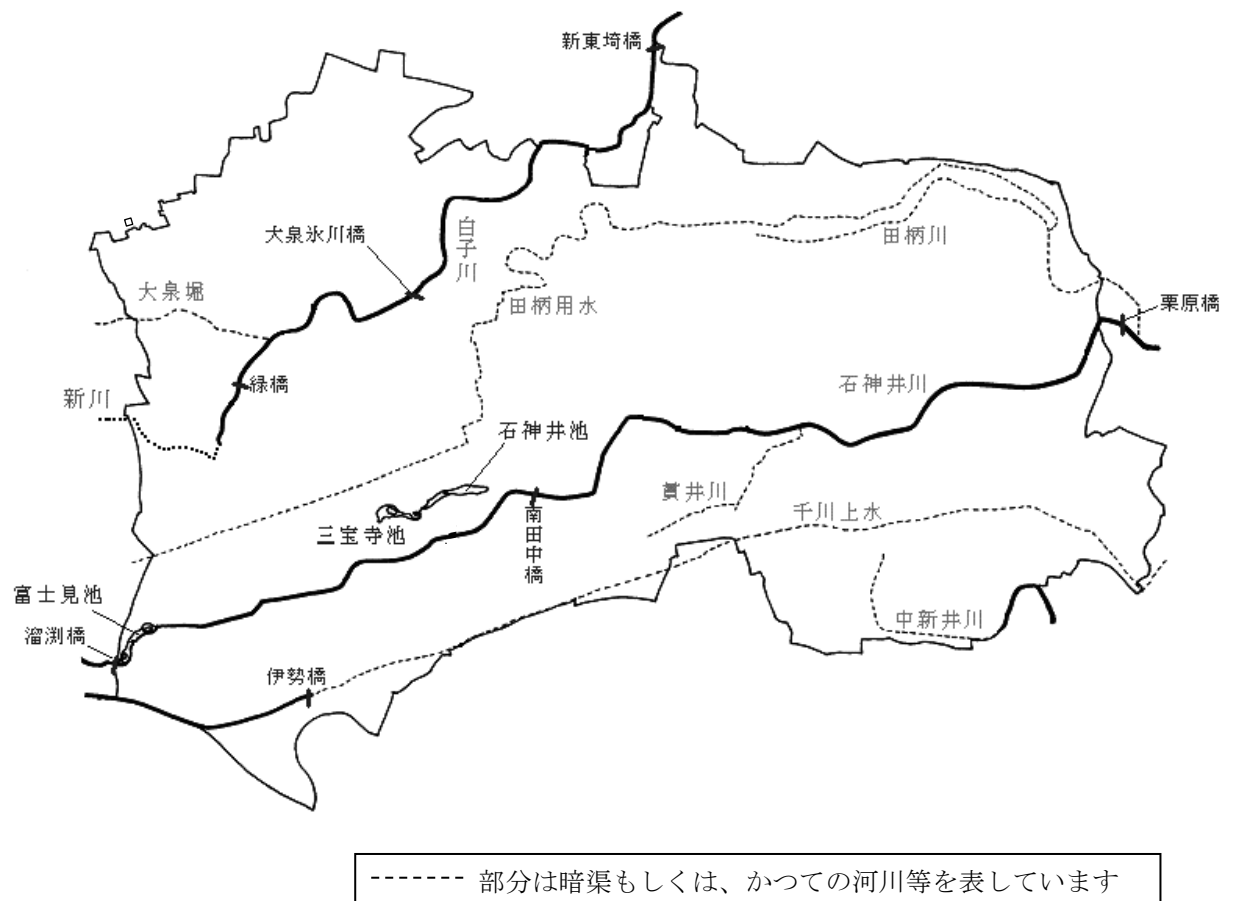


図1 区内の河川・池と水質調査地点

ア 石神井川の水質調査結果

項目	単位	石神井川(河川B類型)											
		溜淵橋				南田中橋				栗原橋			
		5月	9月	11月	2月	5月	9月	11月	2月	5月	9月	11月	2月
測定時刻		12:40	14:00	12:55	13:40	14:20	15:20	14:30	15:00	9:10	10:15	9:20	10:00
天候	—	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴
気温	℃	26.3	26.0	21.3	12.6	28.0	25.8	21.3	17.3	24.7	25.1	16.3	13.0
水温	℃	22.3	23.0	17.7	15.6	23.6	22.9	17.8	16.0	20.3	22.1	16.5	10.6
外観	—	無色透明	淡黄 緑色濁	無色透明	無色透明	無色透明	淡黄 緑色濁	濃茶	微白濁	淡灰黄 緑色透	淡灰黄 緑色透	無色透明	無色透明
臭気	—	無臭	微藻臭	無臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭	無臭	無臭
透視度	度	>100	12	>100	>100	>100	39	10	70	88	86	>100	>100
pH	—	6.81	6.53	6.49	6.26	7.55	6.61	6.71	6.74	8.95	7.06	7.40	7.22
平均水深	cm	19.1	10.8	18.4	8.1	22.5	23.1	15.6	25.9	12.6	15.2	4.7	14.9
平均流速	m/s	0.978	0.459	0.544	0.536	0.202	0.368	0.360	0.423	0.383	0.452	0.311	0.444
流量	m³/s	0.682	0.190	1.344	0.158	0.403	0.739	0.401	0.849	0.632	0.913	0.151	0.907
DO	mg/l	14.8	6.9	8.9	10.3	11.0	9.4	9.4	9.7	11.6	9.4	10.3	11.9
BOD	mg/l	0.5	1.6	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	1.5	0.5未満	0.7	0.7	0.5未満	0.6
COD	mg/l	1.0	5.5	1.4	1.9	0.9	2.6	2.4	1.4	1.3	2.2	0.9	0.9
SS	mg/l	5	24	1	1	1	9	61	4	2	3	2	1
塩化物イオン	mg/l	9.9	3.6	8.5	8.4	10.4	8.3	9.5	10.0	12.4	7.5	10.6	11.4
全リン	mg/l	0.030	0.128	0.027	0.015	0.015	0.041	0.096	0.007	0.014	0.036	0.024	0.008
全シアン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	—	—	—	—	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	—	—	33000	24000	13000	490	13000	110000	2400	790
ふん便性大腸菌群	個/100ml	—	—	—	—	7200	7600	2200	120	3800	9200	820	110
アンモニア性窒素	mg/l	0.01未満	1.07	0.02	0.03	—	—	—	—	0.01	0.02	0.01	0.01
亜硝酸性窒素	mg/l	0.004	0.042	0.004	0.006	—	—	—	—	0.011	0.032	0.005	0.004
硝酸性窒素	mg/l	4.03	1.64	5.06	4.67	—	—	—	—	4.72	2.88	5.29	5.15
有機体窒素	mg/l	0.93	0.64	0.65	0.30	—	—	—	—	0.84	1.05	1.12	0.78
カドミウム	mg/l	—	0.001未満	—	—	—	—	—	—	—	0.001未満	—	—
鉛	mg/l	—	0.002未満	—	—	—	—	—	—	—	0.002未満	—	—
砒素	mg/l	—	0.005未満	—	—	—	—	—	—	—	0.005未満	—	—
総水銀	mg/l	—	0.0005未満	—	—	—	—	—	—	—	0.0005未満	—	—
全クロム	mg/l	—	0.01未満	—	—	—	—	—	—	—	0.01未満	—	—
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
トリクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.001未満	—	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満

※ 網掛けは環境基準値を満たさなかった測定値を示します。

イ 白子川の水質調査結果

項目	単位	白子川(河川C類型)											
		緑橋				大泉冰川橋				新東埼玉橋			
		5月	9月	11月	2月	5月	9月	11月	2月	5月	9月	11月	2月
測定時刻		11:20	12:50	11:40	12:50	10:40	12:00	11:05	12:00	10:00	11:00	10:10	11:00
天候	—	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴
気温	℃	30.3	27.4	22.0	15.4	27.0	27.0	20.8	15.0	25.2	25.7	19.3	12.1
水温	℃	21.1	21.0	18.5	10.4	22.2	22.8	17.5	12.2	23.3	23.5	17.0	10.1
外観	—	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	淡黄 緑色濁	無色透明	無色透明	淡緑色	淡黄 緑色濁	無色透明	無色透明	淡緑色
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭	微藻臭	無臭	微藻臭	微藻臭	無臭
透視度	度	>100	>100	>100	>100	71	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100
pH	—	6.40	6.51	6.08	6.11	8.92	7.05	7.56	7.26	9.11	7.99	7.52	7.55
平均水深	cm	4.9	28.1	52.6	24.0	3.6	4.4	14.3	4.3	7.1	18.7	20.7	11.9
平均流速	m/s	0.053	0.039	0.049	0.089	0.097	0.097	0.903	0.237	0.215	0.273	0.192	0.325
流量	m ³ /s	0.016	0.077	0.163	0.119	0.042	0.044	0.484	0.098	0.156	0.346	0.027	0.313
DO	mg/l	9.6	7.5	8.9	10.5	12.7	8.8	11.3	12.4	11.7	9.9	10.7	12.9
BOD	mg/l	0.5未満	0.9	0.5未満	1.4	1.6	0.7	0.5	0.8	1.5	0.6	0.8	0.8
COD	mg/l	0.5未満	1.1	1.4	1.8	2.2	2.1	1.7	0.9	2.3	2.3	1.9	1.4
SS	mg/l	1未満	1未満	1	1未満	3	2	1	6	1	2	1未満	1
塩化物イオン	mg/l	8.9	9.0	8.1	8.4	9.5	8.6	8.4	9.2	13.1	10.0	10.7	11.1
全リン	mg/l	0.012	0.018	0.010	0.009	0.034	0.038	0.019	0.016	0.028	0.030	0.020	0.011
全シアン	mg/l	—	—	—	—	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
大腸菌群数	MPN/100ml	3300	170000	700	330	—	—	—	—	—	—	—	—
ふん便性大腸菌群	個/100ml	950	22000	230	21	—	—	—	—	—	—	—	—
アンモニア性窒素	mg/l	0.03	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.25	0.02	0.01未満	0.01
亜硝酸性窒素	mg/l	0.012	0.014	0.003	0.002	0.025	0.039	0.009	0.012	0.053	0.043	0.011	0.009
硝酸性窒素	mg/l	5.22	5.34	5.98	5.77	4.49	4.58	5.61	5.85	5.11	3.86	5.91	6.16
有機体窒素	mg/l	0.95	1.35	1.51	0.20	1.22	0.84	0.96	0.07	4.96	3.88	0.79	0.37
カドミウム	mg/l	—	—	—	—	—	0.001未満	—	—	—	0.001未満	—	—
鉛	mg/l	—	—	—	—	—	0.002未満	—	—	—	0.002未満	—	—
砒素	mg/l	—	—	—	—	—	0.005未満	—	—	—	0.005未満	—	—
総水銀	mg/l	—	—	—	—	—	0.0005未満	—	—	—	0.0005未満	—	—
全クロム	mg/l	—	—	—	—	—	0.01未満	—	—	—	0.01未満	—	—
四塩化炭素	mg/l	—	0.0002未満	—	0.0002未満	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	0.0002未満	—	0.0002未満	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	0.0002未満	—	0.0002未満	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	0.0002未満	—	0.0002未満	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満
トリクロロエチレン	mg/l	—	0.001未満	—	0.001未満	—	—	—	—	—	0.001未満	—	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/l	—	0.0002未満	—	0.0002未満	—	—	—	—	—	0.0002未満	—	0.0002未満

※ 網掛けは環境基準値を満たさなかった測定値を示します。

ウ 千川上水の水質調査結果

東京都が「清流復活事業」として、玉川上水を経て下水高度処理水を流しています。水質は良好ですが、下水処理水であるために栄養塩類（全リンと塩化物イオン）の濃度が河川に比べ高くなっています。

項目	単位	5月	9月	11月	2月
測定時刻	—	12:00	14:50	13:50	14:40
天候	—	晴	曇	晴	晴
気温	℃	27.1	25.4	21.6	15.1
水温	℃	22.6	24.8	17.6	10.5
外観	—	淡茶褐色濁	淡茶褐色濁	無色透明	無色透明
臭気	—	無臭	無臭	無臭	微藻臭
透視度	度	49	34	>100	>100
pH	—	7.82	7.45	7.43	7.08
平均水深	cm	24.7	22.8	32.5	27.9
平均流速	m/s	0.146	0.171	0.402	0.179
流量	m ³ /s	0.024	0.027	1.074	0.037
DO	mg/ℓ	7.7	7.3	8.4	10.4
BOD	mg/ℓ	0.8	1.1	0.9	0.9
COD	mg/ℓ	5.0	8.6	4.6	5.9
SS	mg/ℓ	7	28	3	4
塩化物イオン	mg/ℓ	43.9	33.1	40.0	49.3
全リン	mg/ℓ	0.105	0.166	0.110	0.084

エ 池の水質調査結果

石神井池（都立石神井公園内）では、東京都が令和2年度冬季のかいぼりに向け、令和2年1月から2月にかけて水位を低下させ、護岸や排水状況の調査などを行いました。

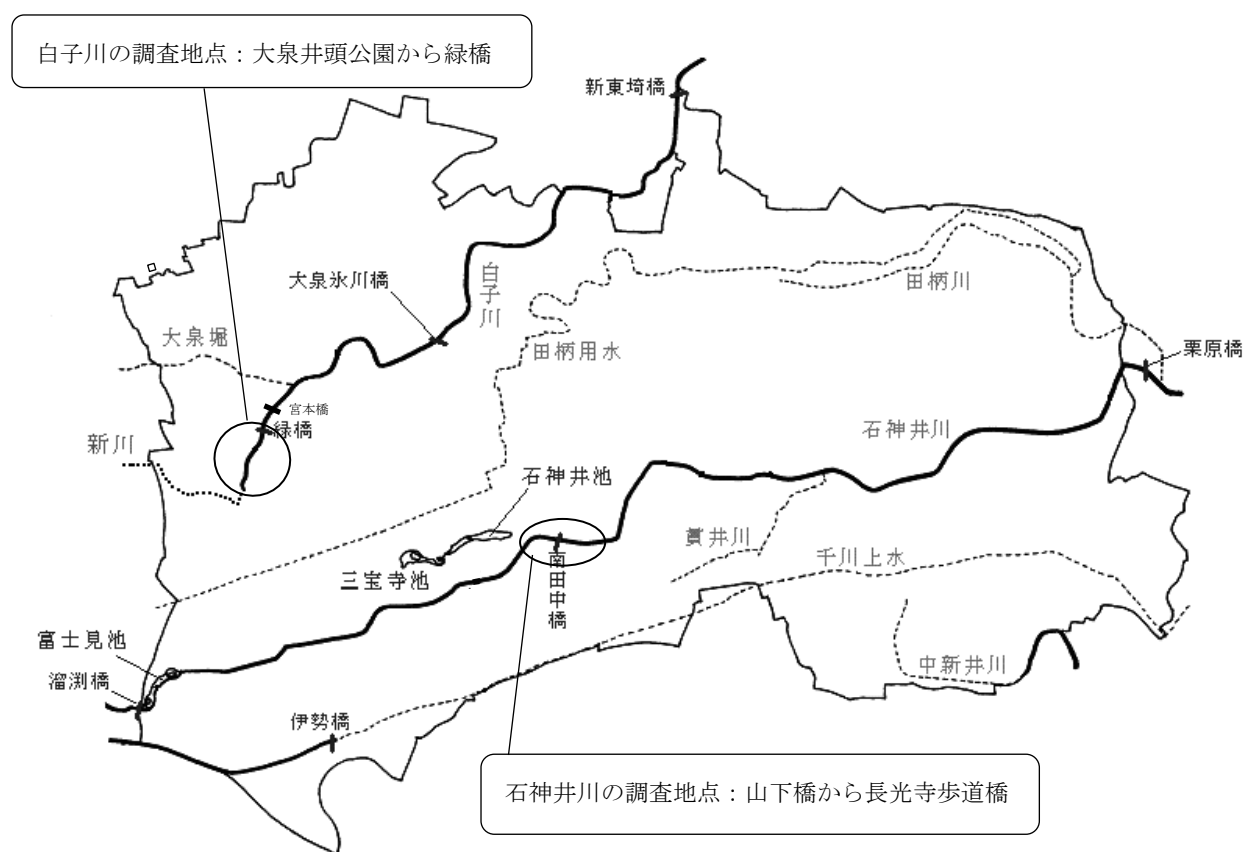
項目	単位	石神井池				三宝寺池				富士見池			
		5月	9月	11月	2月	5月	9月	11月	2月	5月	9月	11月	2月
測定時刻		14:55	16:10	15:05	15:40	15:15	16:30	15:25	16:00	13:45	13:40	12:35	13:20
天候	—	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴
気温	℃	28.4	24.3	20.5	15.4	25.2	23.5	19.3	12.5	30.2	26.4	21.9	17.4
水温	℃	28.4	26.9	15.3	7.5	26.1	25.2	16.3	11.0	26.3	26.6	15.8	10.1
外観	—	暗青 緑色濁	暗黄 緑色濁	明青緑色	明青緑色	明青 緑色濁	明青 緑色濁	明青緑色	明青緑色	明青 緑色濁	明青 緑色濁	明青緑色	明青緑色
臭気	—	微藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	無臭	無臭	無臭
透視度	度	14	13	38	37	26	16	37	26	12	11	80	83
pH	—	9.90	8.39	7.26	7.51	9.45	8.76	8.09	8.45	10.02	9.86	7.01	6.72
DO	mg/ℓ	16.3	9.5	9.2	11.9	17.2	10.3	9.7	14.6	11.1	16.3	9.4	11.7
BOD	mg/ℓ	6.2	2.5	2.8	3.7	7.5	2.7	3.5	7.1	3.7	7.5	1.3	2.8
COD	mg/ℓ	23	9.4	4.5	6.0	11	8.7	5.2	5.3	4.9	30	2.4	2.5
SS	mg/ℓ	54	22	11	8	30	26	12	13	12	65	4	4
塩化物イオン	mg/ℓ	7.0	10.1	9.3	9.7	10.8	10.4	10.3	11.0	10.4	6.7	9.1	8.1
全リン	mg/ℓ	0.170	0.100	0.051	0.049	0.161	0.096	0.069	0.079	0.073	0.203	0.042	0.031
アンモニア性窒素	mg/ℓ	0.01未満	0.04	0.01	0.01	0.13	0.03	0.02	0.02	0.01未満	0.01未満	0.03	0.07
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.038	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.040	0.007	0.002未満	0.002未満	0.045	0.022
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01未満	0.05	0.79	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.06	0.11	0.01未満	0.01未満	3.94	3.26
有機体窒素	mg/ℓ	3.04	1.86	0.78	1.01	2.93	1.47	0.82	1.96	0.89	5.36	8.01	1.41

2 水生生物調査

水質の向上により、区内の河川では魚類を始め、様々な水生生物が見られるようになってきました。そこで、平成7年度から水生生物調査を行っています。

令和元年度調査では、石神井川は山下橋から長光寺歩道橋まで、白子川は源流である大泉井頭公園から緑橋までを調査しました。調査方法は、目視による方法と手網（タモ網）を使用して捕獲する方法です。

石神井川・白子川では水生植物が群生している場所などで魚類・甲殻類などが確認されています。都内ではめずらしい水生生物が確認される一方で、特定外来生物に指定されている植物も確認されています。今後はその河川固有の生物がすみ続けられるように、環境を整備・保全することも課題です。



第3章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

1 概要

清掃事業は、平成12年に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、東京都によると残余年数が50年程と言われています。最終処分場の延命を図るために、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについては、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

区は、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、住んでよかったと思える循環型のまちづくりに向けた施策を進めています。

2 区における計画体系と方針

区は、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま」をめざして総合的な環境施策を進めてきました。平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例（平成11年12月条例第55号）」および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成11年12月条例第56号）」を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

平成29年3月には、リサイクルの推進とごみの発生抑制を具体化させる計画として、リサイクル推進計画を包含した、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

(1) 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）

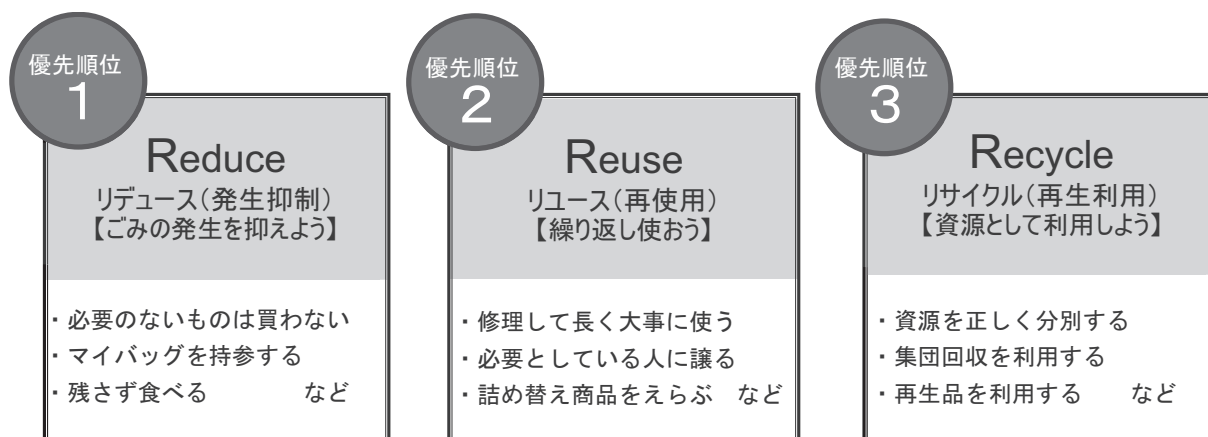
区は、本計画の基本理念を「みどりあふれる循環型都市をめざして」とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざし、様々な施策に取り組んでいます。

本計画は、基本理念に立ち、①ごみの発生抑制・再使用の促進②多様な資源循環の推進③適正処理の推進④情報発信および参画・連携体制の充実といった、4つの基本方針をもとに施策を体系化し、20の取組を設定しました。その中でも、①食品ロスの削減②不燃ごみの資源化③紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底④区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導⑤災害廃棄物処理計画の策定の5つを、課題解決をめざした取組や、速やかに実施すべき取組であるとして、重点取組項目に設定しました。

これらの取組を実施していくことにより、区民1人1日あたりのごみ収集量を平成27年度の500gから令和8年度には443g以下にすること、リサイクル率を24.8%から25.2%以上にすることを指標としています。

3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進めるという考え方により、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方にに基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。



4 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」を設置しました。区民、事業者および学識経験者などの参加のもとに、平成12年4月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、さまざまな検討・協議を経て、区は、「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」の設置を規定し、推進会議は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議します。平成31年4月に発足した第10期の推進会議（平成31年4月～令和3年3月）では、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況の評価」について審議を行っています。

5 統計から見たごみと資源

(1) ごみ量、資源量の推移

ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。その収集量は表1、グラフ1のとおりです。

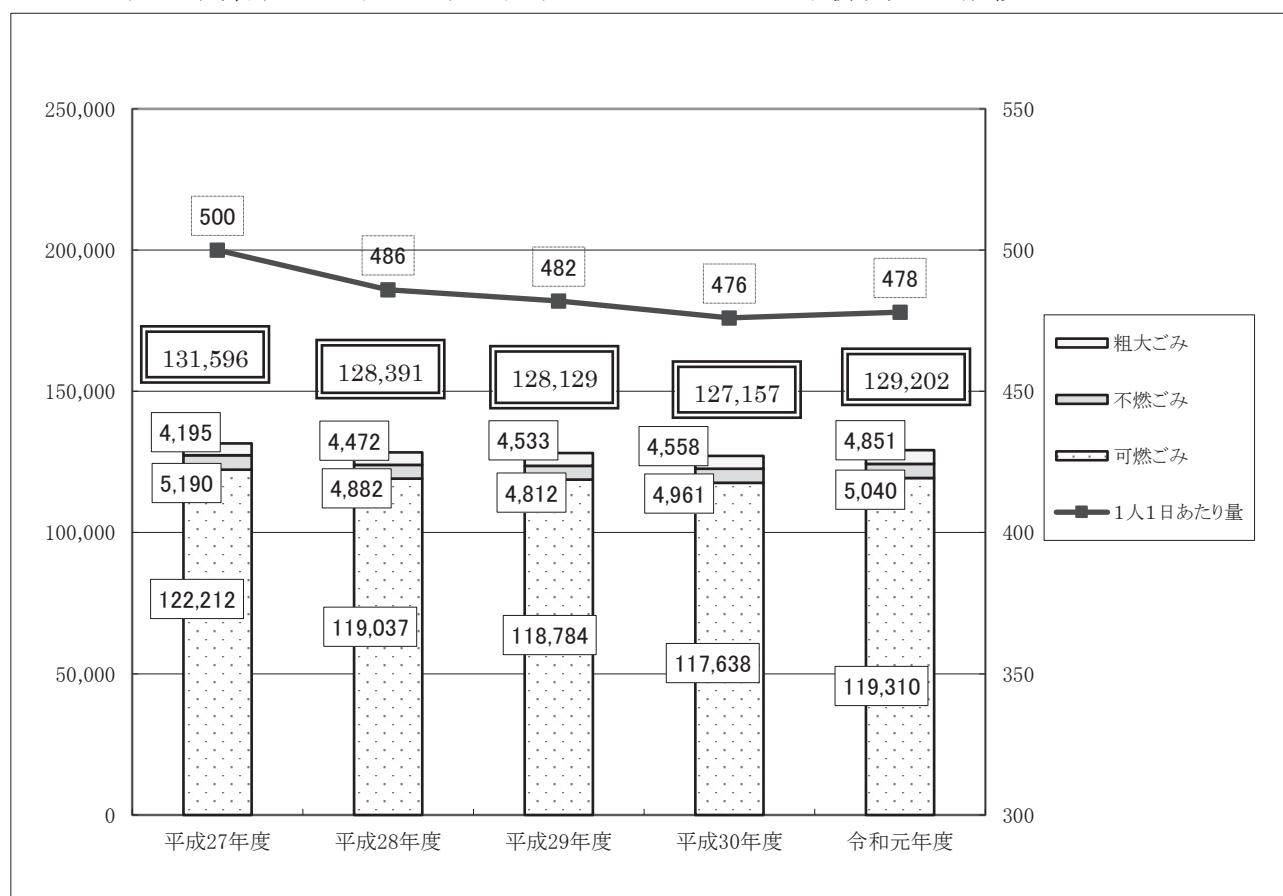
表1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口（人）	718,505	723,145	727,865	731,995	738,432
可燃ごみ（t）	122,212	119,037	118,784	117,638	119,310
不燃ごみ（t）	5,190	4,882	4,812	4,961	5,040
粗大ごみ（t）	4,195	4,472	4,533	4,558	4,851
計（t）	131,596	128,391	128,129	127,157	129,202
区民1人1日あたり量（g）	500	486	482	476	478

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口。

グラフ1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移



イ 資源量

区が回収している資源品目は、古紙、古着・古布、びん・缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油、小型家電および蛍光管などです。その回収量の推移は、表2、グラフ2のとおりです。

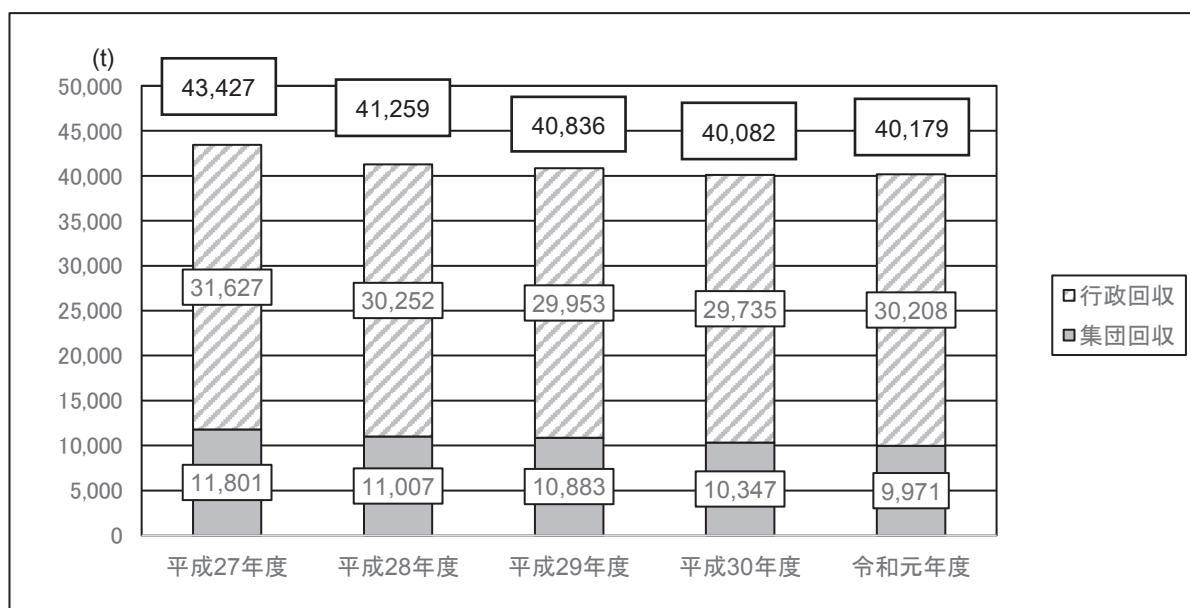
表2 資源回収量の推移

(単位:t)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	資源回収量計	43,427	41,259	40,836	40,082	40,179
	集団回収	11,801	11,007	10,883	10,347	9,971
	行政回収	31,627	30,252	29,953	29,735	30,208
内 訳	古 紙	15,559	14,429	14,138	13,922	14,168
	古着・古布	488	460	472	477	509
	びん(リターナル)	482	462	452	431	405
	びん(ワンウェイ)	4,980	4,856	4,783	4,623	4,561
	缶(スチール)	1,275	1,187	1,022	978	1,023
	缶(アルミ)	618	681	824	864	870
	ペットボトル	2,086	2,136	2,172	2,299	2,354
	乾 電 池	87	95	92	88	90
	容器包装プラスチック	5,166	5,069	5,056	5,089	5,192
	廃食用油	19	18	18	18	18
	金 属 類	739	756	797	821	886
	小型家電	3	3	4	4	4
	布 団	124	98	122	121	127
	蛍 光 管	1	1	1	1	1

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

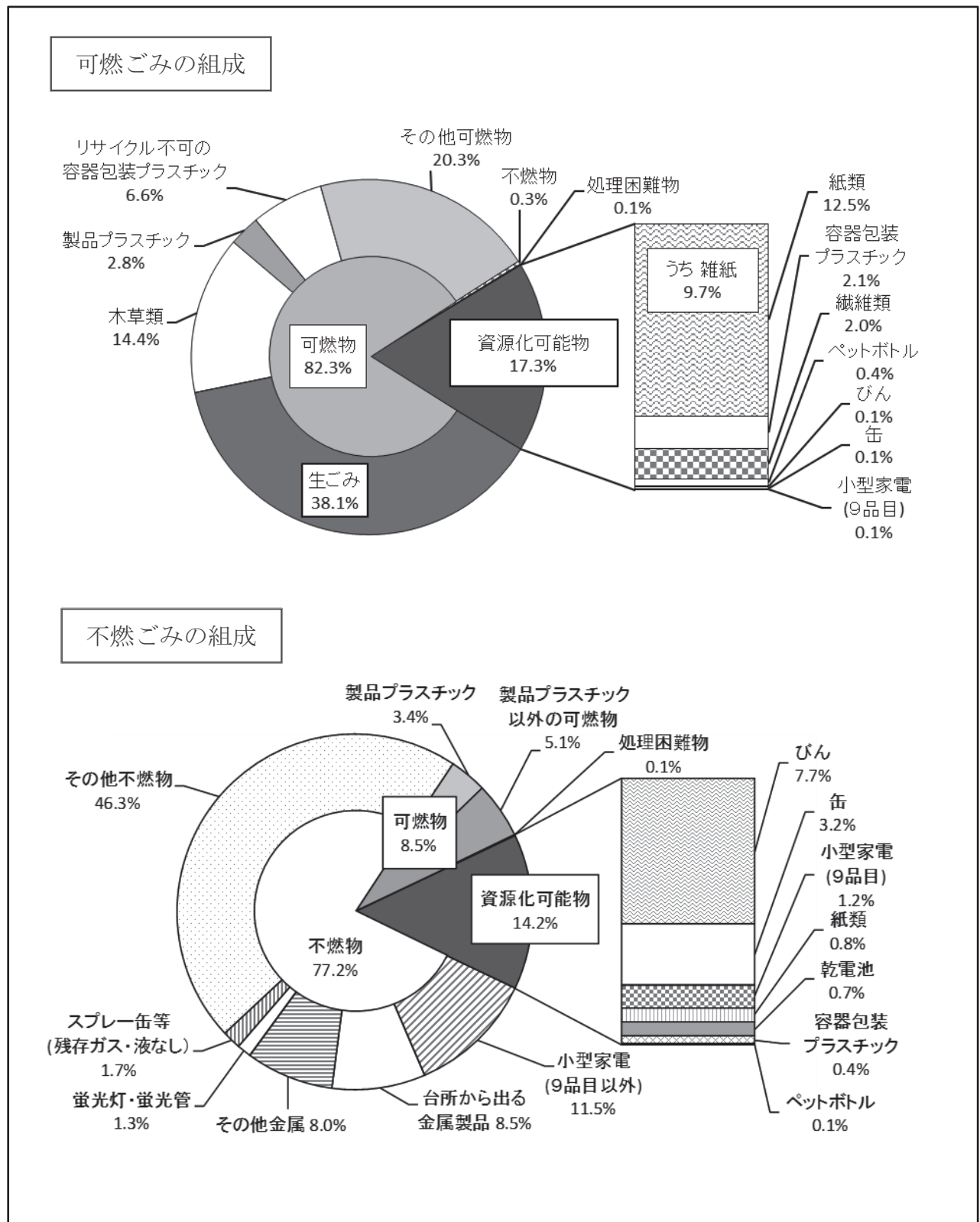
グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

令和元年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ3です。可燃ごみの中には17.3%、不燃ごみの中には14.2%、区が資源として回収しているものが含まれています。

グラフ3 令和元年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果



第2項 ごみの発生を抑制する

1 普及啓発事業

(1) ごみの減量、リサイクルについての情報発信

区は、ごみの減量やリサイクルについて周知するため、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」や、清掃リサイクル情報紙「ねりまの環」等を発行しています。

(2) 清掃事務所の様々な活動

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るための様々な指導・啓発活動を行っています。

ア ふれあい指導

資源・ごみの正しい分け方と出し方、3Rについての理解と協力を得るために、区民・事業者の方と直接対話しながら、指導・啓発活動を行っています。

また、集積所の改善や不法投棄の防止などの取組も行っています。

イ ふれあい環境学習

これからの循環型社会を担っていく子どもたちへの環境学習の一環として、主に小学校4年生や保育園の園児を対象に、学校の授業などの中で「ふれあい環境学習」を行っています。「資源やごみの処理の流れ」「正しい分別のしかた」をパネルや環境学習車（荷箱の中身が見えるスケルトン清掃車）を使って説明しています。

ウ 青空集会

町会や集積所単位で行う出前講座です。模擬のごみを使って分別を試みながら、資源・ごみの正しい分け方と出し方や3Rについて区民の方が理解を深めていただく講座です。

エ 大規模建築物に対しての排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関して指導、助言を行っています。令和元年度は、163件の立入調査を行いました。

また、年2回、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に対して講習会を実施し、ごみの発生抑制、リサイクルの推進およびごみの適正処理に対する意識の向上を図っています。

平成17年度には「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「練馬区リサイクル推進条例」を改正し、廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置義務の対象を、建築物の延べ床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更するとともに、ワンルーム形式の集合住宅も対象に加えて、指導を強化しました。

(3) リサイクルセンター

区のリサイクル活動の普及促進を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、関町リサイクルセンター（平成9年3月）、春日町リサイクルセンター（平成14年10月）、豊玉リサイクルセンター（平成21年4月）、大泉リサイクルセンター（平成29年4月）を開設しました。

リサイクルセンターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室（多目的室）および会議室などの施設があり、地域のリサイクル活動の中心施設として環境やリサイクルに関するさまざまな事業を行っています。

ア 手作り教室・環境教室の開催と生活用品の修理など

古布のさき織り、牛乳パックを使った紙すき、生ごみからのたい肥作りなど不用品を使ったリサイクル製品作りや衣類のリフォーム教室などを定期的に行っています。また、リサイクルや環境問題を扱った講座も開催しています。

イ 再使用家具と不用品小物などの展示・販売

リサイクルセンターでは、平成23年度から粗大ごみの中の再使用可能な家具を低廉な価格で販売する事業を実施しています。不用となった日用雑貨品など小物の展示・販売も併せて行っています。令和元年度は、練馬区資源循環センターから搬入された再使用家具のうち、販売した家具が8,006点、販売額が9,273,100円でした。また、販売した不用品小物が120,580点、販売額が12,634,120円でした。

ウ リサイクル情報の収集・提供

リサイクルに関する情報・資料（書籍・視聴覚資料など）を収集し、区民に提供しています。事業内容などを載せた各センター共通の情報紙「ゆずりは」を発行しています。

エ ボランティアの育成

リサイクルセンターではボランティアとの協働で様々な事業を実施しています。ボランティア活動に必要な知識や技術を持つ人材を育成するため、つながるカレッジねりま「リサイクルボランティアコース」を新設し、令和2年度開講に向け、令和元年度は受講生の募集を行いました。

2 食品ロスの削減に向けた取組

利用されることなく捨てられてしまった食品は、可燃ごみの中に1.4%も含まれており、これを区の1年間の可燃ごみ量に換算すると、およそ1,650tになります。区では、家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を持ち寄って、福祉施設などに提供するフードドライブ事業を平成29年10月から実施しています。令和元年度は区内4か所のリサイクルセンターなどで10回実施し、340件、2,601点、750.67kgの食品をお持ちいただきました。また、平成31年3月から食品ロス削減に取り組む区内飲食店の取組を周知し、広く意識啓発を図り、飲食店から排出される食べ残し等によるごみを削減する、おいしく完食協力店事業を開始しました。

3 生ごみの排出抑制

(1) 学校等生ごみの資源化事業

区立施設から排出される生ごみを回収し、肥料化しています。生成した肥料は、一般公募により「練馬の大地」と名づけました。令和元年度は区立の全小・中学校 97 校、保育園 60 園および福祉施設 8 か所から回収し、回収量は 888 t でした。

(2) 生ごみ処理機などのあっせん・購入費助成

平成 5 年度から、家庭から出る生ごみを土にかえす生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っています。また、平成 19 年度からは、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成事業を行っています。

生ごみ処理機などのあっせん・購入費助成実績

(単位: 件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生ごみ処理機助成	63	79	84	91	91
コンポスト化容器助成	17	8	12	9	12
コンポスト化容器あっせん	13	6	16	5	5

4 不用品の活用（再使用）

(1) リサイクル・マーケットの開催支援

区は、家庭で不用となった衣類や生活雑貨などの地域での再使用を目指して、リサイクル・マーケットを開催する団体を支援しています。区立公園の使用許可申請手続、区報への掲載、活動用品の貸し出し、開催周知用のチラシ・ポスターの印刷などを行っています。

令和元年度は、79 回のリサイクル・マーケットが開催されました。

(2) 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、平成 4 年 3 月から区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。「譲ります」、「譲ってください」という品物の情報カードを半月間掲示し、その管理を区が行い、交渉と品物の受渡しは、当事者双方の責任により行っています。令和元年度の掲示数は、「譲ります」241 件、「譲ってください」24 件でした。そのうち成立件数は、「譲ります」113 件、「譲ってください」0 件でした。

情報掲示板の掲示場所（16 か所）

区役所（西庁舎）1 階	中村橋区民センター 1 階
練馬区資源循環センター	石神井公園区民交流センター
豊玉リサイクルセンター	男女共同参画センターえーる 2 階
春日町リサイクルセンター	勤労福祉会館
関町リサイクルセンター	春日町青少年館
大泉リサイクルセンター	平和台図書館
石神井庁舎 1 階	大泉図書館
光が丘区民センター 3 階	関町図書館

第3項 リサイクルを進める

1 資源のリサイクル（再生利用）

(1) 集団回収

集団回収は、区に登録した団体が、資源回収業者と協力して、古紙、古布およびアルミ缶などのリサイクルに取り組む事業です。集団回収は、各区の事業として平成4年に都から移管されました。町会、自治会および子ども会などの10世帯以上の区民の自主的な団体であれば、登録することができます。区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。また、平成29年7月から区内登録事業者と契約して資源回収を行った団体に対し、回収量の1割分の加算金を支給しています。このほか、軍手や梱包ひもなどの支給や資源回収業者の紹介も行っています。

集団回収の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源回収量	11,801 t	11,007 t	10,883 t	10,347 t	9,971 t
登録団体数	571 団体	592 団体	616 団体	636 団体	654 団体

(2) 事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」

商店街、オフィスなどから発生する事業系のダンボール、板紙およびOA紙などの古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は平成9年4月から回収を行っています。

(3) 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙、びん・缶の回収を開始し、平成12年2月からは、区内全域で週1回古紙の回収を本格実施しました。

平成19年10月から区内の一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック、ゴム製品および革製品を可燃ごみとするモデル事業を開始しました。平成20年10月からは、区内全域で分別変更を本格実施しました。

(4) 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）

平成8年12月から一部地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、各週で交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。平成15年度から飲食用びんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更しました。

平成16年7月から一部地域でペットボトルの回収を始め、平成18年度に区内全域で実施しています。

平成 19 年度から排出量の少ない小規模事業者についても、びん・缶、ペットボトルを有料で回収する事業を開始しました。

街区路線回収の回収実績

(単位:t)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
びん	5,462	5,319	5,236	5,054	4,965
缶	1,893	1,868	1,846	1,842	1,892
ペットボトル	2,086	2,136	2,172	2,299	2,354
合 計	9,441	9,323	9,254	9,194	9,211

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

(5) 拠点回収

ア 乾電池

区内 88 か所の販売店および区立施設などに回収ボックスを設置し、使用済み乾電池を回収しています。区立小中学校 65 校では、児童生徒を対象として、回収ボックスによる回収を行っています。

イ 古着・古布

古着・古布のリサイクルを推進するため、平成 14 年度から区立施設で拠点回収を開始しました。令和元年度は 28 か所の区立施設などで回収を行うとともに、衣替えの 5 月・6 月・10 月・11 月には、臨時回収を 8 か所で行いました。

ウ 廃食用油

家庭から排出される使用済みごみ油など植物性の廃食用油の資源化、ごみの減量化などを進めるため、平成 20 年 6 月から廃食用油の回収・資源化事業を開始しました。当初は、区内 30 か所の区立施設などで月 1 回の回収でしたが、現在では、回収拠点を 44 か所に増やしました。

回収された廃食用油は、インクの原料などの工業用原料に利用されています。

エ 小型家電

平成 23 年 9 月から区内 5 か所の区立施設に回収ボックスを設置し、小型家電製品 9 品目（携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター）の回収を開始しました。現在では、回収拠点を 16 か所に増やしました。

回収した小型家電製品に含まれる有用金属（金、銀、銅、鉄、パラジウムなど）を再資源化しています。

また、平成 29 年度・30 年度と「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、平成 30 年度は臨時回収を 7 か所で実施して、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの入賞メダルの製作に協力しました。

オ 蛍光管

平成 24 年度から令和元年度まで、区内 42 か所の区立施設において使用済み蛍光管回収を期間限定で実施しました。（令和元年度は、区立施設 44 か所で 12 月・

1 月に実施)

拠点回収の回収実績

(単位:t)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乾電池	87	95	92	88	90
古着・古布	488	460	472	477	509
廃食用油	19	18	18	18	18
小型家電	3	3	4	4	4
蛍光管	1	1	1	1	1
合 計	598	577	587	589	622

※表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

2 区立施設におけるリサイクルの推進

区は事業者として、事業活動に伴う廃棄物の再生利用を図るため、平成 9 年度から、古紙回収に加え、びん・缶、ペットボトルおよび乾電池の回収を行っています。平成 20 年 6 月から保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始し、平成 22 年 12 月から蛍光管の回収も行っています。

区立施設回収の回収実績 (区役所庁舎を除く)

(単位:t)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
古紙・古布	675	664	672	672	677
び ん	7	6	6	6	6
缶	17	16	15	13	13
ペットボト ル	10	9	9	9	9
乾電池	3	2	2	2	2
廃食用油	7	7	8	8	7
蛍光管	5	5	4	4	4
合 計	724	709	715	714	718

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

3 練馬区資源循環センター

区の循環型社会づくりの中心的施設として平成 22 年 11 月に開館しました。

練馬区資源循環センターの主な事業は、以下のとおりです。なお、事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

(1) 粗大ごみの収集事業

家庭から排出される粗大ごみは、区民が粗大ごみ受付センターに申し込みます。収集または区民自身による練馬区資源循環センターへの持込みを選択することができます。令和元年度の収集量は 5,922 t（持込量を含む）、収集品目は 748,963 点でした。

(2) 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみとして集めたもののうち再使用が可能な木製家具などに簡易な清掃・修理を施し、区内の各リサイクルセンターに搬入して、販売しています。令和元年度のリサイクルセンターへの搬入点数は 8,136 点でした。

(3) 粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業

粗大ごみの中から電化製品、金属製品を選別・解体し、鉄等の金属資源を回収しています。また、布団も選別し、資源化しています。令和元年度は、鉄等の金属資源を 886 t、布団を 127 t 資源化しました。

(4) 集団回収の相談等窓口

区民の方が新たに集団回収を始める時に、回収品目の選択や回収業者の紹介等について助言をしています。

(5) 資源回収拠点

資源回収拠点として毎週日曜日に古着・古布、廃食用油の回収を行うほか、乾電池、紙パックおよび小型家電の回収ボックスを設置しています。

(6) バイオディーゼル燃料精製事業

家庭から排出される使用済食用油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製し、区の清掃車 1 台と環境学習車に利用しています。令和元年度の精製量は、4,119ℓでした。

(7) 資源循環推進事業の普及啓発等

相談コーナーでは、資源循環およびリサイクルに関する図書や資料を収集し、区民や事業者に閲覧と貸し出しをしています。また、施設見学会、ごみの発生抑制とリサイクルに関する各種イベントおよび 3 R につながる講習会などを開催しています。

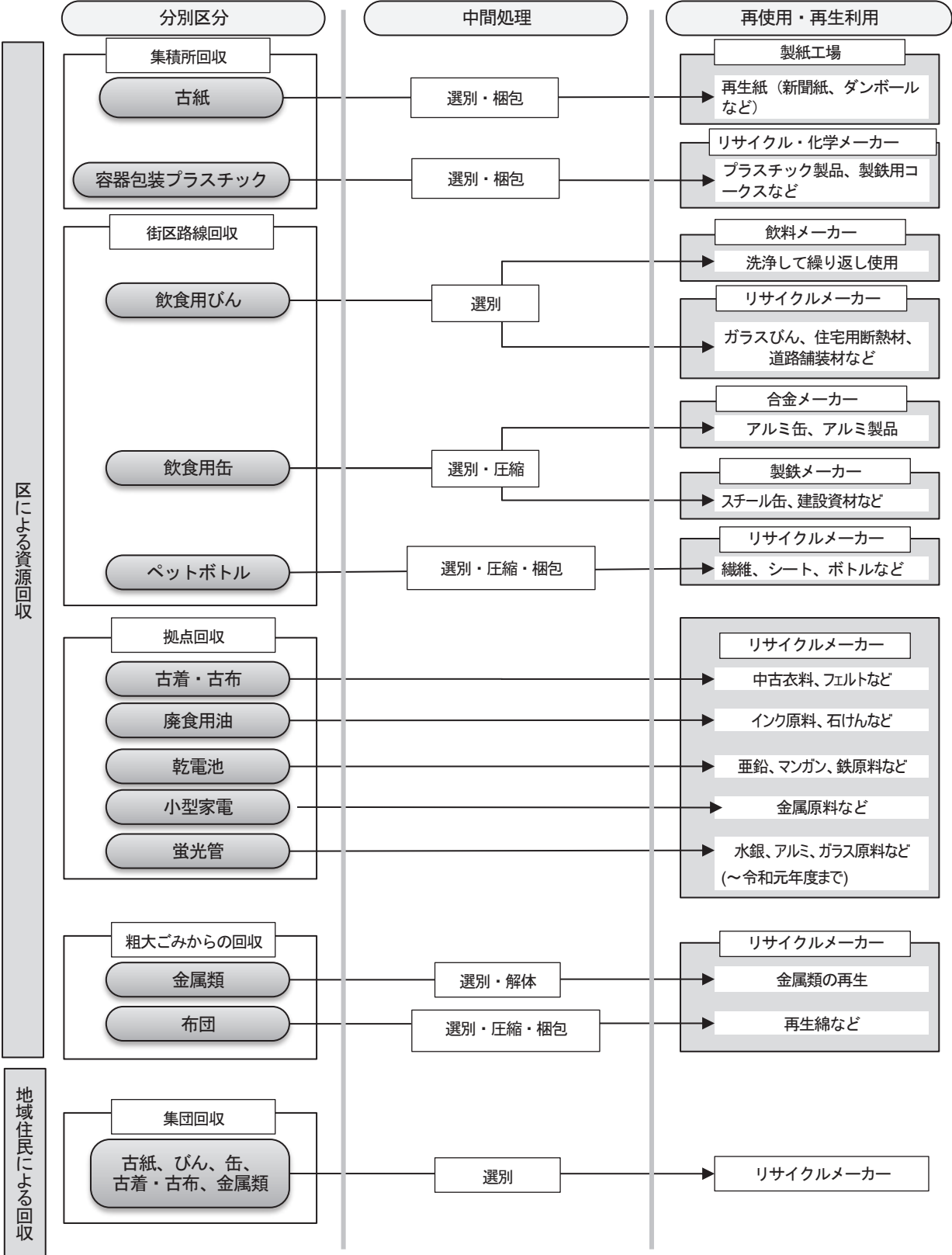
(8) 容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから排出される容器包装プラスチックを集積所から回収し、中間処理施設に搬入しています。令和元年度の回収量は、5,192 t でした。

(9) 可燃ごみ不燃ごみ収集事業

区内の約 3 分の 1 の地域で、可燃ごみおよび不燃ごみを収集しています。

練馬区の資源の流れ図



第4項 ごみの適正処理を進める

1 ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。

可燃ごみは、生ごみ、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など、焼却できるごみのことで、週2回収集しています。

不燃ごみは陶器類、ガラス類、金属類、30cm 角未満の小型家電製品（資源回収を行っている9品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明や半透明の袋で出すこともできます。

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業者による自己処理か廃棄物処理業者へ処理を委託することが原則です。小規模の商店や事業所などから出される排出量が少ない事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って集積所に出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から出る概ね 30cm 角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に「収集」または「持込み」を選択して申し込み、指定された日に、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。

なお、事業系の粗大ごみは収集していません。

収集場所と回数等

(令和2年4月1日現在)

種 別	回 数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	38,009 か所 (集積所・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに集積所へ出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに自宅前に出す。
粗大ごみ (持込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

※ 収集できないもの

- ① 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの。
- ② 処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの。

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)」により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクル料金などを支払って販売店などに引き取ってもらうことになっています。平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)(平成3年法律第48号)」に基づき、家庭用パソコンも、パソコンメーカーなどに

よるリサイクルを進めています。リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成 15 年 10 月 1 日以降に販売されたパソコンで、パソコン 3 R 推進協会の定めた「P C リサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

2 ごみの処理

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理し、衛生的な環境を保ちます。また、可燃ごみを焼却することにより、可燃ごみの容積を縮小し、埋立処分場の延命化を図っています。一部の焼却灰は、セメントの原料としたり、加工したうえで、建設材料として有効利用を図っています。

不燃ごみは、不燃ごみ処理センターで破砕・選別し、鉄、アルミを回収後、埋立処分しています。

粗大ごみは可燃系と不燃系に分別し、粗大ごみ破砕処理施設で破砕した上で、鉄、アルミを回収後、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

3 集積所の適正管理

清掃事務所では、区民の方が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。清掃事務所まで取りに来るのが困難な方には、宅配サービスも行っています。

令和元年度の貸し出し枚数は、2,850 枚でした。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

4 高齢者などへのサービス（戸別訪問収集）

65 歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、収集員が玄関先などに収集に伺います。また、災害時には戸別訪問収集を利用している方の安否確認を行います。

令和元年度は、1,633 世帯で収集を行いました。

5 見守りサービス

清掃事務所では、戸別訪問収集を利用している高齢者が 1 週間以上ごみを出さなかった場合に、地域包括支援センターに連絡し、職員が電話や訪問により状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。

対象者は戸別訪問収集を利用している 65 歳以上の方のうち、介護サービスなどを利用しておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

6 し尿の処理と浄化槽

区内における下水道の普及率は、ほぼ 100%に達していますが、令和 2 年 3 月 31 日現在 113 戸のくみ取り式の便所があります。また、浄化槽については、5 基の設置があります。

7 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を事業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の2つに区分されます。

練馬区での一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可件数

(単位:件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬業	271	268	263	258	253
処 分 業	0	0	0	0	0

8 犬猫などの死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体は、25 kg未満であれば清掃事務所でお預かりしています。令和元年度の件数は974件でした。道路上の動物死体は、都道・区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ対応しています。

9 有料ごみ処理券

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者などで自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、取扱所の表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と価格は表のとおりです。

令和元年度の販売実績は、61,277.8セット、166,864,726円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格

種 類	セット枚数	販売価格 (1枚単価)	色
特大・70L相当	1セット5枚	2,660円 (532円)	緑 系
大・45L相当	1セット10枚	3,420円 (342円)	青 系
中・20L相当	1セット10枚	1,520円 (152円)	赤 系
小・10L相当	1セット10枚	760円 (76円)	黄 系

10 有料粗大ごみ処理券

粗大ごみは、家庭から出る概ね30cm角以上の家具などが対象で有料となります。

有料粗大ごみ処理券は、1枚200円のA券と1枚300円のB券があります。令和元年度の販売実績は、1,518,380枚、333,841,100円でした。

① 主な粗大ごみ処理手数料

主な粗大ごみの処理手数料と有料粗大ごみ処理券の組み合わせは表のとおりです。

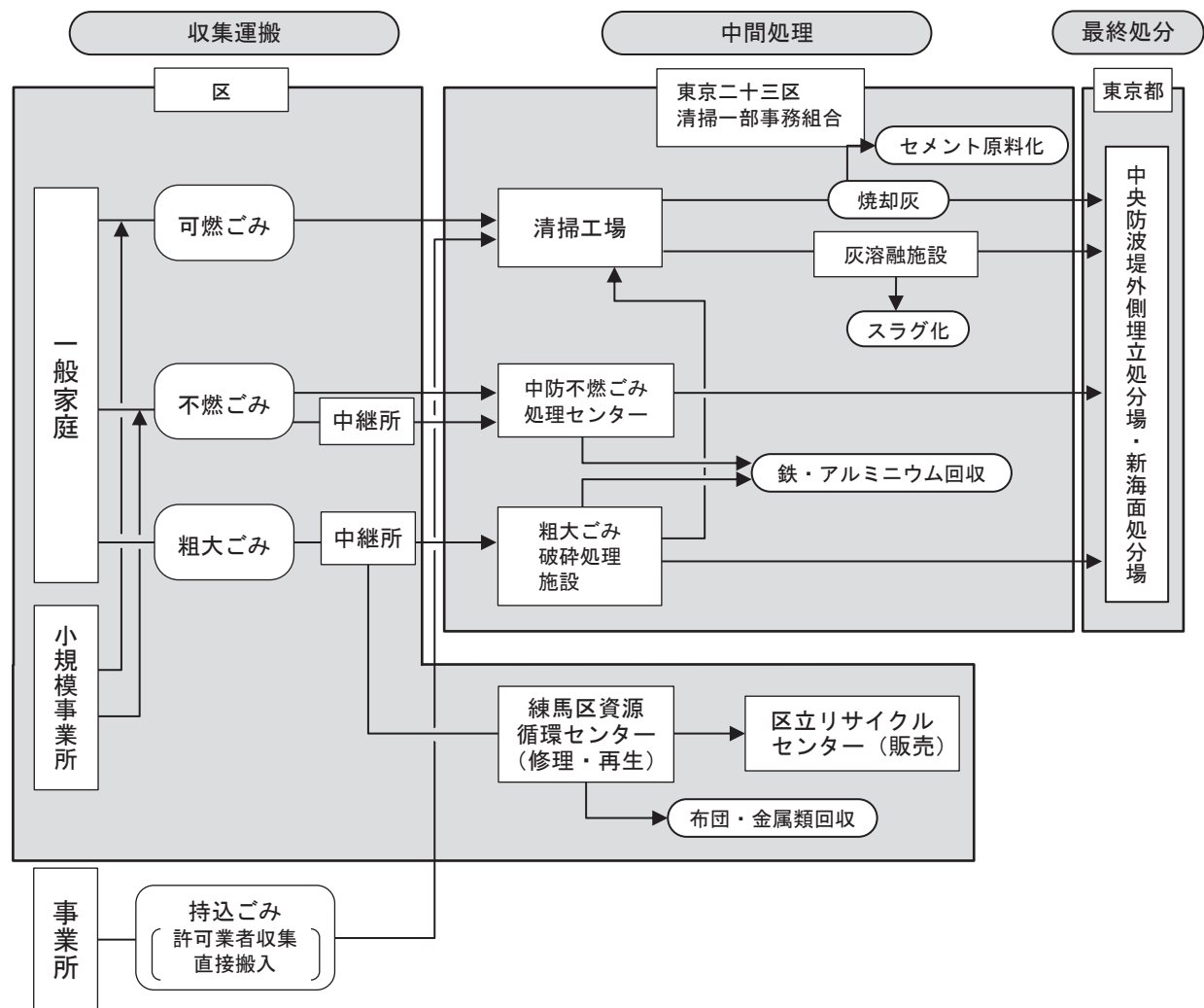
収 集	持 込	電気・ガス・石油器具	家具・寝具	その他
400 円 A 券 2 枚	200 円 A 券 1 枚	ガステーブル（ガスコンロ） 小型調理器類（ホットプレートなど） 電子レンジ 扇風機 除湿器 空気清浄器 掃除機 照明器具	いす（ソファを除く） ふとん マットレス（ベッドマットを除く） ハンガーラック（回転式を除く） ロールカーテン	板類（鉄板類を除く） ゴルフクラブ（1 セット 14 本まで） スキー板（ストックを含む） スーツケース 子ども用遊具（ブランコおよび滑り台を除く） 乳児用具（ベビーベッドを除く） パイプ類（1～5 本） 鏡（姿見） 自転車（16 インチ未満） ぬいぐるみ 座いす
800 円 A 券 1 枚 + B 券 2 枚	400 円 A 券 2 枚	オイルヒーター パネルヒーター	ソファ（1 人用） パソコンラック ハンガーラック（回転式）	ブランコ 滑り台 台車 自転車（16 インチ以上） 物干し台（1 個）
1200 円 B 券 4 枚	600 円 B 券 2 枚	ガスオーブン ガスレンジ	シングルベッド（ベッドマット含む） 机（両そで机を除く） ライティングデスク	サイクリングマシーン（自転車を除く） ドラムセット一式
2000 円 A 券 1 枚 + B 券 6 枚	1000 円 A 券 2 枚 + B 券 2 枚		ダブルベッド（ベッドマット含む）	オルガン ランニングマシーン
2800 円 A 券 2 枚 + B 券 8 枚	1400 円 A 券 1 枚 + B 券 4 枚		両そで机	

② 箱物家具の処理手数料

粗大ごみのうち、物置や戸棚などの箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物となりますが、3 辺のうち長い 2 辺の合計により、処理手数料を 3 段階に設定しています。

箱 物 家 具 の 大 き さ	収 集	持 込
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 180cm 以下のもの	400 円 A 券 2 枚	200 円 A 券 1 枚
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 180cm を超え 270cm 以下のもの	1200 円 B 券 4 枚	600 円 B 券 2 枚
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 270cm を超えるもの	2000 円 A 券 1 枚+B 券 6 枚	1000 円 A 券 2 枚+B 券 2 枚
【主な箱物家具】 物置、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱など		

練馬区のごみの流れ図



第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。

ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

令和元年度に行った資源・ごみの排出実態調査（83 ページ グラフ 3 令和元年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果）によると、可燃ごみの中には 17.3%、不燃ごみの中には 14.2%、分別すれば資源となるものが含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を進めることが、ごみを減量することになります。

また、家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考にしながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

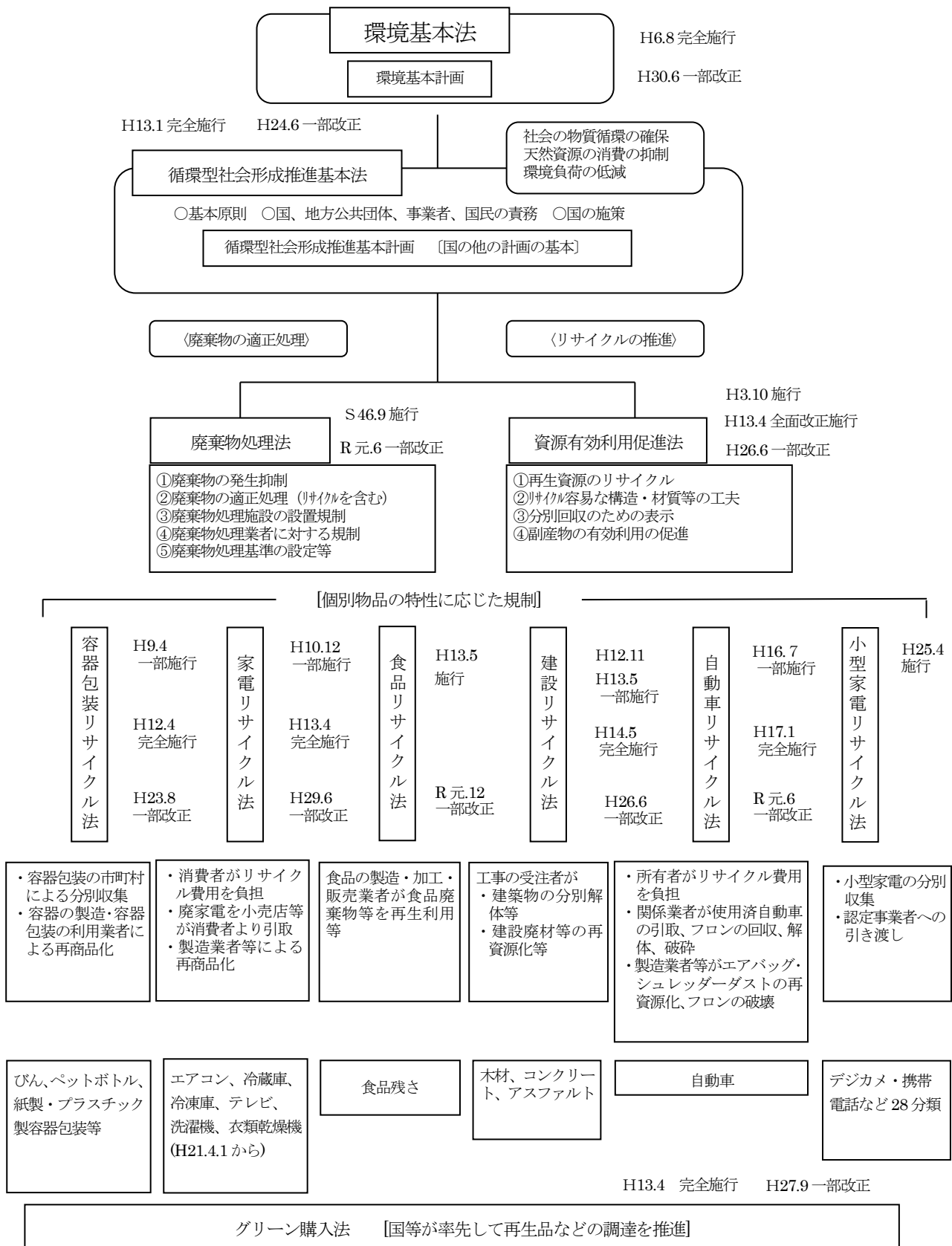
3 環境負荷の低減

23 区は、平成 20 年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成 20 年 10 月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに生ごみの水切りを推進することで、生ごみの水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



* 資源有効利用促進法に基づき、平成 13 年 4 月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。



「ねりまのかんきょう」年表

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和22年		昭和	
8月	練馬区独立	24年 8月	東京都工場公害防止条例制定
10月	東京都練馬清掃事務所開設	27年 11月	東京都清掃本部設置
		29年 1月	東京都騒音防止に関する条例制定
		7月	清掃法制定
			東京都清掃条例制定
		30年 10月	東京都ばい煙防止条例制定
		31年 12月	東京都清掃局と改称
		36年 10月	ごみ容器による収集作業開始
		37年 6月	ばい煙の排出に関する法律制定
		42年 8月	公害対策基本法制定
		43年 4月	東京都公害研究所発足
		6月	大気汚染防止法、騒音規制法施行
昭和44年		昭和44年	
4月	練馬区建築部に公害対策課設置 (騒音規制法、東京都工場公害防止条例、東京都騒音防止に関する条例の事務を開始)	5月	公害対策基本法に基づく初の公害白書閣議決定
		7月	東京都公害防止条例公布
			大気汚染コントロールセンター同時通報装置完成
		昭和45年	
		2月	一酸化炭素の環境基準を正式決定
昭和45年		昭和45年	
6月	夜間騒音実態調査実施	4月	公共用水域の水質基準設定
7月	工場実態調査実施		東京都公害防止条例施行（東京都工場公害防止条例、東京都騒音防止に関する条例廃止）
9月	練馬区公害対策連絡協議会発足	5月	新宿区牛込柳町鉛公害問題発生
12月	区議会で「自動車公害に関する意見書」可決、 内閣総理大臣、関係大臣、都知事に提出 区議会に公害対策特別委員会設置	7月	杉並区東京立正高校で光化学スモッグ被害発生
		9月	東京都の光化学スモッグ注意警戒体制スタート
昭和46年		10月	放射35・36道路対策住民協議会活動開始
3月	定期河川水質調査開始 「公害をなくすために」創刊	11月	東京都公害局発足
		12月	東京都公害防止条例改正（規制の強化） 公害紛争処理法施行
			公害対策基本法改正
			アメリカ合衆国で大気浄化法（マスキー法）成立
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
		昭和46年	
		1月	東京都「都民を公害から防衛する計画」公表
昭和46年		昭和46年	
6月	大泉中学校で光化学スモッグ被害発生 公害防止ポスターコンクール実施	4月	東京都公害監視委員会発足
7月	環境騒音調査開始	5月	騒音の環境基準を閣議決定
8月	公害測定室開設	6月	水質汚濁防止法施行
9月	アルカリろ紙法によるいおう酸化物・窒素酸化物の大気汚染調査開始	7月	環境庁発足
		8月	八王子市で初のノーカーデー実施
		9月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
			ごみ戦争宣言（都知事）
		12月	関越自動車道一部開通（練馬～川越）
		昭和47年	
		2月	OECD環境委員会で、汚染原因者負担の原則を盛りこんだ要綱を採択
昭和47年		昭和47年	
4月	練馬区公害防止融資資金制度発足 定期河川・池水水質調査開始	5月	悪臭防止法施行
5月	石神井南中で光化学スモッグ被害発生	6月	国連人間環境会議、ストックホルムで開催
6月	練馬区光化学スモッグ対策会議設置		自然環境保全法公布
7月	練馬区公害対策懇談会制度発足 練馬区長、光化学スモッグに関する要望書を関係機関に対して提出		都水産試験場、神田川に鯉放流
		7月	東京における自然の保護と回復に関する条例公布
		10月	都、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和48年	7月 練馬環七を考える会発足 排水型事業所監察開始	10月 公害健康被害補償法制定公布	
	8月 区役所・石神井川にオキシダント計設置	12月 東京地域公害防止計画を策定 国連総会で国連人間環境会議に関連する決議採択（毎年6月5日を世界環境デーとする） 江東区、杉並区のごみの搬入を実力阻止	
昭和48年	9月 石神井川流域の3区3市で初の合同水質調査（小平、田無、保谷各市、練馬、板橋、北各区）	昭和48年	
	1月 都公安委員会に対し騒音規制法で初の要請（環七の交通規制）	3月 ワシントン条約（野生動植物取引条約）採択	
昭和48年	3月 区議会「清掃工場より排出される排ガスの規制等を要請する意見書」可決、通産大臣・環境庁長官に提出		
昭和48年	4月 光化学スモッグ緊急対策実施要領施行	昭和48年	
	6月 光化学スモッグ警報用霧笛の設置	4月 東京都自然の保護と回復に関する条例施行 ガソリン・LPG車の排出ガスに係る48年度規制の実施	
昭和48年	7月 環七の改善に関する意見書を関係機関へ提出	5月 大気汚染に係る環境基準設定（二酸化窒素、光化学オキシダント）	
	8月 大泉中にオキシダント計設置 鉄道騒音影響調査	6月 第1回環境週間	
昭和48年	10月 練馬保健所で環七環境健康アンケート実施	10月 公害健康被害補償法公布	
		12月 航空機騒音に係る環境基準の設定	
昭和49年		昭和49年	
		1月 環境庁、濃度規制から総量規制への移行に関する大気汚染防止法改正要綱提示	
昭和49年	7月 公害作文コンクールを初めて実施	昭和49年	
	8月 初めての石神井川夜間水質調査	4月 可燃ごみ・不燃ごみの分別収集開始	
昭和49年	9月 区庁舎屋上に大気汚染測定室設置	5月 初の光化学スモッグ警報発令	
	10月 環七沿道の13世帯にクーラー貸付・環七沿線生活および住民意識調査実施	7月 首都圏一円に酸性雨の被害	
昭和49年	12月 環七沿線環境合同調査実施	8月 七大都市自動車排出ガス規制問題調査団「51年度規制は技術的に可能」と発表	
		10月 環七対策会議設置	
昭和50年		11月 杉並清掃工場問題の和解が成立	
		昭和50年	
昭和50年		3月 PCBが水汚防法に有害物質として追加 36道路の住民投票に関する調査会答申	
昭和50年	2月 「練馬区緑の現況調査報告書」発行	昭和50年	
	7月 光化学スモッグアンケート調査実施 夜間交通実態調査	7月 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定	
昭和50年	8月 放35・36・環八沿道住民意識調査実施 区議会「公害健康被害補償法による地域指定に関する意見書」可決、環境庁長官に提出	8月 江東区、江戸川区を中心に六価クロム鉱さいによる土壌汚染問題発生	
	9月 区長「環七の道路構造の改善に対する意見書」を都知事に提出 公害対策懇談会、環境庁長官に「公害健康被害補償法による地域指定の要望書」を提出 東京都石神井清掃事務所開設	12月 公害健康被害補償法の地域指定に11区追加（練馬・中野・杉並・世田谷の4区除外）	
昭和51年	12月 「練馬区緑化計画策定のための調査研究報告書」発行	昭和51年	
	1月 環七沿線11区長、環七公害対策の実施について都知事へ要望	3月 放射七号線開通 石神井川・白子川の水域、環境基準E類型指定	
昭和51年			
昭和51年	7月 公害健康被害補償法による地域指定に関する要望書を関係機関に提出	昭和51年	
	8月 放射七号沿道住民アンケート調査実施 大気汚染基礎調査（浮遊粉じん）開始	6月 振動規制法公布	
昭和52年	3月 区内の工場に対し、東京都公害防止条例に基づき初の改善命令実施	7月 硫黄酸化物に係わる総量規制基準告示 航空機騒音に係わる環境基準の地域類型指定	
		11月 新幹線鉄道騒音に係わる環境基準地域タイプの指定	
昭和52年		12月 振動規制法施行	
		昭和52年	
		3月 東京都公害防止条例に基づく悪臭に係わる規制基準（3点比較式臭袋法）設定	

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
昭和52年 8月 幹線道路沿いの学校の環境騒音調査 昭和53年 3月 練馬区3点比較式臭袋法パネル（臭気判定員） 運営要綱施行	昭和52年 4月 隅田川水系浄化対策連絡協議会発足 10月 中央防波堤外側処分場埋立開始
昭和53年 6月 環七合同調査（世田谷区・中野区・杉並区・練馬区） 7月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で 「二酸化窒素に係る環境基準に関する要望書」を 環境庁長官に提出 9月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で 「大気汚染に係る健康被害者の救済に関する要望 書」を都知事に提出 11月 「練馬区緑の実態調査報告書」発行	昭和53年 7月 環境庁、二酸化窒素の環境基準および未達成地 域での達成期間（7年間）を改定し告示 8月 警視庁、環七以内からの大型トラックの締出し を検討し、「安眠規制」実施を決定
昭和54年 4月 隅田川水系浄化対策連絡協議会加入 練馬区長、環七沿道国有地について公害対策利 用化の要望 昭和55年 2月 エアサンプラーによる大気中浮遊粒子状物質調 査開始（アルキル水銀・PCB・ヒ素・有機リン）	昭和54年 4月 中央公害対策審議会、環境影響評価制度のあり 方について答申 6月 改正水質汚濁防止法施行、水質総量規制導入 10月 滋賀県、琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例制定 昭和55年 3月 都は有リン合成洗剤の使用中止に関する要綱を 発表（4/1 スタート）
昭和55年 4月 区施設での有リン洗剤の使用中止、区職員の使 用自粛要請・区民への使用自粛の呼びかけ	昭和55年 5月 幹線道路の沿道整備に関する法律公布 10月 東京都環境影響評価条例制定 11月 放射36号線住民協議会、同線の建設を承認 12月 東京都は公害局を改め環境保全局を設置
昭和56年 7月 石神井川通日調査開始 12月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で環 境庁長官に「公害健康被害補償法による第一種地域 指定に関する要望書」を環境庁長官に、「大気汚染 に係る健康被害者の救済に関する要望書」を都知 事にそれぞれ提出	昭和56年 6月 大気汚染防止法改正（窒素酸化物総量規制） 都・放射36号道路対策連盟間の事業施行協定調 印 9月 22都道県による全国湖沼サミット（湖沼環境保 全知事懇談会）が東京で開催 10月 東京都環境影響評価条例施行
昭和57年 12月 都公害防止条例に基づき生コン製造会社の新工 場設置認可申請を不認可 北町の専用水道からトリクロロエチレン汚染判明 昭和58年 2月 北町1・2・3丁目地下水汚染源実態調査 3月 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	昭和57年 11月 窒素酸化物総量削減計画公告。大気汚染防止法 に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を告示 昭和58年 2月 「東京都緑の倍增推進本部」を設置し緑の倍增 計画の策定を決定 3月 内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防 止計画を承認。「東京地域公害防止計画」を決定
昭和58年 4月 練馬清掃工場光が丘分工場開設 7月 石神井川で鯉の生息実験（7、8、9月） 8月 沿道窒素酸化物測定室3か所設置 昭和59年 2月 貫井の専用水道でトリクロロエチレン汚染判明 貫井1～4丁目地下水汚染源実態調査	昭和58年 4月 酸性雨共同調査（関東9都県市）実施
昭和59年 7月 石神井川水質状況調査のため鯉約1,000匹放流 沿道窒素酸化物測定室引続き3か所設置 10月 光が丘地区大気汚染・環境騒音調査 11月 石神井川水塊調査 昭和60年 1月 白子川汚濁対策協議会発足（保谷市・練馬区・和 光市・板橋区）	昭和59年 6月 全国都市清掃会議、使用済み乾電池処理の抜本 策を国に要望 7月 野火止用水に清流復活 8月 「環境評価実施要綱」を閣議決定 11月 東京都緑の倍增計画を策定 昭和60年 3月 環境庁、名水百選を発表 「緑の日」策定企画会議、5月の第2土曜日を「都 みどりの日」とすることに決定

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和60年		昭和60年	
6月	パソコンによるデータ解析開始	4月	都、「公害研究所」を「環境科学研究所」に名称変更（江東区に移転）
7月	沿道窒素酸化物測定室3か所設置 白子川通日調査開始	5月	第1回「都民グリーンフェスティバル85」開催
9月	水生生物調査開始	7月	厚生省、使用済み乾電池処理についての安全宣言
昭和61年		昭和61年	
3月	地下水汚染防止に関し溶剤使用事業所に文書指導	1月	メタノール自動車の都内走行試験開始
		3月	都、「生活排水対策指導要綱」を策定
昭和61年		昭和61年	
12月	自主制作ビデオ「よみがえれ！石神井川・白子川」を作成	8月	玉川上水に清流復活の通水を開始
昭和62年		10月	東京都公害防止条例の一部改正（音響機器等の使用制限）を公布
1月	環七沿道整備計画決定	昭和62年	
3月	「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	2月	国連環境特別委員会にて、「環境保全に配慮しながら持続的に開発を目指す」東京宣言を採択
昭和62年		昭和62年	
6月	パソコンクイズなどを盛り込んだ環境週間行事を開始 石神井川でシアン汚染発生	4月	改正東京都公害防止条例（音響機器等の使用制限）施行
		9月	公害健康被害補償法の一部改正（大気汚染地域指定の解除）、国会で成立 モントリオール議定書採択（オゾン層破壊物質の規制）
		10月	都、「東京都環境管理計画」を策定
		12月	絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律施行
		昭和63年	
		3月	改正公害健康被害補償法施行 東京都地域公害防止計画（S62～66年度）策定
昭和63年		昭和63年	
4月	水辺環境保全・創出計画策定調査開始	5月	「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律（フロン規制法）」公布（7月施行） 都、公的施設対象の吹き付けアスベスト処理要綱策定
6月	メタノール自動車を試験導入 魚の放流（石神井川・魚巣ブロック設置の2か所）	6月	ディーゼル乗用車のNOx規制強化
7月	「水辺」について区民意識意向調査実施	9月	ウィーン条約・モントリオール議定書に加入
12月	白子川上流域で生活排水対策実践活動実施	11月	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）設立
平成元年		平成元年	
3月	千川上水復活（境橋～伊勢橋間）	3月	バーゼル条約（有害物質の越境移動・処分の規制）採択 トリクロロエチレン等を水質汚濁防止法規制対象物質に追加
平成元年		平成元年	
5月	石神井川流域環境協議会設立（小平市・田無市・保谷市・練馬区・板橋区・北区）	4月	改正騒音規制法施行（特定建設作業の騒音規制基準）施行
6月	東京ガス超高層ビル環境影響評価書案に対する区長意見提出 練馬区水辺ふれあい計画策定 環境教育・啓発事業開始 水辺に関するジョイント講演会実施	5月	都、「東京都アスベスト対策大綱」策定 都、「東京都自動車公害防止計画」策定
7月	練馬の橋デザイン・アイデア・コンテスト募集開始 石神井川ウォッチング実施	6月	都、「地球環境問題連絡会議」設置
10月	石神井公園クリーンアップ実施	7月	アルシュ・サミット、地球環境保護宣言 「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導指針」策定
		10月	改正水質汚濁防止法施行（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの排水規制基準設定）
		12月	中央公害対策審議会、自動車排出ガス規制に係る新規制基準を答申
		平成2年	
		2月	都、アスベスト飛散防止対策指導要綱策定

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
平成2年		平成2年	
6月	環境週間タウンリスニング実施	6月	水質汚濁防止法の改正（生活排水対策追加） モントリオール議定書修正（フロン等の全廃）
7月	練馬区長期総合計画策定	10月	国、「地球温暖化防止行動計画」を決定
9月	「練馬を聞く、し・ず・け・さ10選」実施	12月	都、「東京都ゴルフ場農薬の安全使用に関する要綱」を策定
平成3年		平成3年	
3月	ねりま音マップ作成	3月	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 CODに係る総量規制計画告示
平成3年		平成3年	
6月	風と緑のさわやかウォーク実施	4月	「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」公布
9月	酸性雨調査の開始	8月	環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示
平成4年		10月	環境保護のための南極条約議定書採択 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」制定 「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
3月	「ねりま・みずべのいきもの-水草編-」発行 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行		
平成4年		平成4年	
4月	公害対策課から環境保全課に組織改正 八坂台児童公園に浄化施設設置（流れのある親水公園に改修）	5月	都、「環境学習基本方針」策定 都、「地球環境保全行動計画」策定 都、「環境管理計画」改定 生物多様性に関する条約採択（平成5年12月発効） 気候変動枠組条約採択（国連本部）
6月	環境マンガ展開催 「湧水保全モデル事業」開始	6月	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例公布 地球サミット（環境と開発に関する国連会議）がブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布
10月	リサイクルフェア初の開催	7月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正・施行
平成5年		12月	水質汚濁防止法改正施行（トリクロエレン・テトラクロエレン等の環境基準設定）
3月	地球ノート作成 「ねりま・みずべのいきもの-かも編-」発行	平成5年	
		3月	「東京都水辺環境保全計画」策定
平成5年		平成5年	
4月	地域リサイクルマーケット支援事業開始	4月	「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」公布
7月	軽井沢野外自然観察会開催	5月	都、「東京都地域冷暖房推進長期計画」策定
9月	ねりま環境カレッジ開始 湧水保全モデル事業（雨水浸透ます設置）開始	10月	都、「東京都環境学習事業計画」策定 ごみ袋による排出ルールの変更
10月	環境保全活動推進組織（仮称）設立準備会発足 環境庁委託事業「生活騒音対策モデル都市推進事業」実施 リサイクルフェア（第2回）開催	11月	「環境基本法」制定・施行 東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定 都、リサイクル推進計画策定
11月	環境基本計画策定	12月	自動車NOx法による車種規制施行
平成6年		平成6年	
3月	「ねりま・いい音の街シンポジウム」開催 「ねりま・みずべのいきもの-河床編-」発行 外環沿道の大気汚染騒音測定室2か所設置	3月	東京外環自動車道開通 気候変動枠組条約発効 都、地下水保全ガイドライン策定
平成6年		平成6年	
4月	「白子川を知っていますか-水辺再生に向けて-」発行 大型生活用品リサイクル情報掲示板運営開始	5月	東京都指定低公害車制度発足
5月	天然ガス自動車導入	7月	東京都環境基本条例制定 東京都公害防止条例改正 東京における自然の保護と回復に関する条例改正 「東京都自動車公害防止計画」改正
6月	環境写真展「都市のかがやき大賞」開催		
7月	環境見学会実施 工場実態調査の開始		
8月	環境ねりマップワークショップ開催		

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
9月	練馬・環境保全推進会議発足 暮らしの点検ワークショップ開催 「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」都区合意	9月	国際人口・開発会議(カイロ)
10月	落書き消し講習会の開催 リサイクルフェア(第3回)開催	11月	環境庁、土壌・地下水汚染の調査・対策指針策定
平成7年		12月	国、環境基本計画を閣議決定
2月	練馬・環境保全推進会議ニュース「ねかほ」創刊号の発行	平成7年	
3月	音の写真展開催 「ねりま・みずべのいきもの-水辺の散歩編-」発行	3月	都、有害化学物質対策基本方針策定
平成7年		平成7年	
4月	電気自動車普及モデル事業の実施(北区・板橋区と共に東京都と共同実施)	4月	大気汚染防止法改正(自動車燃料に係る許容限度の設定) 悪臭防止法改正(嗅覚測定法による規制基準の設定)
5月	ねりま環境カレッジ(応用コース)開始	5月	都、「東京都地球温暖化防止対策地域推進計画」策定
6月	天然ガス自動車(2台目)導入 石神井川ウォーキングの実施	6月	環境庁「こどもエコクラブ」を発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布
10月	水辺生物調査の実施 講演会「自立・循環型社会と環境管理計画」開催 リサイクルフェア(第4回)開催	7月	国道43号線訴訟最高裁判決
平成8年		平成8年	
1月	環境保全のあらまし(平成6年版)発行	1月	都、初の東京都環境白書発行
2月	循環型社会を考えるリサイクルシンポジウム開催 ねりまエコ・アドバイザー委嘱開始	3月	七都県市指定低公害車制度発足
3月	環境見学会(親子)の実施 「ねりま・みずべのいきもの」発行		
平成8年		平成8年	
4月	環境美化モデル地区連絡協議会開催	4月	都、第1回東京都環境会議開催
5月	「練馬・環境保全推進会議」第2期の発足	5月	大気汚染防止法改正(有害大気汚染物質対策の導入等)
6月	白子川ウォーキングの実施 環境庁「残したい」日本の音風景100選」で「三宝寺池の鳥と水と樹々の音」が選定	6月	環境庁、「環境家計簿」の配布を開始
7月	区内の河川で採取した「みずべのいきもの」を水槽展示(7/23~8/30)	9月	環境庁、「環境カウンセラー登録制度」創設
9月	練馬区リサイクル推進計画(平成8-11年度)策定	10月	ISO14000シリーズ国内発効
10月	低公害車導入のための講演会・展示会開催 リサイクルフェア(第5回)衆議院議員選挙の投票日となったため中止	12月	都、事業系ごみの全面有料化を実施 粗大ごみ受付センター業務開始
12月	びん・缶の街区路線回収開始(ペットボトルは平成16年7月から拡大)	平成9年	
平成9年		2月	「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」告示
3月	練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例を制定 関町リサイクルセンター開所 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	3月	「東京都環境基本計画」策定
平成9年		平成9年	
6月	練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例の標語とシンボルマーク決定(区民公募) 光が丘地区で東京ルールⅠ「資源回収モデル事業」開始	4月	容器包装リサイクル法施行 ダイオキシン類に係る大気環境指針の策定 東京ルールⅢ「ペットボトルの店頭回収」開始
7月	練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例施行	5月	都庁エコアップ計画策定
8月	親子水辺観察会を石神井川で開催	6月	環境影響評価法公布 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)施行
10月	リサイクルフェア(第6回)開催	8月	ダイオキシン類削減のための大気汚染防止法と廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令等の改正(12月施行)
11月	区立施設の小型焼却炉の使用中止	12月	気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議COP3(地球温暖化防止京都会議)開催 都、東京都一般廃棄物処理基本計画(東京スリムプラン)策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成10年 3月 練馬区環境配慮指針策定 「省エネ・省資源の手引き」発行	平成10年 2月 東京地域公害防止計画（平成9～13年度）策定 3月 「地球環境保全東京アクションプラン」策定 「東京地域公害防止計画」策定 「東京都水環境保全計画」策定 東京都の保護上重要な野生生物種（都版レッドデータブック）発行
平成10年 4月 清掃事業の区移管正式決定 5月 グリーン購入ネットワークに加入 6月 「練馬・環境保全推進会議」第3期の発足 7月 庁内環境配慮推進会議設置 ポイ捨て防止条例施行1周年キャンペーン実施 練馬区リサイクル推進協議会設置 8月 練馬清掃工場のばい煙調査項目に新たにダイオキシン類を加えて調査実施 指定作業場（12件）の焼却炉を立入調査（～10月） 9月 環境配慮製品リスト配布 10月 リサイクルフェア（第7回）台風のため中止 12月 練馬区内工事登録業者 小型焼却炉の実態調査（アンケート調査 264件） 平成11年 3月 地下水汚染調査実施	平成10年 4月 都、アイドリングストップ取組方針策定 「地方自治法の一部を改正する法律」公布（清掃事業の都から区への移管） 新海面処分場の埋立開始 5月 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 6月 地球温暖化対策推進大綱決定 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）一部改正 7月 都「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」施行 東京都環境ホルモン取組方針策定 事業系し尿の全面有料化実施 9月 「騒音の環境基準について」告示（等価騒音レベルの採用）（11年4月施行） 10月 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 12月 東京都環境影響評価条例改正 平成11年 3月 東京エネルギービジョン策定 東京都水環境マスタープラン策定
平成11年 6月 環境週間行事「昔の地図で歩く旭町・光が丘」開催 7月 ポイ捨て防止条例施行キャンペーン実施 8月 ダイオキシン類環境調査（8月、2月実施） 10月 環境・リサイクルフェア（第1回）開催（「リサイクルフェア」を拡大発展） 11月 千川通り大クリーン作戦実施 平成12年 2月 練馬区リサイクル推進協議会廃止 東京ルールⅠ本格（区内全域）実施 3月 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（オフィス編）発行	平成11年 4月 「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行 6月 「環境影響評価法」施行 7月 ダイオキシン類対策特別措置法成立 PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）成立 8月 東京都「ディーゼル車NO作戦」展開 平成12年 1月 「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 3月 東京都ダイオキシン類対策取組方針改定
平成12年 4月 練馬区リサイクル推進条例施行 環境マネジメントシステム構築スタート 清掃事業（収集運搬等）区移管 練馬区清掃事業所開設 「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「同規則」制定 5月 ダイオキシン類環境調査（5、8、11、2月実施） 6月 環境週間行事「環境川柳」 練馬区循環型社会推進会議発足 7月 「練馬・環境保全推進会議」第4期の発足 ポイ捨て防止条例施行キャンペーン実施 水生生物展示 9月 練馬区リサイクル推進計画（平成12～16年度）策定 10月 環境・リサイクルフェア（第2回）開催	平成12年 4月 東京都環境局発足（組織改正） 東京都、清掃事務を特別区へ移管 「容器包装リサイクル法」完全施行 5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）公布 6月 循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）公布（13年5月施行） 12月 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）公布（東京都公害防止条例の全面改正） 自然保護条例（全面改正）制定 都、緑の東京計画策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
11月 千川通り大クリーン作戦（雨天中止） 高齢者戸別訪問収集事業実施（区独自の清掃事業を展開） 平成13年 2月 練馬区環境基本計画2001-2010 策定 練馬区水辺ふれあい計画2001-2010 策定 練馬区環境方針策定 燃料規制対象事業所立入検査 3月 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（工場編）発行	平成13年 1月 環境省発足 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）施行 3月 都庁天然ガススタンド開設
平成13年 4月 練馬区クリーンエネルギー普及促進事業（庁有車クリーンエネルギー化事業）NEDO 補助事業申請 6月 練馬区環境配慮実行計画（地球温暖化対策実行計画）策定 8月 練馬区クリーンエネルギー普及促進補助事業採択 9月 小型焼却炉無料回収 10月 環境・リサイクルフェア（第3回）開催（環境保全課/NEF 共催の新エネルギークイズ等を実施） 11月 練馬区（区長部局）ISO14001 認証取得 平成14年 1月 環境講演会開催「地域の気象と私たちの暮らし」 2月 学校等生ごみ資源化事業開始 3月 環境美化行動計画策定 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（建設業編）発行 こどもエコクラブ全国フェスティバル IN 小田原（練馬区の「海・鳥・地 救い鯛」が東京代表で参加） 環境家計簿普及試行事業 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成13年 4月 PRTR 制度の開始 東京都環境確保条例・自然保護条例施行 独立行政法人国立環境研究所発足 都、環境確保条例施行により都自動車公害監視員（自動車Gメン）を設置 家電リサイクル法完全施行 グリーン購入法全面施行 資源有効利用促進法全面改正施行 5月 都、カラス緊急捕獲モデル事業の実施 食品リサイクル法完全施行 7月 国、低公害車開発普及アクションプラン策定 PCB 処理特別措置法施行 9月 都、カラス対策プロジェクトチーム発足 平成14年 1月 都、新たな「環境基本計画」策定 2月 都、温暖化阻止東京作戦開始 3月 東京臨海風力発電所「東京風ぐるま」竣工
平成14年 7月 粗大ごみのインターネット受付開始、受付時間の延長 10月 春日町リサイクルセンター開所 春日町リサイクルセンター環境学習室開設 環境・リサイクルフェア（第4回）開催 12月 区民環境行動方針検討会議結成 平成15年 1月 星空観察会実施 2月 環境にやさしい事業活動講演会実施	平成14年 5月 建設リサイクル法完全施行 土壤汚染対策法公布 6月 RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）成立（12月施行） 7月 都、環境影響評価制度条例を改正し計画段階アセスメントを導入（15年1月施行） 環境省 ISO14001 認証取得 自動車リサイクル法公布 9月 都、「違反ディーゼル車一掃作戦」を展開 11月 都、「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」の策定 12月 政府、燃料電池自動車を導入 平成15年 1月 東京の名湧水選定 3月 循環型社会形成推進基本計画公表
平成15年 6月 高松小の児童が校舎の屋上緑化に取り組む 7月 第2期練馬区循環型社会推進会議が区長に「答申書」を提出 春日小学校第二校庭を芝生化 「練馬区環境清掃推進連絡会」設立 10月 環境・リサイクルフェア（第5回）開催 練馬区リサイクル推進計画（平成15-19年）策定 11月 東京青年会議所練馬区委員会、区内商店会等5団体主催の「ねりまエコバッグ大作戦2003」開催	平成15年 4月 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」公布 パソコンリサイクルの開始 5月 「独立行政法人環境再生保全機構法」公布 6月 都、有明水素ステーション開設 7月 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」成立 8月 都、燃料電池バス運行開始 10月 都、ディーゼル車規制開始 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」一部施行

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成16年 2月 第5回TOKYO こどもエコクラブまつり春日町リサイクルセンターにて開催	平成16年 3月 「ヒートアイランド対策大綱」決定
平成16年 5月 ごみゼロキャンペーン（千川上水清流復活地域での清掃活動） 6月 環境月間行事の実施 7月 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例の条例施行キャンペーン 粗大ごみ手数料の一部改正 8月 練馬区民環境行動方針策定 10月 環境・リサイクルフェア（第6回）開催 環境学習室開設2周年行事実施 「練馬みどりの葉（は）つばい基金」設置 11月 練馬区 ISO14001 更新および区立の小・中学校・幼稚園に認証を拡大 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施	平成16年 5月 大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物の規制） 6月 「国土交通省環境行動計画」策定 「景観緑三法」全面施行 10月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動、環境教育推進法）完全施行 11月 ISO14001 の規格改定 平成17年 1月 自動車リサイクル法完全施行 2月 京都議定書発効 特別区長会地球温暖化防止共同宣言 石綿障害予防規則制定（7月施行） 3月 東京都環境確保条例改正（地球温暖化対策計画書制度の強化、建築物環境配慮計画書制度改正、省エネラベリング制度創設など） 東京都廃棄物条例改正（事業者の責務の強化、産業廃棄物に係る報告書制度創設など） 愛・地球博が愛知県で開幕
平成17年 4月 家庭系し尿の収集開始（板橋区との協定解除） 5月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 6月 環境月間行事の実施 7月 練馬区役所でクール・ビズを導入 8月 オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン 9月 古紙持去り行為防止対策強化 10月 区内全20 駅ポイ捨て、歩行喫煙防止連続キャンペーン（平成17年10月～平成18年3月） 環境・リサイクルフェア（第7回）開催 エコライフチェック事業試行 特別区区長会において、23 区廃プラスチックのサーマルリサイクルについて、平成20年度からの本格実施を決定 11月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 12月 区民環境行動講演会（第1回）「自然はつながるいのち-土の話～練馬の土から明日がみえる～」開催 練馬区アスベスト飛散防止条例制定 平成18年 1月 練馬区、17 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」を受賞 練馬区アスベスト飛散防止条例施行 2月 谷原交差点測定室を区立けやき緑地に移設 練馬区地域省エネルギービジョン策定 3月 白子川流域環境協議会で白子川散策マップ作成 区民環境行動講演会（第2回）「自然エネルギーのを感じよう～太陽光・風力などのエネルギー利用セミナー～」開催 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画策定 練馬区リサイクル推進計画（平成18-22年度）策定	平成17年 4月 京都議定書目標達成計画閣議決定（京都議定書の温室効果ガス排出削減のための具体的計画） チーム・マイナス6%提唱 6月 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行 地球温暖化対策の推進に関する法律改正（温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度の導入等） 7月 クール・ビズ提唱 平成18年 2月 石綿による健康被害の救済に関する法律公布 都、持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラムを策定 3月 改正大気汚染防止法施行令・規則施行（規制対象工事にアスベスト含有断熱材等の除去等を追加、対象工事の規模要件撤廃） 都、東京都再生可能エネルギー戦略を策定

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
平成 18 年		平成 18 年	
4 月	住宅用太陽光発電設備設置助成を開始 みどり 30 基本方針策定 都からの清掃派遣職員の区への完全身分切り替え	4 月	国が第三次環境基本計画策定 改正省エネ法施行（エネルギー管理指定工場の拡大、特定建築物の省エネ措置届出義務化、建築物の所有者への省エネ努力義務など） 改正東京都環境確保条例施行（アスベスト関連、3 月施行の改正大気汚染防止法施行令との整合）
5 月	区内一斉清掃（雨天中止）	6 月	容器包装リサイクル法改正 農作物等の食品への残留農薬の規制強化（「ポジティブリスト」制度導入）
6 月	練馬区環境基本条例制定 環境月間行事の実施	9 月	改正労働安全衛生法施行令・改正石綿障害予防規則施行（アスベストの製造・輸入・使用の禁止、規制対象をアスベスト含有率 1 % 超を 0.1 % 超に変更）
8 月	練馬区環境基本条例施行 環境都市練馬区宣言、環境都市練馬区宣言記念式典と関連事業（打ち水大作戦その他）の開催 環境都市宣言ポスター・シンボルマーク・作文コンクール優秀賞受賞者表彰 水辺の生き物展示（区役所 1 階アトリウム）	10 月	改正大気汚染防止法政省令施行（アスベスト規制対象工事に工作物の解体等工事を追加。規制対象をアスベスト含有率 1 % 超から 0.1 % 超に変更） 改正建築基準法政省令施行（建築物の増改築時に原則として吹き付けアスベストとアスベスト含有吹き付けロックウールの除去等が義務化） 改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（アスベスト関連）
10 月	エコライフチェック事業本格実施開始 環境・リサイクルフェア（第 8 回）の開催 区内全 20 駅ポイ捨て、歩行喫煙防止連続キャンペーン	11 月	気候変動枠組条約第 12 回締約国会議（COP12）および京都議定書第 2 回締約国会議（COP/MOP2）＝ナイロビ/ケニア
11 月	区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 オール東京喫煙マナーアップキャンペーン 区民環境行動講演会（第 3 回）「環境行動を広げるために一区民ができること」 環境講演会「ピラミッドミステリーを語る」	平成 19 年	
12 月	練馬区環境審議会設置 みどり 30 推進計画策定	2 月	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 4 次評価報告書（第 1 作業部会（地球温暖化の自然科学的根拠））公表
平成 19 年		3 月	政府の温暖化対策実行計画策定
1 月	「自然環境調査検討会」発足		
2 月	区民環境行動講演会（第 4 回）「生ごみリサイクルが教えてくれた命の循環と有機農業」		
3 月	みどりと環境・区民フォーラム開催 環境都市練馬区宣言記念碑設置（練馬庁舎・石神井庁舎・関町リサイクルセンター・春日町リサイクルセンター） 落書き消去講習会の開催 石神井川流域環境協議会で「ふれあい石神井川マップ」作成 化学物質の環境リスクアセスメント講習会実施 練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱制定 ペットボトルの区内全域での回収拡大 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行		
平成 19 年		平成 19 年	
4 月	練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱施行 家庭用生ごみ処理機助成事業開始	4 月	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 4 次評価報告書（第 2 作業部会（影響・適用・脆弱性））公表
5 月	区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施	5 月	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 4 次評価報告書（第 3 作業部会（気候変動の緩和策））公表
6 月	環境月間行事（勤労福祉会館）実施 高松一丁目大気汚染常時測定室新設（環状 8 号線沿道。NOx・SPM 計） 谷原交差点大気汚染常時測定室・長光寺橋公園大気汚染常時測定室に SPM 計増設	6 月	都、気候変動対策方針策定 都、緑の東京 10 年プロジェクト基本方針を策定
7 月	練馬区 60 周年記念事業「ねりまの森と昆虫展」・水辺の生き物展示（区役所アトリウム）開催	7 月	都、第 1 回気候変動方針ステークホルダー・ミーティング開催（第 2 回＝10 月、第 3 回＝20 年 1 月）
8 月	環境基本条例施行・環境都市練馬区宣言 1 周年記念行事（地球温暖化防止映画のタベ＝不都合な真実＝夏休み 親子打ち水大作戦）の実施	8 月	東京大気汚染公害裁判の和解成立
10 月	廃プラスチックの資源・ごみの新分別モデル事業開始（～平成 20 年 3 月まで） 練馬区環境方針改定 環境・リサイクルフェア（第 9 回）の開催	10 月	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（フロン回収・破壊法）施行 ノーベル賞委員会が、2007 年ノーベル平和賞を米国のゴア元副大統領と IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に授与することを発表

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
11月 練馬区省エネ技術研修会「省エネのプロに学ぶ環境配慮型経営」開催 区民環境行動講演会(第5回)「地球温暖化—スーパーコンピュータが描く未来」開催 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 練馬区 ISO14001 認証更新 12月 練馬駅駅頭に区立喫煙所を初めて設置 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例制定 平成20年 1月 練馬区水辺ふれあい計画 2001-2010(改定計画)策定 2月 区立施設の露出した吹付け材に対するアスベスト新3種再調査開始 3月 化学物質の環境リスクアセスメント講習会実施 区民環境行動講演会(第6回)「リサイクル食器—知っていますか?」 練馬区長、国(環境大臣他6大臣)にアスベスト対策緊急要望 「練馬区環境学習推進計画」策定	10月 東京都、新日本石油、トヨタ自動車、日野自動車が水素化処理技術による第2世代バイオディーゼル燃料(BHD)を使用した営業運行を開始 練馬清掃工場で廃プラスチックサーマルリサイクル実証確認 11月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(統合評価報告書)公表 平成20年 1月 新聞報道によりアスベスト新3種問題提起 2月 都知事が国にトレモライト等のアスベストへの適切な対応について緊急要請 3月 京都議定書目標達成計画を全部改定 都、新たな東京都環境基本計画を策定
平成20年 4月 廃棄物処理手数料改定 5月 区内一斉清掃(雨天中止) 6月 環境月間行事(光が丘区民センター)実施 8月 使用済食用油の拠点回収開始 9月 桜台出張所大気汚染常時測定室を廃止し、くすのき緑地大気汚染常時測定室に移設移動 10月 資源・ごみの新分別(容器包装プラスチックの資源化)を区内全地域で実施 ねりまグリーンフェスティバル'08開催 環境リサイクルフェア(第10回)開催 11月 区民環境行動講演会(第7回)「もっと知ろう、もっと食べよう練馬の野菜」開催 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 平成21年 1月 練馬区みどりの基本計画改定 2月 使用済食用油を燃料としたバイオ燃料清掃車の試用開始 3月 練馬区地球温暖化対策地域推進計画策定 練馬区リサイクル推進計画(平成21-25年度)策定 区民環境行動講演会(第8回)「講演とエコツアーへのご招待〜「自然」をのぞいてみませんか?〜」開催	平成20年 5月 省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)改正。エネルギー使用量の把握義務が事業所単位から企業単位に変更 6月 都、温室効果ガスの総量削減義務と取引制度の導入を決定(環境確保条例の改正) 7月 環境・気候変動を主要テーマのひとつとする北海道洞爺湖サミットが開催され、温室効果ガス削減の長期目標について議論 「低炭素型社会づくり行動計画」が閣議決定 都、中小事業者に対する地球温暖化対策報告書制度を導入(21年度施行) 10月 環境省、温室効果ガス排出量取引の国内統合市場の試行的実施を決定 12月 横浜市、みどりの保全・創造の財源を確保するため、「横浜みどり税」の導入を決定 ポーランドのポズナンで気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)開催 平成21年 1月 国が新たな枠組みで太陽光発電設備補助を再開 2月 経済産業省が太陽光発電による電力の買取価格を倍増にする方針決定 3月 都、低NOx・低CO₂小規模燃焼装置認定制度を開始
平成21年 4月 豊玉リサイクルセンター開所 5月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 6月 環境月間行事(リサイクルセンター3施設)実施 西武池袋線練馬駅に冷却ミスト装置を常設 区民と区長のつどい「地球温暖化対策と暮らしの变革〜区民一人ひとりが進めるエコライフ〜」開催 10月 銀河鉄道999のキャラクターなどがラッピングされた電気自動車(i/MiEV)を導入	平成21年 4月 改正省エネ法施行 エコカー減税、エコカー補助金制度開始 都が住宅用太陽エネルギー利用機器等導入対策事業開始 5月 家電エコポイント制度開始 7月 主要国首脳会議(ラクイア・サミット)で主要8カ国(G8)が先進国での温室効果ガス排出量を2050年までに80%以上削減することで合意 9月 環境基本法第16条の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、微小粒子状物質に係る環境基準告示

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 21 年 10 月 環境リサイクルフェア(第 11 回)開催 「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」が制定 飲食店等カラオケ騒音防止講習会実施 ねりまグリーンフェスティバル' 09 開催 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 12 月 区立富士見台小学校が平成 21 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞 区民環境行動講演会(第 9 回)「地の声、生き物の声を聞く自然保護～世界自然遺産「屋久島」から見た「練馬」の自然～」開催 平成 22 年 3 月 区民環境行動講演会(第 10 回)「待ったなし、地球温暖化防止～日本と国民はどうする!?」、「みんなで再生可能エネルギーと省エネを広げよう!」開催 練馬高野台駅北口に LED 街路灯等を設置 「ねりまの生きものさがし」実施(～23 年2月)	平成 21 年 9 月 国連気候変動首脳会合で 2020 年までに温室効果ガス排出量の 1990 年比 25%削減目標を表明 11 月 太陽光発電の固定買取制度開始 12 月 デンマークのコペンハーゲンで気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)開催 都が緑のボランティアポータルサイトを立上げ
平成 22 年 4 月 「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」施行 地球温暖化対策事業者用設備設置補助制度開始 5 月 練馬区地球温暖化対策地域協議会設立 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事(リサイクルセンター3 施設)実施 8 月 牧野記念庭園リニューアルオープン 9 月 区民環境行動講演会(第 11 回)「生物多様性と練馬の樹林・樹木」開催 10 月 環境・リサイクルフェア(第 12 回)開催 11 月 練馬区資源循環センター開設 区内一斉清掃 12 月 練馬区環境基本計画 2011 策定 平成 23 年 1 月 区民環境行動講演会(第 12 回)「農家が教える野菜の知恵袋～地場野菜の隠れた名品～」開催 3 月 練馬区役所地球温暖化対策プランの後継計画である練馬区環境管理実行計画(23～26 年度)を策定 ISO14001 によらない練馬区独自の練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)策定 練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本策定	平成 22 年 4 月 改正省エネ法施行 改正土壌汚染対策法施行 都、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」による削減義務を開始 5 月 都、「緑確保の総合的な方針」策定 12 月 メキシコのカンクンで気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)開催 平成 23 年 3 月 東日本大震災
平成 23 年 4 月 集積所での紙パック回収開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 平成 23 年練馬区節電実施計画策定 環境月間行事(区役所アトリウム、区内リサイクルセンター)実施 区内空間放射線量測定開始 区内小中学校等プール水放射性物質質量測定開始 スプレー缶等の別袋収集開始 9 月 9 品目の小型家電製品の資源回収を開始 粗大ごみの中から有用金属の資源回収を開始 10 月 ねりま・エコスタイルフェア(第 1 回)開催 11 月 区内一斉清掃 区民環境行動講演会(第 13 回)「生ごみは堆肥にして土づくり～野菜を育てて健康生活～」開催 12 月 区立施設局所放射線対策に基づく測定を開始	平成 23 年 5 月 東京都電力対策緊急プログラムを策定 7 月 国、電気事業法 27 条に基づく電力使用制限令を 37 年ぶり発動 8 月 再生エネルギー特別措置法成立 10 月 国、放射線測定に関するガイドラインの策定 国、復興支援・住宅エコポイント申請の受付を開始 11 月 特別区長会、女川町、都、宮城県の 4 者で宮城県女川町の災害廃棄物受け入れを基本合意 12 月 都、空間放射線の測定を行うモニタリングポストを新たに 2 か所設置し、公表を開始 南アフリカのダーバンで気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)開催

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 24 年 3 月 区民環境行動講演会（第 14 回）「足元からの取り組みでつくる地球とともに生きる経済」開催 粗大ごみの中から布団の資源回収を開始 「練馬区自然環境調査報告書」発行 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成 24 年 1 月 放射性物質汚染対処特措法全面施行 3 月 国、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、被災団体以外の地方公共団体に対する広域的な協力を要請
平成 24 年 4 月 牧野富太郎生誕 150 年記念事業 沿道緑化助成スタート 清掃事務所にて立体型防鳥用ネット貸し出し開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 ぴいちゃんファンクラブ開始 宮城県女川町災害廃棄物受入れ開始 環境月間行事（区役所アトリウム、リサイクルセンター 3 施設）実施 9 月 ぴいちゃんツイッター開始 10 月 （仮称）こどもの森基本構想策定 ねりま・エコスタイルフェア（第 2 回）開催 11 月 蛍光管の資源回収開始（11 月、12 月に実施） 区内一斉清掃 区民環境行動講演会「先進「柏市」に学ぶ—公民学連携の環境未来都市（スマートシティ等）づくり」開催 平成 25 年 3 月 みどり 30 推進計画第二期事業計画策定 区民環境行動講演会「さいいて楽しい実のある話 〜ネリマで美味しい「かじゅある・エコライフ」〜」開催 宮城県女川町災害廃棄物受入れ終了	平成 24 年 4 月 国、「改正環境影響評価法」の一部施行 国、「第四次環境基本計画」策定 5 月 都、「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」策定 6 月 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催 7 月 国、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始 8 月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）公布 9 月 全国都市緑化フェア TOKYO 開催 国、「革新的エネルギー・環境戦略」を公表 10 月 国、全化石燃料に対し、CO2 排出量に応じた税率を上乘せする地球温暖化対策税の施行 11 月 カタールのドーハで気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）開催 12 月 国、「都市の低炭素化の促進に関する法律」を施行 平成 25 年 3 月 国、「当面の地球温暖化対策に関する方針」を閣議決定
平成 25 年 4 月 「練馬区みどりの基本計画」が国土交通省から優良事例 40 選に選ばれる ねりま eco チャレンジ LED 節電プロジェクト申込み開始（6 月〜7 月受渡し） 5 月 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧の実施（5/7〜5/27） 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム）実施 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第 3 回）開催 11 月 シンポジウム「ねりま葉っぱライフ」開催（練馬みどりの機構共催） 区民環境行動講演会「新発想による環境共生住宅のまちづくり」開催 区内一斉清掃 平成 26 年 1 月 「練馬のみどりを考えるフォーラム」開催（練馬区協働提案事業実施団体「練馬植樹推進会」共催） 3 月 区民環境行動講演会「よみがえる江戸東京野菜—JA 東京あおばの取組—」開催 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価書案の縦覧・閲覧の実施（3/3 〜 4/16）	平成 25 年 4 月 環境基本法における環境基準が改正、施行（航空機騒音基準が WECPNL から Lden となる） 小型家電リサイクル法施行 5 月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（国は、目標達成のために国・地方公共団体が構すべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとする等）の公布・施行（一部を除く） 9 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 1 作業部会（自然科学的根拠））公表 11 月 ポーランドのワルシャワで気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）開催 地球温暖化対策推進本部において 2020 年度の温室効果ガス削減目標を 2005 年度比で 3.8%減とすることを決定 平成 26 年 1 月 都（東京都二十三区清掃一部事務組合）、中央・有明・江戸川・品川の 4 清掃工場にて、大島町災害廃棄物受入れ開始（台風 26 号被害） 3 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 2 作業部会（影響・適応・脆弱性））公表
平成 26 年 4 月 保護樹木・保護樹林制度の見直し 5 月 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター 3 施設、区立図書館 5 館）開催 改正練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則施行（アスベスト除去等工事の届出義務者変更等） 7 月 区民環境行動講演会「音楽でこの地球を守りたい！」開催	平成 26 年 4 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 3 作業部会（気候変動の緩和））公表 国、エネルギー基本計画（第四次計画）の策定 都、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」創設 都（東京都二十三区清掃一部事務組合）、港・墨田・新江東の 3 清掃工場にて大島町災害廃棄物受入れ開始（台風 26 号被害）

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
8月 打ち水イベント(区内商店街・大学・区立図書館等)開催 区役所西庁舎10階にハーブテラス、環境情報コーナー開設 9月 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価書案に係る見解書の縦覧・閲覧の実施(9/16～10/6) 第1回みどりのカーテンコンテスト開催 10月 ねりま・エコスタイルフェア(第4回)開催 11月 区内一斉清掃 平成27年 1月 区民環境行動講演会「ミツバチでつながる人、まち、地域の発展」開催 3月 エコライフチェック事業還元植樹を実施	6月 改正大気汚染防止法・同施行令・規則施行(アスベスト除去等工事の届出義務者変更等) 改正東京都環境確保条例・同施行規則施行(同上) 都、C40東京ワークショップ開催 10月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書統合報告書(政策決定者向け要約(SPM))公表 11月 空家等対策の推進に関する特別措置法成立 12月 ペルーの首都リマで国連気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)開催 都、東京都長期ビジョンを策定 平成27年 2月 空家等対策の推進に関する特別措置法一部施行
平成27年 4月 練馬区立こどもの森緑地を開園 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度開始 5月 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価書の縦覧・閲覧の実施(5/1～5/15) 区内一斉清掃 6月 環境月間行事(区役所アトリウム・リサイクルセンター3施設、区立図書館5館)開催 第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区指定 7月 打ち水イベント(区内商店街・保育園・学童クラブ・区立図書館等)開催 9月 区民環境行動講演会「なぜ、かまぼこ屋がエネルギーのことを考えたのか?」開催 第2回みどりのカーテンコンテスト開催 10月 ねりま・エコスタイルフェア(第5回)開催 11月 区内一斉清掃 12月 エコプロダクツ2015に出展 平成28年 2月 区民環境行動講演会「豊かな森が作る豊かな海ー海からのメッセージ!ー」開催 四季の香ローズガーデンが第10回「みどり香るまちづくり」企画コンテスト(主催:環境省)で「におい・かおり環境協会賞」を受賞 和光都市計画(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧および閲覧の実施(2/3～3/3) 3月 練馬区エネルギービジョン策定 「空き家所有者向け活用セミナー・相談会」開催	平成27年 5月 空家等対策の推進に関する特別措置法全面施行 6月 水銀による環境の汚染防止に関する法律公布 8月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 11月 東京二十三区清掃一部事務組合、練馬清掃工場しゅん工 フランスのパリで、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催 12月 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で温暖化問題に取り組むための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択 平成28年 1月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 都、環境基本計画2016を策定 3月 国が環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準の追加を告示(クロロエチレンが土壌環境基準の項目に追加)
平成28年 4月 練馬区災害時医療機関用自立分散型エネルギー設備設置補助制度の開始 練馬区福祉避難所用自立分散型エネルギー設備設置補助制度の開始 5月 区内一斉清掃 四季の香ローズガーデン開園 「ねりまの生きものさがし」実施(～29年2月) 6月 環境月間行事(区役所アトリウム、リサイクルセンター3施設、区立図書館7館)開催 7月 打ち水イベント(区内商店街、保育園、学童クラブ、区立図書館、区内リサイクルセンター等)開催 区役所ハーブテラスでハーブティー体験イベント初開催 9月 第3回みどりのカーテンコンテスト開催 10月 ねりま・エコスタイルフェア(第6回)開催 区民環境行動講演会「江戸の暮らしと環境ー歴史からのメッセージ!ー」開催	平成28年 5月 国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」閣議決定 8月 国が悪臭防止法施行規則一部改正(臭気指数および臭気排出強度の算定方法の一部改正) 11月 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」発効 モロッコのマラケシュで、気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)開催 国、「パリ協定」を批准

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
11月 区内一斉清掃 「民有緑地の将来を考えるセミナー」開催 12月 エコプロ 2016 に出展 練馬区みどりの区民会議を初開催 平成 29 年 2月 区民環境行動講演会「かいぼりで劇的環境再生 ～よみがえれ、私たちの池！～」開催 練馬区空き家等対策計画策定 3月 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）策定 環境講演会「世界と日本の生物多様性と身近な練馬の自然を考える～生物多様性ってどんなこと？ねりまの自然との関係は～」開催 空き家等対策に関する協定締結（5団体） 「空き家所有者向けセミナー・相談会」実施 練馬みどりの葉っぱい基金を初めて活用し、清水山憩いの森を清水山の森として開園 練馬区立中里郷土の森緑地を開園 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画策定	平成 29 年 3月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 「生活環境の保全に関する環境基準」における石神井川の水域類型がB類型に、白子川がC類型に改定
平成 29 年 4月 空き家活用専門窓口を開設 大泉リサイクルセンター開所 5月 区内一斉清掃 6月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター4施設・区立図書館12館）開催 練馬区立中里郷土の森緑地でホテル観察会を初開催 7月 打ち水イベント（区役所前、区内商店街・保育園・区立図書館・児童館・区内リサイクルセンター等）開催 8月 空き家等対策に関する協定締結（4信金） 打ち水PR（花火フェスタに出展） 打ち水イベント（区役所前、保育園・区立図書館・児童館・区内リサイクルセンター等）開催 9月 ガーデニングコンテスト（区役所アトリウム）開催 10月 練馬区空き家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例全面施行 「空き家所有者向けセミナー・相談会」実施 区民環境行動講演会「自然エネルギーって高い？不安定？～世界の状況・日本の現在～」開催 ねりま・エコスタイルフェア（第7回）開催 練馬区独立70周年記念事業オープンガーデン（区内個人宅4軒）実施 練馬区独立70周年記念事業写真パネル展・ガーデニング見本園（区役所アトリウム）開催 フードドライブ事業を初めて実施 11月 区内一斉清掃 12月 エコプロ 2017 に出展 平成 30 年 3月 空き家等対策に関する協定締結（2信金） 「空き家所有者向けセミナー・相談会」実施 区民環境行動講演会「里山の暮らしから未来を考える」開催 環境講演会「家電は暮らしの玉手箱」開催	平成 29 年 6月 都が「東京都災害廃棄物処理計画」を策定 7月 都、「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」開始 8月 水銀に関する水俣条約発効 水銀による環境の汚染防止に関する法律施行（一部を除く） 11月 ドイツのボンで、気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）開催 平成 30 年 1月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 2月 国が区において、羽田空港機能強化に関する情報発信拠点を設置（2/22～2/28）
平成 30 年 4月 みどり推進課みどり指導担当係発足 5月 区内一斉清掃 オープンガーデン開催（区内個人宅4軒） 6月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター4施設・区立図書館12館）開催 環境月間行事（フードドライブ事業）実施	平成 30 年 4月 国が「第五次環境基本計画」を策定 5月 国がパラオに対し廃棄物処分場の建設を支援 国がヨルダンに対し廃棄物処理状況改善のための無償資金協力

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
7月 打ち水イベント（区内商店街・保育園等）開催 8月 「災害時協力登録車制度」の運用開始 打ち水イベント（区内商店街・保育園・区立図書館・区内リサイクルセンター等）開催 9月 「空き家なんでも相談会」実施 日産3社との「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」の締結 区民環境行動講演会「地域でとりくむ省エネ・創エネ」開催 10月 ねりまエコスタイルフェア（第8回）開催 3R推進月間イベント（10～11月）でフードドライブ事業を実施 11月 区内一斉清掃 平成31年 3月 「空き家セミナー・相談会」実施 順天堂大学医学部附属練馬病院との「地域コージェネレーションシステム整備に関する基本協定」の締結 区民環境行動講演会「地球温暖化と私たちの未来」 環境講演会「ねりまの農業の現状と将来」開催 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧および閲覧の実施（3/5～3/14） おいしく完食協力店事業を開始	7月 国がアジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議を開催 8月 都が「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」再開 10月 ラムサール条約第13回締約国会議（COP13）開催 都が平成30年度食品ロス削減キャンペーンを実施 11月 生物多様性条約第14回締結国会議（COP14）開催 水銀に関する水俣条約第2回締約国会議の開催 国が「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」一部改正 12月 気候変動適応法施行 ポーランドのカトヴィツェで、気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）開催 平成31年 1月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 2月 IPCCシンポジウム「気候変動への適応」の開催 気候変動適応関東広域協議会（第1回協議会）開催 国が区において、羽田空港機能強化に関する情報発信拠点を設置（2/21～2/27）
4月 改正練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則施行（住民説明関係規定の改正） ミストシャワーキット配付事業実施（区立小中学校、区立児童館、学童クラブ、保育園、幼稚園、地区区民館） 令和元年 5月 羽田空港機能強化に関する地域説明会開催 オープンガーデン開催（区内個人宅4軒） 区内一斉清掃 6月 環境月間（区役所アトリウム・リサイクルセンター4施設・区立図書館12館）開催 フードドライブ事業を実施 羽田空港機能強化に関する地域説明会開催 7月 打ち水イベント（町会・保育園等）開催 8月 打ち水イベント（区内商店街・保育園・区立図書館・区内リサイクルセンター等）開催 9月 「災害時協力登録車制度」の個人登録者研修実施 10月 ねりまエコスタイルフェア（第9回）開催 3R推進月間イベント（10～11月）でフードドライブ事業を実施 「空き家なんでも相談会」実施 11月 区内一斉清掃 区民環境行動講演会「自然観察の楽しみ方」開催 12月 練馬区役所プラスチック削減方針策定 令和2年 2月 「空き家セミナー・相談会」実施 3月 練馬区環境基本計画2020策定 公益社団法人地域医療振興協会との「地域コージェネレーションシステム整備に関する基本協定」締結	4月 森林環境贈与税の創設 改正土壤汚染対策法 全面施行（土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等） 改正東京都環境確保条例・同施行規則施行（土壤汚染対策関係規定の全面改正） 令和元年 5月 国が「プラスチック資源循環戦略」を策定 6月 国が区において羽田空港機能強化に関する情報発信拠点を設置（6/25～6/29） 都が「都庁プラスチック削減方針」を策定 8月 国が羽田空港機能強化の新飛行経路を公表 9月 国が区において羽田空港機能強化に関する情報発信拠点を設置（9/2～9/7） 10月 食品ロスの削減の推進に関する法律施行 都が「家庭のゼロエミッション行動推進事業」開始 都が「令和元年度不法投棄撲滅強化キャンペーン」を実施 11月 国が区において羽田空港機能強化に関する説明会を開催 12月 スペインのマドリッドで、気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）開催 容器包装リサイクル法改正省令公布 都が「ゼロエミッション東京戦略」を策定 都が「プラスチック削減プログラム」を策定 令和2年 1月 国が区において羽田空港機能強化に関する説明会を開催

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
令和2年 3月 練馬区環境管理実行計画（第三次）策定 区民環境行動講演会「あなたは、水害から家や地域を守れますか！？」 ※新型コロナウイルス感染症の影響から中止 環境講演会「まったなし！気候変動と異常気象」 ※新型コロナウイルス感染症の影響から中止 牧野記念庭園 東京都指定名勝及び史跡に指定 練馬区資源・ごみ分別アプリリリース	令和2年 2月 国が羽田空港機能強化の新飛行経路の運用開始に向け、実機飛行確認を実施 3月 国が羽田空港機能強化の新飛行経路の運用を開始



ねりまのかんきょう

=令和元年度（2019年度）報告=

令和2年（2020年）9月発行

発 行 練馬区環境部環境課
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 03(3993)1111（代表）

電子メール KANKYOU@city.nerima.tokyo.jp

